
保 健 福 祉 委 員 会

保 健 福 祉 局

内 容

保健福祉局関係予算
保健福祉施策
指導監査
高齢社会対策
介護保険
社会福祉
障がい者福祉
高齢者福祉
児童福祉
母子・父子福祉
医療福祉
保健所
国民健康保険

1. 保健福祉局関係予算

(単位：千円)

科 目 \ 年 度	R4 (決算)	R5 (最終)	R6 (当初)
社 会 福 祉 費	24,935,456	27,746,719	20,346,482
障 が い 福 祉 費	14,470,698	15,559,507	15,579,823
老 人 福 祉 費	1,406,025	2,611,484	1,743,748
児 童 福 祉 費	31,544,448	33,424,638	33,354,166
生 活 保 護 費	12,656,232	13,198,148	13,122,911
法 外 援 護 費	142,505	146,595	148,021
災 害 救 助 費	190	11,424	10,249
保 健 衛 生 費	14,266,217	12,760,510	9,337,561
公 害 保 健 費	1,658,810	1,767,760	1,693,220
計	101,080,580	107,226,785	95,336,181

2. 保健福祉施策

(1) 福祉のまちづくり条例の制定

高齢社会を迎え、子どもからお年寄りまで、すべての人が一人の人間として尊重され、住み慣れた家庭や地域で生きがいを持ちながら、安心して生活できる社会を実現することが強く求められている。そのため、市、市民及び事業者が一体となって人にやさしい福祉都市づくりを推進するための基本的事項を定めた「福祉のまちづくり条例」を制定した。(平成9年4月1日公布・一部施行、平成10年4月1日全面施行)

(2) 福祉のまちづくりの推進

「福祉のまちづくり条例」に基づき、福祉のまちづくりに果たすべき市、市民及び事業者の役割と責務を明らかにすることにより、福祉のまちづくりの総合的推進を図る。

また、平成12年度からバリアフリーのまちづくり推進事業として、倉敷市バリアフリー市民会議を設置し、歩道の段差等の問題箇所を実地にチェックして意見をいただき、予算の範囲内でバリアフリー改修を行う。

(3) くらしき健康福祉プラザ・市保健所の整備

くらしき健康福祉プラザは、子どもからお年寄りまで、すべての市民の生涯にわたる健康づくり、高齢者や障がい者の自立や社会参加の支援、保健福祉に関する情報提供、地域福祉活動の支援などを行う拠点施設として整備した。

また、市保健所は、平成6年に保健所法(改正後の法律名：地域保健法)が改正され、同法による基本指針で、人口30万人以上の市について保健所政令市への移行が求められた。本市においても、関係団体及び学識経験者等による保健所設置懇談会の提言をふまえ、厚生省・岡山県と協議し、本市にふさわしい保健所の体制を整備し、平成13年4月から保健所政令市に移行した。

さらに、保健・福祉の緊密な連携を図るため、両施設を複合施設として整備した。

一施設の概要一

敷地面積 約32,450㎡

(プラザ、保健所、リハビリテーション広場、多目的広場、緑地等)

開館年月日 平成13年4月1日

(令和6年4月1日現在)

区 分	くらしき健康福祉プラザ	保 健 所
所 在 地	倉敷市笹沖180番地	倉敷市笹沖170番地
構造・規模	鉄筋コンクリート造り 地上5階（1部6階）、地下1階	鉄筋コンクリート造り 地上4階（1部5階）、地下1階
建 築 面 積	2,588㎡（水浴棟含む。）	2,215㎡（障がい者デイサービスセンター含む。）
延 床 面 積	9,316.95㎡（ 〃 ）	6,272㎡（ 〃 ）
駐 車 場	324台（保健所含む。）	
開 館 時 間	午前9時から午後9時	午前8時30分から午後5時15分
休 日	毎週月曜日、年末年始	毎週土、日曜日、祝日、年末年始

① くらしき健康福祉プラザの事業内容

- 健康づくり支援拠点機能
- 自立・社会参加の支援拠点機能
- 総合相談・情報提供拠点機能

ア 保健福祉相談

- (a) 保健・福祉の一般的初期相談事業を行う。
- (b) 障がい者、高齢者等を対象に専門相談事業を行う。
- (c) 相談内容ごとに、給付を受けることのできるメニュー、利用できる施設、専門的相談窓口等を個々の事例により具体的に回答する。
- (d) 保健福祉相談室では申請等の受付け受理は行わない。
- (e) 手話通訳者を配置して聴覚障がい者の相談に対応している。

令和5年度 くらしき健康福祉プラザ 保健福祉相談室 利用状況集計表

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開 館 日 数 （ 日 ）		25	23	26	26	26	25	26	25	24	24	24	26	300
相 談 室 利 用 者 数		166	184	137	132	123	180	147	185	140	146	189	255	1,984
部 門 別 相 談 件 数 (件)	生 活 福 祉	4	0	6	3	4	1	2	0	2	0	1	0	23
	児 童 福 祉	3	9	0	1	0	2	0	4	0	0	0	2	21
	高 齢 福 祉	66	83	75	70	65	79	62	111	74	71	82	163	1,001
	障 が い 福 祉	35	29	17	23	7	18	19	12	20	14	24	20	238
	介 護 保 険	15	21	19	29	12	34	14	34	16	21	51	43	309
	医 療 保 険	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	0	0	4
	保 健	10	13	6	7	7	22	8	12	3	9	8	7	112
	そ の 他	49	39	23	15	34	51	45	25	31	37	54	53	456
	計	182	194	146	148	130	207	152	199	146	152	220	288	2,164
手 話 通 訳 利 用 者		54	42	66	63	64	71	45	55	38	32	32	60	622
展示コーナー来場者数		95	281	99	140	112	116	1,176	740	140	103	206	173	3,381
情報提供コーナー利用者数		72	58	83	86	77	71	59	72	61	55	58	69	821
高齢者疑似体験セット利用者数		62	19	0	98	9	13	127	197	0	0	82	6	613
合 計		449	584	385	519	385	451	1,554	1,249	379	336	567	563	7,421
令 和 4 年 度 合 計		314	261	503	484	341	399	734	690	439	378	475	405	5,423

イ 情報提供事業

- (a) 保健、福祉に関する市、県、国等の情報を総合的に提供する。
- (b) 福祉施設、医療・介護施設、福祉機器、福祉イベント等のリアルタイムの情報を提供する。
- (c) 保健、福祉に関する図書、資料を収集・整理し閲覧により提供する。

(d) 提供方法は、次の方法等可能な限り多様な方法で対応する。

窓口職員により来所、電話による情報提供

情報端末による情報提供

図書・資料による情報提供

インターネットによる情報提供

ウ 福祉機器展示事業

●市民活動の支援拠点機能

ボランティア活動の推進と支援を行う。

●令和5年度研修室等利用実績

ア 部屋別利用者数

施設名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
101研修室	487	429	487	596	425	408	443	481	431	390	494	508	5,579
102研修室	727	671	828	1,245	701	842	886	1,022	893	674	871	961	1,0321
201研修室	1,379	1,395	1,309	2,486	1,736	1,497	1,813	1,866	1,340	1,603	1,747	1,733	19,904
301研修室	785	891	952	1,025	807	866	964	798	733	712	794	1,081	10,408
和室研修室	567	689	663	1,052	594	593	661	734	722	723	615	664	8,277
工芸室	447	524	513	777	491	483	517	533	506	571	572	585	6,519
視聴覚室	645	630	765	1,470	807	887	928	947	892	834	1,047	742	10,594
調理室	288	353	416	782	355	381	326	504	525	377	436	291	5,034
水浴訓練室	583	607	631	1,125	652	620	625	535	386	0	0	0	5,764
体育館	2,477	2,264	2,713	3,965	3,026	2,200	2,471	2,418	2,331	2,406	2,599	2,559	31,429
プラザホール	2,312	2,259	3,022	3,886	3,385	3,450	2,967	4,366	3,349	3,419	2,854	4,891	40,160
計(人)	10,697	10,712	12,299	18,409	12,979	12,227	12,601	14,204	12,108	11,709	12,029	14,015	153,989
令和4年度	10,057	9,944	12,187	11,090	9,491	10,814	11,630	10,911	10,969	9,235	11,126	12,486	129,940
対前年度比	106%	108%	101%	166%	137%	113%	108%	130%	110%	127%	108%	112%	119%

イ 部屋別利用回数

施設名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
101研修室	63	57	68	63	63	64	71	69	66	55	66	69	774
102研修室	63	59	63	71	60	69	69	69	62	62	66	72	785
201研修室	54	58	51	65	59	60	62	60	46	54	63	68	700
301研修室	55	57	63	57	58	62	67	57	57	52	58	67	710
和室研修室	48	56	47	43	49	50	54	53	58	52	50	57	617
工芸室	48	48	54	52	46	48	51	50	50	49	56	60	612
視聴覚室	49	41	51	65	52	60	59	59	58	51	59	53	657
調理室	22	25	40	39	31	36	29	36	44	31	35	25	393
水浴訓練室	110	114	106	119	113	107	108	103	73	0	0	0	953
体育館	269	255	262	281	304	260	257	249	240	245	262	296	3,180
プラザホール	45	37	45	45	42	54	48	57	55	51	40	67	586
計(回)	826	807	850	900	877	870	875	862	809	702	755	834	9,967
令和3年度	787	782	857	967	890	919	950	927	816	795	856	961	10,507
対前年度比	105%	103%	99%	93%	99%	95%	92%	93%	99%	88%	88%	87%	95%

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
開館日数	26	26	26	26	27	26	26	26	24	24	25	27	309

② くらしき健康福祉プラザ利用料金

※料金計算後10円未満の端数がある場合は切捨てて納入

(その1)

施設名	定員	基本使用料(単位 円)						備考
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで	
プラザホール	289人	1,540	2,640	3,190	4,180	5,830	7,370	冷暖房使用の場合 1時間につき 1,320円を加算
工芸室	24人	440	770	990	1,210	1,760	2,200	
視聴覚室	30人	770	1,320	1,650	2,090	2,970	3,740	
調理室	42人	1,210	1,540	1,870	1,980	2,640	3,080	電磁調理器使用の 場合1回につき 440円を加算
101研修室	12人	220	330	440	550	770	990	
102研修室	32人	550	770	990	1,320	1,760	2,310	
201研修室	64人	1,210	1,980	2,530	3,190	4,510	5,720	
301研修室	30人	550	770	990	1,320	1,760	2,310	
和室研修室	36人	770	1,210	1,540	1,980	2,750	3,520	

※プラザホールの使用料には親子室及び講師控室も含む。

(その2)

施設名	使用料			備考
	昼間	夜間	全日	
	9時から17時 1時間までごとに	17時から21時 1時間までごとに	9時から21時	
体育館	770円	990円	8,470円	・8時30分から9時までの繰 上げ使用の場合、当該使 用料に462円を加算 ・冷暖房使用の場合、1時 間ごとに660円を加算

(その3)

施設名	種別	使用料		備考
水浴訓練室	専用使用	1,100円(1時間)		9:30~12:30
	個人使用	高校生以下	50円(2時間)	12:30~14:30
		その他	110円(2時間)	15:00~17:00

※1 専用使用できるのは日曜日(年末年始をのぞく)。

営業目的の専用使用はできない(専用使用の予約ができるのは、前週の土曜日まで)。

※2 個人使用できるのは土曜日と日曜日(年末年始をのぞく)。

土曜日は12:30から17:00までで、障がい者・高齢者のみ使用できる。

[その他料金]

・市外居住割増し(市外に居住する人又は市外に事務所を有する法人が使用する場合)

基本使用料の100パーセント加算

・営業割増し(営業の宣伝などの目的、2,000円以上の入場をもって入場させる場合)

基本使用料の500パーセント加算

※市外居住割増しがある場合の基本使用料は、加算後の額

・超過時間等割増し(30分までごとに使用時間の前後が繰上げ又は超過となる場合)

基本使用料の20パーセントを加算

- ア 8時30分から9時までの繰上げ又は12時から12時30分までの超過のとき 午前の使用時間区分
 イ 12時30分から13時までの繰上げ又は17時から17時30分までの超過のとき 午後の使用時間区分
 ウ 17時30分から18時までの繰上げのとき
 又は101研修室及び102研修室における21時から23時までの超過のとき 夜間の使用時間区分

・附属設備の使用料

品 名	使 用 料	使用できる施設
	1回の金額	
映写機	1,320円	プラザホール
ワイヤレスマイク	330円	全室
拡声装置	660円	プラザホール
照明装置	3,520円	プラザホール
電磁調理器	440円	調理室

※上記以外の附属設備は無料。

(4) 倉敷市真備健康福祉館（まびいきいきプラザ）の整備

倉敷市真備健康福祉館（まびいきいきプラザ）については、市民の健康づくりや、福祉活動等を支援し、世代を超えた交流ができる施設として整備した。

ー施設の概要ー

敷地面積 9,340.66㎡

（屋内：温水プール・トレーニング室・広間・和室・食育活動室 等）

（屋外：多目的広場・駐車場・駐輪場 等）

開館年月日 平成23年4月1日

所 在 地	倉敷市真備町川辺2271番地
構 造 ・ 規 模	鉄骨造平屋建
延 床 面 積	2,387.77㎡
駐 車 場	126台
開 館 時 間	平日 午前9時から午後9時、土日祝 午前9時から午後6時
休 館 日	毎週火曜日、祝日の翌日、年末年始

① 倉敷市真備健康福祉館（まびいきいきプラザ）の事業内容

●市民の健康づくりの支援

温水プールやトレーニング室、介護予防室及び軽運動室において、健康・体力づくりを支援する。

●地域の子育て支援

こどもひろばを中心に、親子が気軽に集える場を提供するとともに、水泳教室やおやつづくり等を実施する。

●障がい者、高齢者等の社会参加の支援

市内障がい者福祉施設等の授産製品等を展示・販売するほか、高齢者・中高年を対象とした健康体操や水中歩行などの講座を実施する。

●世代間交流の支援

広間を活用し、歌や踊りなどの市民ステージを実施する。

●地域福祉活動の支援

地域福祉活動の場として、各種事業が円滑に行えるように支援する。

●令和5年度貸館等利用人数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
開館日数		25	24	26	27	25	25	26	24	24	24	24	26	300
貸 館	多目的室	171	209	304	147	132	194	117	96	179	161	143	234	2,087
	広間	87	150	250	209	15	185	313	215	150	0	40	240	1,854
	和室1	49	55	41	54	47	41	82	67	89	50	31	58	664
	和室2	22	19	13	14	21	8	62	27	40	8	5	32	271
	和室3	38	30	31	44	29	33	57	53	33	32	37	58	475
	食育活動室	25	24	39	10	26	11	26	31	21	25	16	10	264
	会議室	218	191	214	294	162	190	233	308	115	155	138	303	2,521
	実践活動室	150	95	151	143	65	164	161	128	134	139	128	184	1,642
	多目的広場	72	72	120	72	0	60	60	70	56	39	77	39	737
温水プール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
軽運動室・トレーニング室・ 介護予防室利用者		595	676	698	884	775	795	870	732	684	746	851	1,018	9,324
温水プール利用者		1,009	1,103	1,520	2,400	2,016	1,982	1,501	1,185	933	1,172	1,275	1,474	17,570
こどもひろば利用者		441	489	540	926	977	772	705	778	563	851	964	982	8,988
基幹事業		176	94	286	281	480	174	175	220	363	185	695	120	3,249
自主事業		739	629	905	746	768	793	814	712	692	632	765	689	8,884
インターネット利用者		4	2	1	1	1	1	0	1	0	3	11	11	36
見学者		313	226	272	365	315	366	348	352	306	318	396	369	3,946
物品販売		11	9	19	40	36	24	12	14	14	10	14	17	220
展示販売		0	0	0	0	1	0	3	0	9	0	2	0	15
合計		4,120	4,073	5,404	6,630	5,866	5,793	5,539	4,989	4,381	4,526	5,588	5,838	62,747
令和4年度合計		2,691	3,221	3,991	4,518	4,275	3,727	4,490	4,159	3,671	3,560	4,120	4,426	46,849
対前年度比		153.1%	126.5%	135.4%	146.7%	137.2%	155.4%	123.4%	120.0%	119.3%	127.1%	135.6%	131.9%	133.9%

- ② 倉敷市真備健康福祉館（まびいきいきプラザ）利用料金
 ※料金計算後10円未満の端数がある場合は切捨てて納入
 （その1）

施 設 名		定 員	基本利用料（単位 円）						備 考
			午 前	午 後	夜 間	昼 間	昼夜間	全 日	
			9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで	
多目的室	全室	48人	880	1,210	880	2,530	2,530	3,850	
	片側	24人	440	605	440	1,265	1,265	1,925	
広間	全室	144人	2,310	3,080	2,310	6,270	6,270	9,460	プロジェクター 照明装置 マイク
	片側	72人	1,155	1,540	1,155	3,135	3,135	4,730	
和室1		8人	110	110	110	330	330	440	
和室2		8人	110	110	110	330	330	440	
和室3		8人	110	220	110	440	440	660	
会議室	全室	36人	770	990	770	1,980	1,980	3,080	マイク
	片側	18人	385	495	385	990	990	1,540	
食育活動室		20人	550	660	550	1,430	1,430	2,200	
実践活動室		24人	550	660	550	1,430	1,430	2,200	
温水プール （専用使用）		20人	2,750（1時間）						貸出可能時間 9：30～11：30
多目的広場			無料 ゲートボール4面分						貸出可能時間 9：30～11：30

（その2）

施 設 名	種 別	通常料金（円）	備 考
		2時間あたり	
温水プール	小学生以下	110	・団体利用可（25名以上） ・専用使用可（9：30～11：30のみ）
	中学生・高校生	160	
	大人	220	
	高齢者（70歳以上）	110	
	障がい者	無料	
運動室等	小学生以下	110	トレーニング室 介護予防室 軽運動室 } が対象
	中学生・高校生	160	
	大人	330	
	高齢者（70歳以上）	160	
	障がい者	無料	

※温水プールの専用使用は保健又は福祉の関係団体が保健又は福祉を目的として使用する場合に限る。

[その他料金]

- ・市外居住割増し（市外に居住する人又は市外に事務所を有する法人が使用する場合） 基本料金の100パーセント加算
 - ・営業割増し（営業の宣伝などの目的、2,000円以上の入場料をもって入場させる場合） 基本料金の500パーセント加算
 - ・超過時間等割増し（30分までごとに使用時間の前後が繰上げ又は超過となる場合） 基本料金の20パーセントを加算
- ア 8時30分から9時までの繰上げ又は12時から12時30分までの超過のとき 午前の使用時間区分
 イ 12時30分から13時までの繰上げ又は17時から17時30分までの超過のとき 午後の使用時間区分
 ウ 17時30分から18時までの繰上げ 夜間の使用時間区分

・附属設備の使用料

品 名	利 用 料	利用できる施設
	1回の料金（円）	
プロジェクター	1,320	全室
ポータブルワイヤレスアンプ	660	全室・屋外（広間・会議室は室料に含まれています。）
将棋盤・将棋駒 一式	110／1H	全室
碁盤・碁石 一式	110／1H	全室
卓球 一式	110／1H	軽運動室（別途軽運動室の使用料が必要です。）

※上記以外の附属設備は無料。

(5) くらしきすこやかプラザ（ふじ園、倉敷児童館、有城荘からなる複合施設）の整備

昭和47年に建設した総合福祉会館及び倉敷児童館を建て替え、ふじ園、倉敷児童館、有城荘からなる複合施設として整備した。

ー施設の概要ー

敷地面積 6,070.37㎡

開館年月日 令和4年7月29日

所 在 地	倉敷市有城710番地
構 造 ・ 規 模	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造一部木造2階建
延 床 面 積	2,672.57㎡
駐 車 場	95台

※くらしきすこやかプラザにある各施設の概要はそれぞれの項に記載する。

(6) 地域福祉基金

高齢者や障がい者等の在宅福祉の普及向上及び健康・生きがいづくり等の推進を図るため、平成5年7月に、地域福祉基金を設置した。基金（基金現在高596,497千円）は、市の積立金527,000千円及び寄付金をもって充て、事業は基金の運用益等を用いて行う。またこの基金を管理、運営するため、倉敷市地域福祉基金運営委員会を設置している。

令和5年度実績

（単位：円）

1 助成事業	1,197,573	交付17件
(1) 在宅福祉の普及、向上に関する事業	50,000	交付 1件
(2) 健康、生きがい、社会参加推進事業	1,097,573	交付15件
(3) ボランティア活動活発化事業	50,000	交付 1件
(4) その他委員会が必要と認める事業	0	交付 0件
2 委託事業	138,384	
(1) 障がい者・ボランティア国内宿泊研修事業	0	障がい者とボランティアが宿泊を共にし、より理解を深め、福祉についての意識の向上を図る研修会（新型コロナウイルス感染症の影響で中止）
(2) 地域共助型ボランティア育成事業	138,384	従来の体験型ボランティアに加えて、学生・生徒が作成した絵葉書を歳末慰問金配布事業対象者に贈る間接型ボランティアも実施
3 その他		
事務費・予備費	21,120	
合 計	1,357,077	

(7) 重層的支援体制整備事業

社会福祉法の改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業に取り組むもの。

令和4年度から重層的支援体制整備事業への移行準備事業（3年間）に取り組んでいる。

3. 指導監査

(1) 社会福祉法人・社会福祉施設の指導監査

社会福祉法人に対する指導監査は、関係法令、通知等に基づき、運営全般について必要な助言、指導等を行うことによって、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るために実施する。

また、社会福祉施設に対する指導監査は、関係法令、通知等に基づき、福祉サービスの質の向上を図るために、人員の確保や利用者の処遇などについて適正に実施されているかどうかをチェックし、必要に応じて助言・指導等を行うことによって、社会福祉事業の円滑な運営を図るために実施する。

令和5年度指導監査実施状況

区 分	社会福祉法人	社 会 福 祉 施 設				
		生 活 保 護 施 設 等	障 が い 者 支 援 施 設	老 人 福 祉 施 設	児 童 福 祉 施 設	合 計
指導監査対象数	73法人	3施設	7施設	138施設	86施設	234施設
指導監査実施数	30法人	2施設	2施設	51施設	86施設	141施設

(2) 介護保険施設の指導監査

介護保険施設に対する指導は、関係法令、通知等に基づき、人員、設備及び運営に関する基準、介護給付費の算定及び取扱いに関する基準によって、介護給付対象サービス等の質の確保と保険給付の適正化を図るために実施する。

また、監査は、設備及び運営の基準に重大な違反があると疑われる場合、介護給付対象サービスの内容及び介護報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等に事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を講ずるために実施する。

令和5年度指導監査実施状況

区 分	居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	地域密着型 サ ー ビ ス 事 業 所	居 宅 介 護 支 援 事 業 所	介 護 老 人 福 祉 施 設	介 護 老 人 保 健 施 設 等	介 護 予 防 支 援 事 業 所	合 計
介護保険施設数	442事業所	221事業所	111事業所	24施設	19施設	25事業所	842事業所
実地指導実施数	106事業所	54事業所	22事業所	19施設	5施設	3事業所	209事業所

(3) 障がい福祉施設の指導監査

障がい福祉施設に対する指導は、関係法令、通知に基づき、人員、設備及び運営に関する基準、障がい福祉サービス費用の額の算定に関する基準によって、障がい福祉サービスの質の確保と介護給付・訓練給付の適正化を図るために実施する。

また、監査は、障がい福祉サービスの内容に重大な運営基準違反が疑われる場合等に事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を講ずるために実施する。

令和5年度指導監査実施状況

区 分	障 が い 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所	障 が い 者 支 援 施 設	障 が い 児 通 所 支 援 事 業 所	地 域 相 談 支 援 事 業 所 等	合 計
障がい福祉施設数	358事業所	7事業所	106事業所	90事業所	561事業所
実地指導実施数	109事業所	2事業所	31事業所	28事業所	170事業所

4. 高齢社会対策

急速な高齢化の進展は、高齢者だけにとどまらず全ての世代の生活や社会の仕組みに様々な影響を及ぼすものと予想されることから、保健・医療・福祉などの社会保障や生涯学習、雇用、生活環境など広範囲な分野における課題を把握し、対応策を検討・推進するため、庁内・庁外の組織を整備するとともに、来るべき超高齢社会に向けた計画を作成し、高齢社会対策を総合的に推進する。

(1) 高齢者人口の動向

(R6. 3. 31現在)

地 区 科 目		倉敷（庄、茶屋町含）	水 島	児 島	玉 島	船 穂	真 備	計
総人口	男	110,179	45,729	31,042	30,259	4,010	9,929	231,148
	女	119,375	43,637	33,334	32,163	4,214	10,459	243,182
	計	229,554	89,366	64,376	62,422	8,224	20,388	474,330
65歳以上	男	25,221	10,866	9,487	8,051	1,022	3,267	57,914
	女	33,105	13,189	12,587	10,664	1,305	4,041	74,891
	計	58,326	24,055	22,074	18,715	2,327	7,308	132,805
同人口比率	男	22.9%	23.8%	30.6%	26.6%	25.5%	32.9%	25.1%
	女	27.7%	30.2%	37.8%	33.2%	31.0%	38.6%	30.8%
	計	25.4%	26.9%	34.3%	30.0%	28.3%	35.8%	28.0%

※住民基本台帳人口

(2) 倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）

倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画は、令和4年度・5年度で見直しを行い、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする第9期計画を策定した。

5. 介護保険

(1) 介護保険事業の概要

介護保険は、要介護・要支援認定者に対し必要な保険給付を行うため、市町村が保険者となり、特別会計を設けて、保険料と公費により事業運営を行っている。また、平成18年度の法改正により地域支援事業が法に位置付けられ、高齢者支援センターを設置し、総合相談等に取り組んでいる。さらに、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう地域包括ケアシステム構築を進めるため、平成28年3月からは介護予防・日常生活支援総合事業を実施。平成28年度からは地域づくりを中心的に行う生活支援コーディネーターを配置し、地域づくりを通じた介護予防の充実等を図るとともに、認知症施策や、在宅医療介護連携推進事業等に取り組んでいる。

- ・根拠法令：介護保険法（平成9年12月17日 法律第123号）
- ・加入対象者
 - 第1号被保険者（65歳以上）：全員加入
 - 第2号被保険者（40歳以上～65歳未満）：医療保険加入者
- ・保険料の算定
 - 第1号被保険者：市町村が算定
 - 第2号被保険者：加入している医療保険者が算定

介護保険の財源

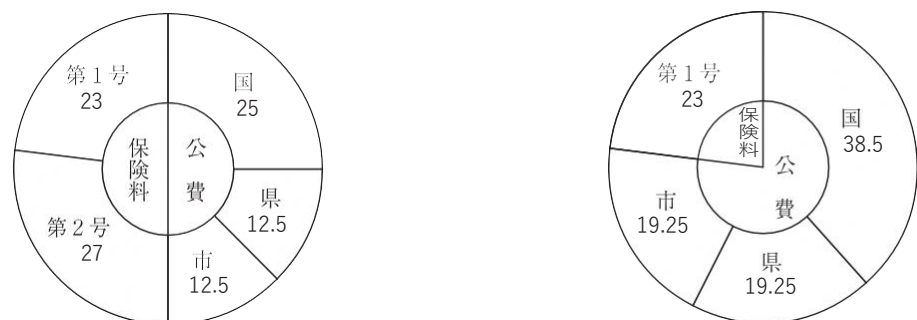
標準給付費



地域支援事業費

介護予防・日常生活支援総合事業費

包括的支援事業費及び任意事業費



(2) 令和6年度介護保険事業特別会計予算

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
科 目	6年度当初	科 目	6年度当初
1. 介護保険事業収入		1. 介護保険事業費	
1 保険料	9,311,045	1 総務費	838,050
5 使用料及び手数料	5,361	総務管理費	411,412
10 国庫支出金	10,826,605	賦課徴収費	26,572
15 県支出金	6,537,800	介護認定審査会費	400,066
20 支払基金交付金	12,225,715	5 保険給付費	43,768,771
23 財産収入	2,372	13 地域支援事業費	2,311,825
25 繰入金	8,012,170	20 準備基金積立金	2,372
一般会計繰入金	7,284,727	25 諸支出金	12,945
介護給付費等準備基金繰入金	727,443	償還金・還付金	11,945
30 繰越金	1	高額介護サービス費貸付金	1,000
35 諸収入	12,894		
歳 入 計	46,933,963	歳 出 計	46,933,963

(3) 一般会計からの繰入状況

(単位：千円)

区 分	令和5年度（決算見込）	令和6年度（予算）
歳 入	47,071,150	46,933,963
歳 出	46,458,860	46,933,963
差	612,290	0
繰 越 明 許	—	—
次 年 度 償 還 金	347,491	—
準 備 基 金 積 立 金	503,023	—
一 般 会 計 繰 入 額	7,007,215	7,284,727

(4) 要介護認定

要介護認定申請受付や訪問調査を実施し、保健・医療・福祉の専門家で構成される介護認定審査会において要介護認定の審査を行った。

(令和5年度実績)

- ・要介護認定申請件数 延 22,219件
- ・要介護認定審査件数 延 21,955件
- ・介護認定審査会開催回数 延 819回

① 要介護認定対象者

- ・第1号被保険者
- ・第2号被保険者で、16種類の特定疾病該当者

② 認定状況（令和6年3月31日現在）

(単位：人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
第1号	4,206	5,393	6,129	4,712	3,643	3,249	2,015	29,347
第2号	44	108	57	103	61	73	71	517
合 計	4,250	5,501	6,186	4,815	3,704	3,322	2,086	29,864

(5) 保険給付

要介護・要支援認定者に対してサービス費の給付業務を行った。

- ・給付割合 9割（一定以上所得のある人 8割または7割）
- ・介護保険給付費

要支援・要介護認定者に対する在宅・施設サービス費

- ・審査支払手数料
介護報酬の審査支払に係る手数料
- ・高額介護サービス費
市民税課税世帯で課税所得690万円以上 上限 月140,100円
市民税課税世帯で課税所得380万円以上690万円未満 上限 月 93,000円
市民税課税世帯で課税所得380万円未満 上限 月 44,400円
市民税非課税世帯で合計所得金額＋課税年金収入額の合計額が80万円を超える人 上限 月24,600円
市民税非課税世帯で合計所得金額＋課税年金収入額の合計額が80万円以下の人、市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者、生活保護世帯 上限 月15,000円
- ・特定入所者介護サービス費 市民税非課税世帯に対して施設に入所（短期入所含む）した場合の食費・居住費を減額

① 受給者の状況（令和6年3月サービス請求実績）

（単位：人）

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
在 宅	1,735	3,248	5,834	4,876	3,396	2,225	1,226	22,540
施 設	0	0	159	264	731	1,215	835	3,204
合 計	1,735	3,248	5,993	5,140	4,127	3,440	2,061	25,744

② 介護給付費の執行状況（令和5年度）

- ・在宅等 28,431,144,191円
- ・施設 13,840,051,012円

③ 介護保険対象サービスの利用状況

サービス種類		5年度見込事業計画値	令和5年度	
			利用実績	事業計画比
居宅サービス	訪問介護	53,623回／月	58,765回／月	109.6%
	訪問入浴介護	949回／月	640回／月	67.5%
	訪問看護	24,439回／月	21,678回／月	88.7%
	訪問リハビリテーション	6,568回／月	6,888回／月	104.9%
	居宅療養管理指導	3,059人／月	3,365人／月	110.0%
	通所介護	60,737回／月	52,765回／月	86.9%
	通所リハビリテーション	24,095回／月	21,729回／月	90.2%
	短期入所生活介護	20,414日／月	19,415日／月	95.1%
	短期入所療養介護	678日／月	430日／月	63.4%
	特定施設入居者生活介護	1,471人／月	1,209人／月	82.2%
	福祉用具貸与	11,724人／月	11,622人／月	99.1%
	特定福祉用具販売	2,076件	2,256件	108.7%
地域密着型サービス	地域密着型通所介護	13,472回／月	12,860回／月	95.5%
	認知症対応型通所介護	2,339回／月	1,709回／月	73.0%
	小規模多機能型居宅介護	968人／月	787人／月	81.3%
	認知症対応型共同生活介護	1,378人／月	1,246人／月	90.4%
	地域密着型特定施設入居者生活介護	86人／月	82人／月	95.2%
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	518人／月	456人／月	88.0%
	定期巡回随時対応型訪問介護看護	59人／月	164人／月	277.7%
	看護小規模多機能型居宅介護	221人／月	153人／月	69.3%
	住宅改修	2,280件	2,343件	102.8%
居宅介護支援		15,761人／月	15,201人／月	96.4%
施設サービス	介護老人福祉施設	1,610人／月	1,611人／月	100.0%
	介護老人保健施設	1,325人／月	1,291人／月	97.4%
	介護療養型医療施設	0人／月	65人／月	-
	介護医療院	189人／月	139人／月	73.5%
	施設入所者計	3,124人／月	3,106人／月	99.4%

(6) 介護保険料

① 第1号被保険者（65歳以上）の令和6年度の保険料額（年額）

（単位：円）

段階	1段階	2段階	3段階	4段階	5段階	6段階	7段階	8段階
金額	22,060	32,900	51,480	66,180	77,400	92,880	100,620	116,100
段階	9段階	10段階	11段階	12段階	13段階	14段階	15段階	
金額	131,580	147,060	162,540	178,020	185,760	193,500	201,240	

※原則として、公的年金（老齢福祉年金を除く。）が年額18万円以上ある人は、保険料は年金から天引き（特別徴収）され、それ以外（普通徴収）の人は、納付書や口座振替で納付する。

② 第1号被保険者保険料の収納状況

（単位：円）

区 分		調 定 額	収 納 額	収納未済額	還付未済額	収 納 率
R5 年 度	特別徴収	8,458,276,900	8,458,276,900	0	10,649,320	100.0%
	普通徴収	800,087,220	753,285,220	46,802,000	715,180	94.2%
	合 計	9,258,364,120	9,211,562,120	46,802,000	11,364,500	99.5%

(7) 地域支援事業

① 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援認定等を受けた人が利用できる介護予防・生活支援サービス事業と65歳以上のすべての人が利用できる一般介護予防事業があり、住み慣れた地域で可能な限り暮らすことができるよう、地域づくりを通じた介護予防の充実等を推進している。

（倉敷市社会福祉協議会に地域づくりを中心的に行う生活支援コーディネーターを6名配置し、地域づくりの取組みを推進している。）

② 認知症施策

・認知症初期集中支援チームによる支援（平成28年4月1日～）

認知症が疑われる方等の自宅に専門のチームが訪問し、本人の様子の確認や家族への助言などの支援を、初期に色々な面から集中的に行い、必要な医療・介護サービスにつなげ、自宅での自立生活のサポートを行う。

・認知症サポーター養成講座

認知症について学び、正しい知識を持って、認知症の方やその家族の方たちを見守り、支える認知症サポーターを養成する。養成者数 3,722人（令和5年度）

・認知症カフェ運営補助（平成28年4月1日～）

認知症の人およびその家族、地域住民等が気軽に集い、専門家のアドバイスを得ながら、認知症状の悪化防止、相互交流、情報交換等を行う認知症カフェについて、その運営を行う団体等に、運営費用の1/2を助成する。（上限年間5万円） 認知症カフェ数 26ヶ所（令和5年度）

③ 在宅医療・介護連携推進事業

中・重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるように、在宅医療を進めるとともに、医療介護の連携を強化するために、連合医師会等の関係団体と連携し、①在宅医療の体制整備、②在宅に向けた多職種連携（顔の見える関係づくり）、③在宅医療・介護を支える基盤整備（在宅医療・介護を支える地域づくり）の3つの視点で取組みを推進している。

④ 高齢者支援センター（地域包括支援センター）運営事業（平成18年4月1日施行）

市内25箇所にセンターを設置し、在宅の高齢者及びその家族等に対し、総合的な相談・支援、権利擁護、介護予防マネジメント等を実施し、地域での日常生活が維持・向上するよう支援し、高齢者及びその家族の福祉の向上を図る。

地区	名 称	所 在 地	電話番号
倉 敷	倉敷中部高齢者支援センター	鶴形1-9-7 ケアハウスつるがた内	430-6703
	倉敷南高齢者支援センター	粒江2500-1 特養浮洲園内	420-1355
	老松・中洲高齢者支援センター	老松町4-4-7 倉敷在宅総合ケアセンター内	427-1191
	大高高齢者支援センター	粒浦80-1 倉敷市保健医療センター内	427-8811
	倉敷西高齢者支援センター	中島770-1 誠和会在宅センター内	466-3156
	帯江・豊洲高齢者支援センター	亀山679-1 老健亀龍園内	429-2714
	中庄高齢者支援センター	徳芳504 杉の子デイサービスセンター内	461-2357
	天城・茶屋町高齢者支援センター	藤戸町藤戸1573-1 藤戸クリニック内	428-1661
	庄北高齢者支援センター	山地1297 特養庄の里内	461-0085
	倉敷北高齢者支援センター	下庄700-1 老健サンライフ倉敷内	463-7760
水 島	水島高齢者支援センター	水島南春日町13-1 倉敷医療生協会館内	446-6511
	福田高齢者支援センター	東塚5-4-50 老健和光園内	455-5132
	連島高齢者支援センター	神田2-3-27 特養みどり荘内	444-3200
児 島	琴浦高齢者支援センター	児島下の町5-2-17 特養王慈園内	473-9001
	児島中部高齢者支援センター	児島柳田町355-1 特養倉敷シルバーセンター内	473-0847
	児島西高齢者支援センター	児島駅前4-83-2 児島障がい者支援センター内	472-0221
	赤崎高齢者支援センター	児島阿津2-7-53 老健オアシスK-3内	472-2941
	下津井高齢者支援センター	下津井吹上2-6-4 下津井病院内	479-8271
	郷内高齢者支援センター	串田660 老健倉敷あいあいえん内	470-2005
玉 島	玉島東高齢者支援センター	玉島750-1 プライムホスピタル玉島内	523-6235
	玉島中部高齢者支援センター	玉島中央町1-4-8 老健秀明荘内	523-5322
	玉島南高齢者支援センター	玉島勇崎1044-3 地密特養あすなろテラス内	528-3266
	玉島北高齢者支援センター	玉島陶856-1 特養グリーンピア瀬戸内内	525-1339
	船穂高齢者支援センター	船穂町船穂1861-1 高齢者福祉センター内	552-9005
	真備高齢者支援センター	真備町箭田2159 シルバーセンター後楽内	698-5999

(8) その他

① 住宅改造補助事業

介助を必要とする高齢者等が、自宅において暮らしやすい生活を送ることができるように住宅改造する場合に、その費用の一部を補助する。

区分 \ 年度	R 3	R 4	R 5
補 助 件 数	70	65	46
事 業 費 (円)	26,687,000	22,069,000	16,098,000

② 広報事業

介護保険制度や自分らしい暮らしを続けるために健康を保つための取組み等を広く市民に理解してもらうため、広報くらしきや出前講座を実施し広報活動に努める。

・出前講座 実施回数 12回 参加者 290人 (令和5年度)

③ 倉敷市介護保険適正運営協議会の設置

介護保険事業の適切かつ円滑な運営を図るために、苦情・相談事例や制度運営上の課題などを調査審議する機関として、「倉敷市介護保険適正運営協議会」を設置している。

・委員数 9人

6. 社会福祉

(1) 社会福祉行政の推進

人々が生活を営んでいく中で病気や災害、失業、あるいは高齢で働けなくなるなどさまざまな障がいがあるが、こうした生活上の困難に際しては、個人の努力や家族の助け合いだけでは乗りこえられない場合がある。

生涯にわたって安定した生きがいのある生活を営んでいくために、それらの生活不安や障がい除去されるような制度を社会的に整備しておく必要から、社会保険や社会福祉、公的扶助等の社会保障制度が設けられている。国民生活水準の向上、人口構造高齢化、核家族化の進行といった社会経済の変化により、これら社会保障制度に対する市民ニーズが変化するなかで、社会福祉の各分野においても新しい対応が求められており、種々の施策を展開しているところである。

今後は、市民一人ひとりが社会福祉活動に参加し協力していけるような地域社会の形成に努力し、社会福祉を行政だけのものとせず、市民全体の連帯意識の高揚を図りながら人間尊重の理念に基づき総合的に推進する。

今後は、市民一人ひとりが社会福祉活動に参加し協力していけるような地域社会の形成に努力し、社会福祉を行政だけのものとせず、市民全体の連帯意識の高揚を図りながら人間尊重の理念に基づき総合的に推進する。

(2) 福祉都市宣言（昭和42年12月23日）

倉敷市は水島臨海工業地帯を中核として地域的に人口的にも飛躍的な発展を示し、産業構造の近代化とともに高度の経済成長を遂げております。

およそ市政は市民の福祉増進と幸福のためにこそ行われるべきものであり、またこれが究極の目的であります。

今日近代産業の急速な発展によっていかに市勢が伸展し、市民個々の所得が増加し、経済的に安定いたしましても人間尊重を基盤とする社会福祉行政がなおざりにされ、あるいは精神文化の発達が遅滞して真の発展はあり得ないところであります。

すなわち工業発展に伴う公害によって生活環境が悪化し、市民の健康がむしばまれることのないよう、また生産活動に直接参加できない老人・幼児・病弱虚弱者あるいは心身障がい者に対し、物心両面に亘る積極的福祉対策を推進することこそ焦眉の急であり大きな市政の柱であります。

われわれ倉敷市民は華々しい発展の陰にこうした多くの人々がひたすら市政に期待し温かい援護措置を待望していることを忘れることなく打って一丸となって福祉都市実現のため努力することを決意するものであり、ここに全国にさきがけ倉敷市は福祉都市であることを宣言します。

(3) 民生委員

① 定 数

(単位：人)

区 分 \ 地 区	倉 敷	水 島	児 島	玉 島	計
平成28年一斉改選時 (H28. 12. 1)	334	151	136	169	790
令和元年一斉改選時 (R1. 12. 1)	334	151	136	169	790
令和4年一斉改選時 (R 4. 12. 1)	344	155	136	171	806
地 区 協 議 会	19	10	8	9	46

② 報 償 費

会 長 年額29,400円 副会長 年額26,460円

委 員 年額23,520円

③ 活 動 費

民生委員・児童委員活動費 58,200円

民生委員・会 長 活 動 費 11,920円

(4) 生活保護

① 年次別被保護世帯、人員

区分 \ 年度		R 3	R 4	R 5
		R 4. 3. 31	R 5. 3. 31	R 6. 3. 31
人口	住民基本台帳人口 (外国人登録人口)	478, 651 (6, 371)	476, 710 (7, 090)	474, 330 (7, 696)
世帯	〃 世帯 (〃 世帯)	216, 756 (4, 126)	218, 626 (4, 832)	220, 070 (5, 411)

※ () は外国人で内数

区分 \ 年度		R 3	R 4	R 5
被 保 護 人 員		6, 969	7, 092	7, 094
〃 世 帯		5, 310	5, 449	5, 480
保護率 (1, 000分率)		14. 6	14. 9	15. 0

② 生活保護実施状況

区 分 (区分) 年度			生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭	計	保護施設 事務費
人員 (人)	年 間	R4	74, 288	72, 505	5, 416	18, 878	76, 009	9	1, 746	135	248, 986	982
		R5	74, 669	73, 231	5, 156	19, 687	76, 981	12	1, 677	125	251, 538	1, 030
	1ヵ月 平 均	R4	6, 191	6, 042	451	1, 573	6, 334	1	146	11	20, 749	82
		R5	6, 222	6, 103	430	1, 641	6, 415	1	140	11	20, 962	86
扶助費 (千円)	年 間	R4	3, 521, 232	1, 692, 429	54, 959	362, 083	6, 023, 850	769	26, 553	26, 631	11, 708, 506	154, 066
		R5	3, 565, 386	1, 732, 904	54, 410	381, 670	6, 366, 072	1, 256	27, 293	24, 023	12, 153, 015	168, 810
	1ヵ月 平 均	R4	293, 436	141, 036	4, 580	30, 174	501, 987	64	2, 213	2, 219	975, 709	12, 839
		R5	297, 116	144, 409	4, 534	31, 806	530, 506	105	2, 274	2, 002	1, 012, 751	14, 068
構成比 (%) (扶助費の年間)		R4	30. 07	14. 45	0. 47	3. 09	51. 45	0. 01	0. 23	0. 23	100. 00	
		R5	29. 34	14. 26	0. 45	3. 14	52. 38	0. 01	0. 22	0. 20	100. 00	

※保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を積み立て、安定就労により保護廃止に
いたったときに就労自立給付金を支給する。(平成26年7月1日施行)

〈令和5年度実績〉 45人 1, 706, 439円

※高等学校等を卒業して大学等に進学する方に対して、進学の際の新生活の立ち上げ費用として進学準備給付金を支
給する(平成30年6月8日施行)

〈令和5年度実績〉 13人 2, 300, 000円

③ 生活保護ケースワーカー

(R6. 4. 1現在)

地 区	倉 敷	水 島	児 島	玉 島	計
ケースワーカー	32	17	9	8 (1)	66

※玉島の () 内の数字は真備保健福祉課分の再掲

(5) 生活困窮者等対策

① 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、生活困窮者に対する相談窓口として「倉敷市生活自立相談支援センター」を設置し、相談者とともに作成するプランに基づき関係機関と連携しながら、本人の状況に応じた、包括的かつ継続的な相談支援を実施する。

〈費用負担〉県（国） 3/4

〈事業実績〉

年 度	新規相談	プラン作成	就労支援対象者	就労・増収者数	事業費
R 3	12,839件	3,909件	3,231人	1,687人	45,943,870円
R 4	11,933件	3,918件	3,533人	2,074人	50,390,768円
R 5	6,737件	3,968件	2,720人	2,007人	49,915,640円

※平成26年10月1日から倉敷市生活自立相談支援センターを設置

② アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業

離職や休業等で生活が困窮する方や、ひきこもり状態にある方などで支援に時間のかかる方などに対し、生活福祉資金等の関係窓口への同行や、信頼関係の構築といったアウトリーチを主体的に行う「アウトリーチ支援員」を倉敷市生活自立相談支援センターに令和2年7月より新たに配置し、社会参加に向けてより丁寧な支援を実施する。

〈費用負担〉県（国） 10/10 ※R2-4の3年間のみ

〈事業実績〉

年 度	相談件数	プラン作成
R 3	3,410件	404件
R 4	3,728件	424件
R 5	572件	532件

※令和2年7月から開始

③ 住居確保給付金給付事業

離職・廃業・休業等により、住宅を喪失するおそれのある者等の就労機会及び住宅の確保のため、就労能力及び就労意欲のある者に対して、住居確保給付金を支給する。

〈費用負担〉県（国） 3/4

〈事業実績〉

	当初申請（人）	延長申請（人）	再延長申請（人）	再々延長申請（人）
R 3	247	103	86	44
R 4	159	68	51	－
R 5	26	16	12	－

※再々延長申請は、令和3年1月から令和3年11月まで

④ 生活困窮者就労準備支援事業

生活困窮者の就労及び自立の促進を図るため、就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して安定した就労に従事する準備としての基礎能力の形成支援（日常生活自立・社会生活自立・就労自立に関する支援、就労体験の実施等）を行う。

〈費用負担〉県（国） 2/3

〈事業実績〉

年 度	新規支援者数 （人）	支援終了者 （人）	目標値 （人）	※支援により一般就労に向けた準備 が一定程度整ったと判断される者 （人）	目標達成度 （％）
R3	48	54	36	36	100.0
R4	41	40	26	27	103.8
R5	48	44	29	26	89.6

※一般就労に向けた準備が一定程度整ったと判断される者の目標値は、支援終了者の2/3（端数切捨）に設定。

※目標達成度は、目標値のうち準備が一定程度整ったと判断される者の割合。

⑤ ホームレス自立支援事業

生活困窮者の自立の促進を図るため、住居が無い生活困窮者に対し、緊急一時的な宿泊所及び食事等を提供するとともに、就労の支援その他の自立に関する支援を行う。

〈費用負担〉県（国）3/4（自立相談支援事業）・2/3（一時生活支援事業）

〈事業実績〉

年 度	利用者数	事業費
R 3	25人	8,142,200円
R 4	39人	8,048,000円
R 5	33人	7,764,200円

⑥ 生活困窮者家計改善支援事業

生活困窮者が生活の再生に向けて、自らの力で家計を管理できるよう支援する。

〈費用負担〉県（国）1/2

〈事業実績〉

年 度	利用者数
R 3	50人
R 4	49人
R 5	48人

⑦ 学習教室「くらすぽ」運営事業

生活に困窮する世帯の子ども達が将来の目標を持ち、子ども達の健全な育成が図られる事を目指し、学習教室「くらすぽ」で、生活に困窮する世帯の中学生に対し、基礎学力向上のための学習支援とともに、社会性や他者との関係を育む支援を実施する。

〈費用負担〉県（国）1/2

〈事業実績〉

年 度	中学1・2年生	中学3年生	高校進学者数	事業費
R 3	36人	32人	31人	16,828,414円
R 4	62人	34人	31人	17,079,288円
R 5	51人	44人	44人	17,314,779円

⑧ 小学生等訪問型学習・生活支援事業

様々な困難を抱える小学生等のいる世帯に対して、専門支援員が巡回訪問による生活習慣や学習習慣の習得に向けた支援をするほか、子育てに関する情報提供をするなど保護者への養育支援を行い、子どもの学習・生活環境の改善を図る。

〈費用負担〉県（国）1/2

〈事業実績〉

年 度	世帯数	利用者数	事業費
R 2	51世帯	67人	7,324,900円
R 3	41世帯	55人	7,324,900円
R 4	45世帯	69人	7,324,900円
R 5	52世帯	78人	7,783,500円

⑨ 緊急援護資金貸付制度

ア 対象者

市内に居住する低所得者（市民税の均等割のみの課税世帯又は市民税非課税世帯）等で次に該当する世帯。

- ・入院治療を要する程度の傷病にかかり、又は出産、死亡した者があるとき。
- ・不慮の災害にかかったとき。
- ・その他緊急やむを得ない理由が生じたとき。

イ 貸付限度額

1世帯に対し1回60,000円以内

(単位：件、千円)

区分 \ 年度	R 3	R 4	R 5
件 数	207	279	274
金 額	3,728	5,085	4,959

⑩ 施設での保護及び自立の助長

(R6. 4. 1現在)

施設の種類	施設名	第一種 第二種 の 別	所在地	設 置 主 体	定 員 (人)	電 話	施設の目的及び対象者
救護施設 (生活 保護法 第38条)	たましま寮	第一種	玉島八島 1385-1	社会福 祉法人	40	522-2230	身体上又は精神上の理由のために、独立して日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う施設
生活保護 授産施設 (生活 保護法 第38条)	あさひ園	第一種	船倉町 1273-5	社会福 祉法人	30	422-1254	身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の習得のために必要な機会及び便宜を提供、その自立を助長する施設
社会事業 授産施設 (社会 福祉法 第2条)	倉敷授産場	第一種	船倉町 1273-5	社会福 祉法人	30	422-1254	身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られた者に対して、就労又は技能の習得のために必要な機会及び便宜を提供、その自立を助長する施設

⑪ 生活保護世帯への自立更生援護金の支給状況

- ・年1回（年末）に支給（金額2,000～3,000円）
- ・平成25年度から廃止

年 度	区 分	生活保護世帯
H23	件数	4,509件
	金額	9,551,000円
H24	件数	4,543件
	金額	9,606,000円

⑫ 災害見舞金の支給

区分 年度	住家の全壊・全焼 (1世帯 100,000円)		住家の半壊・半焼 (1世帯 50,000円)		床上浸水 (1世帯 30,000円)		死亡した場合 (1人300,000円, 但し過失がない 場合, プラス 200,000円)		負傷で1ヶ月以上 入院した場合 (1人50,000円)		計	
	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
R3	8	800,000	2	100,000	0	0	2	600,000	2	100,000	14	1,600,000
R4	14	1,400,000	4	200,000	0	0	4	1,200,000	0	0	22	2,800,000
R5	7	700,000	3	150,000	3	9,000	3	900,000	0	0	16	1,840,000

(6) 中国残留邦人等への支援給付

老齢基礎年金等を受給してもなお生活の安定が図れない中国残留邦人等に対し、公的年金制度による対応を補完する制度として生活支援を行う。(平成21年4月1日施行)

区分 年度		生活支援	住宅支援	介護支援	医療支援	葬祭支援	計
R3	人数 (年間)	48	48	9	47	0	152
	金額 (円)	2,959,746	698,536	34,810	5,729,151	0	9,422,243
R4	人数 (年間)	44	44	12	44	0	144
	金額 (円)	2,926,172	433,734	145,381	5,891,890	0	9,397,177
R5	人数 (年間)	36	36	12	36	1	121
	金額 (円)	2,198,940	158,400	45,096	1,346,750	202,300	3,951,486

※特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して当該特定中国残留邦人等の配偶者である者に対し、配偶者支援金を支給する。(平成26年10月1日施行)

〈令和4年度実績〉 1人 345,688円

(7) 総合福祉事業団

倉敷市総合福祉事業団(設立認可 昭和47年3月24日) 電話434-9850 F A X434-9851

総合福祉事業団は市と一体となって社会福祉事業の推進をはかり、広く市民福祉の向上と増進に寄与することを目的としている。

① 委託料・補助金

(単位: 千円)

区分	年度	R3	R4	R5
就労移行支援・自立訓練(生活訓練)事業所「ふじ園」		59,662	59,977	60,306
児童館「倉敷・水島・児島・玉島・真備」 倉敷北児童センター		159,674	163,600	168,276
老人福祉センター「倉敷北高齢者福祉センター(旧西岡 荘)・有城荘・まきび荘」		104,656	102,714	89,235
障がい者デイサービスセンター		70,575	74,398	78,605
くらしき健康福祉プラザ		376,599	462,642	450,913
障がい者支援センター「児島・玉島・水島」		106,812	105,542	105,545
老人憩の家		88,362	88,364	89,765
真備健康福祉館		53,586	50,228	51,173
合 計		1,019,926	1,107,465	1,093,818

(8) 社会福祉協議会（令和5年度の状況）

倉敷市社会福祉協議会は、倉敷市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする民間の組織である。

① 会員数及び会費の状況

普通会員（1口300円）		特別会員（1口1,000円）		賛助会員（1口5,000円）	
95,481件	28,644,500円	939件	939,000円	836件	4,180,000円

② 寄附金の採納状況

件数	100件	寄附金額	2,234,405円
----	------	------	------------

③ 共同募金の状況

（単位：円）

地区	倉敷	水島	児島	玉島	真備
目標額	41,100,000	16,000,000	11,900,000	12,500,000	3,500,000
実績額	23,915,555	9,201,310	8,761,850	10,340,010	3,876,073

④ 歳末たすけあい運動の状況

（単位：円）

地区	倉敷	水島	児島	玉島	真備
募金額	8,119,732	3,118,967	2,613,934	3,373,906	1,244,950

⑤ 調査・啓発事業

- ・福祉関係情報の収集、啓発
- ・機関紙「社協だより」の発行
- ・パンフレット、ホームページ、フェイスブック等による啓発
- ・敬老祝い品配付事業による75歳以上の独居高齢者の調査
- ・歳末たすけあい慰問金事業による在宅寝たきり者の調査

⑥ 一般福祉活動

- ・地区社協の設置支援
- ・児童、老人、心身障がい者（児）等福祉関係団体の育成援助
- ・福祉講演会の開催
- ・災害見舞い
- ・要援護者組織の支援（介護者の会等）
- ・福祉協力委員事業

⑦ 在宅福祉活動

- ・ねたきり者（児）への援助（歳末たすけあい慰問金事業、介護者の会への支援）
- ・友愛訪問活動（市委託）
- ・住民参加型在宅支援サービス事業（倉敷たすけあいサービス事業）
- ・介護機器介護用品リサイクル事業
- ・福祉機器（車いす）の貸出
- ・生活・介護支援サポーター養成事業（市委託）
- ・高齢者等給食サービス事業（市委託）
- ・法人後見事業
- ・日常生活自立支援事業（県社協委託）
- ・生活支援コーディネーター配置事業（市委託）
- ・福祉車両の貸出（市委託）
- ・地域活動情報発信事業（市委託）
- ・地域支え合い活動普及啓発事業（市委託）
- ・重層的支援体制整備事業（市委託）
- ・支援対象児童等見守り強化事業（市委託）

⑧ 生活福祉資金の貸付状況

ア 通常貸付

資 金 種		貸 付 件 数	貸 付 金 額
総合支援資金（臨時特例つなぎ資金含む）		1件	390,000円
福 祉 資 金	福祉費	3件	491,000円
	緊急小口資金	3件	260,000円
教育支援資金（就学支度費含む）		5件	4,897,000円

イ 特例貸付

新型コロナウイルス感染症の発生による休業や失業等により、一時的又は継続的に収入減少した世帯を対象として、生活福祉資金貸付制度における総合支援資金〔生活支援費〕及び福祉資金〔緊急小口資金〕について特例措置が設けられた。申請は令和4年9月30日で終了し、令和5年1月から、貸付の種類に応じて、順次、償還が開始された。

貸付状況	貸付決定世帯数（世帯）		6,885
	本県における本市の貸付世帯割合（％）		27.2
	貸付全債権数（債権）		17,769
償還状況	償還猶予	対象債権数（債権）	14,360
		決定債権数（債権）	613
		決定割合（％）	4.3
	償還免除	対象債権数（債権）	14,360
		決定債権数（債権）	5,751
		内 支払による償還終了	152
		訳 非課税世帯、死亡等の判定免除及び任意免除	5,599
	決定割合（％）		40.0

ウ 生活福祉資金緊急小口資金等特例貸付 市町村社協相談支援体制強化推進事業

岡山県社会福祉協議会と連携して、特例貸付借受人（世帯）の相談支援及びフォローアップ支援、緊急一時的な食料等生活物資の提供を実施した。

アウトリーチ	窓口対応	通常貸付相談対応	生活物資の提供
18,970 件	1,354 件	228 件	119 件

⑨ 倉敷ボランティアセンター

ボランティア活動支援の窓口やボランティア活動の拠点

- ・所在地 倉敷市笹沖180番地くらしき健康福祉プラザ内
- ・電 話 434－3350 F A X 434－3357
- ・開 館 午前8時30分～午後5時15分
- ・休 館 毎週月曜日、祝祭日、年末年始

ア 施設の貸出状況

開所 日数	交流室		ボランティア室		点字印刷		要約筆記		朗読録音		合 計	
	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員
300	142	1,923	184	1,410	241	909	38	193	342	1,130	947	5,565

イ ボランティア活動及び普及推進

- ・市民啓発 ・登録斡旋（個人・団体） ・ボランティア活動助成

ウ ボランティア保険の取扱い状況

ボランティア活動保険	行事用保険	在宅サービス総合保障	送迎サービス
17,521人	35,754人	8件	9人

エ ボランティアに対する相談受付

- ・ボランティアアドバイザーの活動状況

ボランティア登録の受付と活動先の紹介、またボランティアが必要な方へのコーディネートを行った。

	R2	R3	R4	R5
登 録 人 員	5,827人	5,589人	5,041人	5,085人
コ ー デ ィ ネ ー ト 件 数	77件	88件	184件	213件
活 動 人 員	246人	379人	989人	891人

オ 福祉教育への支援活動

- ・出前福祉講座実施状況

目 的……地域住民や小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒を対象として社会福祉への理解と関心を高め、ボランティアの精神を養うとともに、児童・生徒を通じて家庭及び、地域社会への啓発を図る。

実施回数……51回（小学校39・中学校5・高校2・その他5）

受講者数……6,895人

- ・学童・生徒のボランティア活動普及事業の状況

目 的……小学校、中学校、高等学校及び特殊教育諸学校の児童・生徒を対象として社会福祉への理解と関心を高め、ボランティアの精神を養うとともに、児童・生徒を通じて家庭及び、地域社会への啓発を図る。

- ・2023夏のボランティア体験事業の実施

ボランティア活動に関心のある市内在住・在学の生徒・学生を対象に、市内の福祉施設や地域のボランティアグループでの体験活動や、地域とのつながりを通じて、社会福祉についての理解を深めるとともに、さまざまな出会いの中から、新しい発見や『共に生きていく』視点について考える機会を提供するために実施した。

また、事前・事後研修については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、倉敷市社協 YouTube チャンネルで配信を行った。

事前研修動画視聴回数 1,286 回

事後研修動画視聴回数 895 回

参加人数 1,298 人

作 品 数 364 作品

- ・ボランティア大会の開催

目 的……倉敷市内でボランティア活動を実践している方や、興味のある方などを対象に、ボランティアの必要性や、助け合い活動について理解を深め、より良い地域共生社会を実現する。

- ・ガイドヘルプ・傾聴・託児などのボランティアの育成

目 的……倉敷市内でボランティアに興味のある方などを対象に、専門的な知識を深めることで、より良い地域共生社会を実現する。

カ 社会参加促進事業

- ・手話、要約筆記、朗読、点訳などの養成講座の開催

キ いきいきポイント制度

40歳以上（介護保険被保険者）の方が、ボランティア活動を通じて地域貢献することで、自身の介護予防の推進といきいきとした地域社会づくりを目的とした事業である。

(登録者の状況)

年齢 \ 地区	倉 敷	水 島	児 島	玉 島	船 穂	真 備	合 計
40歳以上65歳未満	22	8	0	6	2	3	41
65 歳 以 上	77	36	22	39	3	33	210
合 計	99	44	22	45	5	36	251

ク 在宅障がい者への生活支援活動

・点訳及び音訳テープによるの情報保障

「広報くらしき」を点訳及び音訳ボランティアの方たちと協力して「点字広報くらしき」「声の広報くらしき」として作成し、在宅障がい者の皆様へ配布した。

点字広報 432部（年間）

声の広報 516巻（年間）

・点訳カレンダーの作成

点訳ボランティアと登録ボランティアの協力を得て、点字カレンダーを作成し、必要な方へ送付した。

作成部数 400部

⑩ 倉敷・高梁川流域マリッジサポートセンター/倉敷結婚相談所

・登録人数 男236人 女131人 成立数12組（令和6年3月31日現在）

・所 在 地 倉敷市阿知1丁目7番2-803号（くらしきシティプラザ西ビル8階）

・開所時間 9時～17時

・費 用 年間登録料2,000円

⑪ 福祉の店「あゆみ」の運営

市内の障がい者の方々が作られた作品を、イオンモール倉敷に設けた「福祉の店」等で展示販売

出品施設・個人……35か所・30人

⑫ 敬老事業

事 業 名	対 象 者	祝 金 品	人 数（人）
敬 老 記 念 品 贈 呈	75歳以上の独居老人	敬 老 祝 品	9,196

⑬ 倉敷市真備支え合いセンター

真備地区の被災者の日常の相談支援等を行う。

- ・所在地 倉敷市真備町箭田1161-1（倉敷市真備保健福祉会館1階）
- ・開所時間 8時30分～17時15分（原則、土・日・休日、12月29日～1月3日を除く）

(9) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を支給する。

年 度 区 分		非課税世帯	家計急変世帯	合 計
R3	件数	43,884世帯	77世帯	43,961世帯
	金額	4,388,400千円	7,700千円	4,396,100千円
R4	件数	12,009世帯	281世帯	12,290世帯
	金額	1,200,900千円	28,100千円	1,229,000千円

- ② 電力・ガス・食料品等による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり5万円を支給する。

年 度 区 分		非課税世帯	家計急変世帯	合 計
R4	件数	50,205世帯	313世帯	50,518世帯
	金額	2,510,250千円	15,650千円	2,525,900千円

- ③ 電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して、1世帯当たり3万円を支給する。

年 度 区 分		低所得世帯	家計急変世帯	合 計
R5	件数	56,253世帯	53世帯	56,306世帯
	金額	1,687,590千円	1,590千円	1,689,180千円

- ④ 物価高騰による負担増を踏まえ、低所得世帯（住民税非課税世帯等）に追加支援として、1世帯当たり7万円を支給する。

年 度 区 分		非課税世帯
R5	件数	52,333世帯
	金額	3,663,310千円

- ⑤ 低所得者世帯（住民税非課税世帯）支援を補足する給付として、住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯あたり10万円を支給する。

また、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対して、18歳以下の子ども1人につき5万円を支給する。

年 度 区 分		均等割のみ課税世帯	子ども加算人数
R5	件数	5,279世帯	7,739人
	金額	527,900千円	386,950千円

7. 障がい者福祉

(1) 心身障がい者福祉

① 相談・普及啓発

・総合療育相談センターゆめばる

18歳未満の障がい児、発達に障がいや遅れのある児童、及びその保護者・家族を対象とした相談窓口。子どもの発達に関することや福祉サービス利用の手続きやコーディネートといった直接的な相談支援のほか、保健、医療、教育、福祉など様々な関係機関相互の連携、情報交換のためのネットワークの拠点に位置づけられる。平成19年度（平成20年1月）から実施。

〈相談実績〉

年 度	開所日数（）内は専門相談日（内数）	新 規 登 録 者 数	相 談 件 数
R 3	247日（25）	697人	3,129件
R 4	246日（51）	741人	3,095件
R 5	246日（18）	809人	4,281件

・倉敷地域基幹相談支援センター運営事業（社会福祉法人 リンクへ委託）

障がい者の相談支援事業等を行っている市内6カ所の地域活動支援センターⅠ型・障がい者支援センターの調整や、指定相談支援事業所に対する専門的な助言・人材育成、障がい者虐待防止対策など、障がい者の地域生活を地域全体で支える体制の整備を行う。

〈対象者〉

相談支援事業従事者、障がい者虐待に係る相談・通報・届出をする方

〈事業実績〉

年 度	障がい者虐待に係る相談・通報件数	事業費
R 3	45件	19,830,000円
R 4	39件	19,830,000円
R 5	33件	19,830,000円

・地域活動支援センターⅠ型・障がい者支援センター

長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける在宅の身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者及びその家族の方々に、日常生活の支援、相談・情報提供、地域交流活動などを行い、障がい者の自立助長、社会復帰及び社会参加を促進し、障がい者の福祉の増進を図る。

〈延利用者数〉

（単位：人）

年 度	R 3	R 4	R 5
倉敷市児島障がい者支援センター	14,584	14,762	14,272
倉敷市玉島障がい者支援センター	8,947	11,995	13,222
倉敷市水島障がい者支援センター	10,633	11,124	12,537
倉敷地域生活支援センター	11,529	10,776	7,938
倉敷西部地域生活支援センター	5,484	13,686	11,827
真備地域生活支援センター	11,244	12,349	10,239

② 福祉サービス等

・計画相談支援

障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、心身の状況や置かれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向などを勘案し、サービス等利用計画を作成する。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

年 度	決 定 者 数	延 べ 利 用 件 数	事 業 費
R 3	3,142人	9,427件	154,283,773円
R 4	3,232人	9,769件	163,942,069円
R 5	3,372人	9,949件	169,480,799円

・地域移行支援

施設や精神科病院に入所・入院している障がい者に、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行う。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

年 度	決 定 者 数	延 べ 利 用 件 数	事 業 費
R 3	6人	75件	3,009,081円
R 4	5人	67件	2,247,180円
R 5	10人	72件	2,731,700円

・地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がい者に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談・訪問等の支援を行う。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

年 度	決 定 者 数	延 べ 利 用 件 数	事 業 費
R 3	60人	776件	2,564,427円
R 4	61人	678件	2,353,219円
R 5	62人	692件	2,618,385円

・居宅介護

障がい者等につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

・身体介護

・家事援助

・通院介助（身体介護を伴うもの、身体介護を伴わないもの）

・通院等乗降介助

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

年 度	支 給 決 定 者 数	延 利 用 時 間	事 業 費
R 3	1,253人	150,485.50時間	544,787,312円
R 4	1,291人	156,885.75時間	584,013,360円
R 5	1,352人	156,626.25時間	602,817,252円

・重度訪問介護

重度の障がい者であって常時介護を要する者につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

年 度	支 給 決 定 者 数	延 利 用 時 間	事 業 費
R 3	21人	48,288 時間	132,242,206円
R 4	21人	49,597.5時間	140,187,992円
R 5	29人	67,757.5時間	194,601,742円

・同行援護

視覚障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等が、行動する際に生じ得る危険を回避するため、外出時において当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するため、ホームヘルパーを派遣する。平成23年10月より実施。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

年 度	支 給 決 定 者 数	延 利 用 時 間	事 業 費
R 3	108人	7,658.5時間	26,177,177円
R 4	109人	9,002 時間	31,729,690円
R 5	125人	9,590 時間	33,463,788円

・行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要するものにつき、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が行動する際の必要な援助を行う。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

年 度	支 給 決 定 者 数	延 利 用 時 間	事 業 費
R 3	88人	4,808.5時間	20,175,621円
R 4	91人	4,858 時間	22,109,422円
R 5	98人	5,709 時間	25,936,406円

・生活介護

障がい者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

年 度	支 給 決 定 者 数	延 利 用 時 間	事 業 費
R 3	1,074人	214,678日	2,806,959,611円
R 4	1,105人	218,455日	2,887,894,489円
R 5	1,178人	224,203日	3,019,064,120円

・就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

年 度	支 給 決 定 者 数	延 利 用 時 間	事 業 費
R 3	147人	24,917日	231,583,323円
R 4	135人	22,803日	221,442,327円
R 5	155人	22,306日	221,222,599円

・就労継続支援

一般企業等での就労が困難である者に就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

年 度	支 給 決 定 者 数	延 利 用 時 間	事 業 費
R 3	2,030人	370,653日	2,731,733,742円
R 4	2,127人	378,019日	2,802,444,066円
R 5	2,317人	397,652日	3,065,029,144円

・就労定着支援

就労移行支援等を利用して事業所に新たに雇用された障がい者に対し、就労の継続を図るため、関係機関への連絡調整及び障がい者への相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。

※平成30年度より事業開始

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

年 度	支 給 決 定 者 数	延 利 用 時 間	事 業 費
R 3	60人	650日	18,300,049円
R 4	66人	668日	18,641,611円
R 5	69人	754日	22,871,449円

・療養介護

医療が必要で常に介護が必要な人に、医療機関等で機能訓練や療養上の管理などを行い、日中の活動を支援する。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

年 度	支 給 決 定 者 数	延 利 用 時 間	事 業 費
R 3	102人	36,933日	333,051,855円
R 4	105人	37,297日	339,739,530円
R 5	107人	36,903日	341,278,735円

・短期入所

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設その他の便宜を適切に行うことができる施設への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を行う。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

年 度	支 給 決 定 者 数	延 利 用 時 間	事 業 費
R 3	823人	6,596日	81,008,929円
R 4	901人	8,760日	105,869,207円
R 5	966人	11,261日	128,316,923円

・自立生活援助

居宅において生活する障がい者につき、訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上で必要な情報提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の援助を行う。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

年 度	支 給 決 定 者 数	延 利 用 時 間	事 業 費
R 3	9人	56日	957,045円
R 4	22人	205日	4,072,752円
R 5	21人	165日	3,204,450円

・共同生活援助

共同生活を営むべき住居に入居している障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の世話を行う。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

年 度	支 給 決 定 者 数	延 利 用 時 間	事 業 費
R 3	406人	132,897日	734,610,318円
R 4	459人	149,174日	907,236,806円
R 5	510人	163,254日	1,049,801,358円

・施設入所支援

主に夜間において、障がい者支援施設に障がい者を入所させ、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事及び生活等に関する相談若しくは助言その他の身体機能若しくは生活能力の向上のために必要な支援を行う。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

年 度	支 給 決 定 者 数	延 利 用 時 間	事 業 費
R 3	467人	162,788日	818,410,351円
R 4	454人	157,286日	804,113,941円
R 5	467人	152,337日	817,252,700円

・日中一時支援（日中型）【地域生活支援事業】

障がい者（児）に日中における活動の場を提供し、見守り・日常生活における簡易な指導・レクリエーション等を行う。障がい者（児）を日常的に監護する家族等の一時的な休息を目的とする。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4 ※ただし、統合補助の枠内

〈事業実績〉

区 分	年 度	支 給 決 定 者 数	延 利 用 日 数	事 業 費
身体障がい者	R 3	79人	473日	1,778,250円
	R 4	70人	394日	1,516,600円
	R 5	74人	463日	2,088,520円
知的障がい者	R 3	312人	2,653日	10,045,100円
	R 4	324人	3,000日	11,034,900円
	R 5	327人	2,820日	10,235,500円
精神障がい者	R 3	19人	233日	664,400円
	R 4	11人	135日	406,000円
	R 5	11人	146日	379,200円
児 童	R 3	1,525人	36,988日	147,603,400円
	R 4	1,564人	36,759日	147,717,170円
	R 5	1,628人	39,700日	158,372,920円

・日中一時支援（タイムケア型）【地域生活支援事業】

障がい児の放課後、もしくは日中活動系サービスの時間延長として活動の場を提供し、見守り・日常生活における簡易な指導・レクリエーション等を行う。障がい者（児）を日常的に監護する家族等の一時的な休息や就労を支援する。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4 ※ただし、統合補助の枠内

〈事業実績〉

区 分	年 度	支 給 決 定 者 数	延 利 用 日 数	事 業 費
身体障がい者	R 3	71人	1,952日	4,076,560円
	R 4	67人	2,068日	4,248,000円
	R 5	76人	2,189日	5,670,420円
知的障がい者	R 3	299人	10,231日	30,992,550円
	R 4	310人	11,625日	36,195,200円
	R 5	310人	12,926日	43,213,400円
精神障がい者	R 3	16人	255日	1,342,890円
	R 4	8人	319日	2,043,000円
	R 5	8人	375日	2,604,500円
児 童	R 3	1,536人	101,643日	305,069,370円
	R 4	1,572人	104,092日	316,619,990円
	R 5	1,630人	116,927日	366,641,970円

・移動支援事業【地域生活支援事業】

ヘルパーがマンツーマンで或いはグループに対して外出時の移動の介護を行う。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4 ※ただし、統合補助の枠内

〈事業実績〉

区 分	年 度	支 給 決 定 者 数	延 利 用 時 間	事 業 費
身体障がい者	R 3	219人	5,026 時間	10,040,655円
	R 4	216人	5,298.5時間	10,858,895円
	R 5	215人	5,873 時間	11,980,725円
知的障がい者	R 3	460人	6,250.5時間	12,924,730円
	R 4	481人	7,746.5時間	16,111,383円
	R 5	499人	9,616.5時間	20,091,355円
精神障がい者	R 3	213人	3,223.5時間	5,921,030円
	R 4	230人	3,136 時間	5,800,814円
	R 5	244人	3,996 時間	7,462,383円
児 童	R 3	154人	1,213.5時間	2,393,078円
	R 4	153人	1,293.5時間	2,555,125円
	R 5	139人	1,019.5時間	2,239,552円

・移動支援事業（送迎支援）【地域生活支援事業】

日中活動系サービスの利用促進のため、生活介護や日中一時支援などの日中活動系サービスの送迎を支援する。
 〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4 ※ただし、統合補助の枠内
 〈事業実績〉

区 分	年 度	延 送 迎 回 数	事 業 費
身体障がい者	R 3	3,787回	757,400円
	R 4	3,586回	717,200円
	R 5	3,471回	694,200円
知的障がい者	R 3	17,146回	3,429,200円
	R 4	20,328回	4,065,600円
	R 5	22,465回	4,493,000円
精神障がい者	R 3	581回	116,200円
	R 4	723回	144,600円
	R 5	846回	169,200円
児 童	R 3	157,028回	31,405,600円
	R 4	164,037回	32,807,400円
	R 5	182,765回	36,553,000円

・訪問入浴促進事業【地域生活支援事業】

自宅で入浴が困難な重度の障がい者に訪問による入浴サービスを提供する。
 〈対象者〉
 歩行が困難な在宅の身体障がい者であって、移送に耐えられない等の事情のある者
 〈利用回数〉
 1カ月あたり10回まで
 〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4 ※ただし、統合補助の枠内
 〈事業実績〉

年 度	利 用 者 数	延 回 数	支 給 総 額
R 3	30人	2,329回	28,705,320円
R 4	32人	2,299回	28,222,740円
R 5	34人	2,542回	31,221,540円

・地域活動支援センターⅡ型【地域生活支援事業】

身体障がい者の自立の促進、生活の質の向上等のため、通所による機能訓練、社会適応訓練、入浴、食事提供サービス等を行う。
 〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4 ※ただし、統合補助の枠内
 〈事業実績〉

区 分	年 度	支 給 決 定 者 数	延 利 用 日 数	事 業 費
身体障がい者	R 3	3人	10日	37,800円
	R 4	1人	0日	0円
	R 5	1人	0日	0円
知的障がい者	R 3	5人	241日	1,312,200円
	R 4	6人	686日	3,579,600円
	R 5	6人	688日	3,707,700円
精神障がい者	R 3	0人	0日	0円
	R 4	0人	0日	0円
	R 5	0人	0日	0円

※身体障がい者の延べ利用日数及び事業費については、倉敷市障がい者福祉センターで行われるデイサービスを除く

障がい者福祉センター分（指定管理）

（根拠法令 倉敷市障がい者福祉センター条例 S 59. 5. 1施行）

〈施設の概要〉

施 設 の 種 類	施 設 名	所 在 地
地域活動支援センター（基礎）	倉敷市障がい者福祉センター	船倉町1273-5

〈事業実績〉

（単位：人）

年 度	R 3	R 4	R 5
延 利 用 者 数	1, 965	2, 708	3, 178

・地域活動支援センターⅢ型・作業所

障がい者で雇用されることが困難な者に、通所により自活に必要な作業訓練及び生活訓練を行い、社会的自立の促進を図る。

〈対象者〉

障がい者のうち、原則として18歳以上の者

〈費用負担〉

- ・センター・作業所の運営事業費
- ・通所奨励費（通所して作業をした場合1日につき100円を支給）
- ・処遇改善費（家賃の1/2相当額 限度 年額500, 000円）

〈施設の概要〉

施設の種類の	施 設 名	所 在 地	定 員
地域活動支援センターⅢ型	玉島たんぼぼ	玉島阿賀崎2-1-10	16人
	道越作業所	玉島道越360-6	13人
	福祉作業所菜の花	福田町古新田802-1	20人
	工房かたつむり	西坂1709	15人
	マインド作業所	真備町箭田1015-11	20人
	玉島湊屋作業所	玉島中央町1-21-8	10人
	虹色カーサ	茶屋町2025-11	10人

〈事業実績〉

年 度	R 3	R 4	R 5
運営費補助金	47, 689, 200円	50, 991, 400円	51, 586, 000円

・日常生活用具の給付・貸与【地域生活支援事業】

（根拠法令 倉敷市障害者地域生活支援事業実施規則 H18. 10. 10施行）

日常生活を営むことに支障がある障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の支給等を行う。

〈対象者〉

在宅の身体障がい者（児）、知的障がい者（児）（一部在宅要件なし。）

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4 ※ただし、統合補助の枠内

〈事業実績〉

（単位：件、円）

年 度	R 3	R 4	R 5
件 数	11, 657	11, 746	12, 315
公費負担額	114, 859, 795	119, 878, 415	123, 247, 591

・重度障がい者マッサージ施術費給付事業

(根拠法令 倉敷市重度障害者マッサージ施術費給付規則 S50. 9. 1施行)

重度障がい者に対して、マッサージ施術に要する施術費を給付する。

〈対象者〉

- ・身体障がい者手帳1級～3級所持者
- ・重度知的障がい者（療育手帳A所持者）
- ・精神障がい者保健福祉手帳1級～2級所持者

〈給付数〉

月4回を限度に年24回

〈施術費〉

- ・施術 1回につき 1,100円
- ・往料 1回につき 1,500円

〈事業実績〉

年 度	給 付 金 額
R3	10,658,600円
R4	10,771,300円
R5	11,354,100円

・障がい者（児）歯科診療事業（委託）

(根拠法令 倉敷市障害者（児）歯科診療事業実施要綱 S57. 9. 1施行)

障がい者（児）に対し歯科診療を行うことにより、健康の増進を図る。

〈対象者〉

病院又は診療所で診療を受けることが困難な障がい者（児）

〈診療日時〉

毎週木曜日（午後2時～5時）

〈場 所〉

倉敷歯科医師会館（倉敷市昭和2-2-17 電話422-2122）

〈事業実績〉

年度	受 診 者 内 訳				延受診者	事 業 費
	身体障がい者 （児）	知的障がい者 （児）	その他	合 計		
R3	55人	78人	24人	157人	702人	9,245,700円
R4	37人	98人	23人	158人	699人	8,997,594円
R5	50人	79人	25人	154人	706人	9,189,260円

※重複があるため、合計は一致しません。

③ 社会参加・意思疎通の支援

・障がい者社会参加促進事業【地域生活支援事業】

〈事業概要〉

ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、障がい者のニーズに応じた事業を実施することにより、障がい者の自立と社会参加の促進を図る。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4 ※ただし、統合補助の枠内

・点訳奉仕員養成事業（社会福祉法人 倉敷市社会福祉協議会へ委託）

〈事業概要〉

点訳に必要な技術等の指導を行って、これらに従事する奉仕員を養成する事業

〈事業実績〉

年 度	延 養 成 者 数	事 業 費
R3	2人	253,964円
R4	2人	297,670円
R5	11人	322,597円

- ・朗読奉仕員養成事業（社会福祉法人 倉敷市社会福祉協議会へ委託）

〈事業概要〉

朗読に必要な技術等の指導を行って、これらに従事する奉仕員を養成する事業

〈事業実績〉

年 度	延 養 成 者 数	事 業 費
R 3	15人	126,488円
R 4	8人	160,708円
R 5	17人	160,711円

- ・要約筆記奉仕員養成事業（社会福祉法人 倉敷市社会福祉協議会へ委託）

〈事業概要〉

聴覚障がい者とりわけ中途失聴、難聴者の生活及び関連する福祉制度等についての理解ができ、要約筆記を行うのに必要な知識及び技術を習得した要約筆記奉仕員を養成する事業

〈事業実績〉

年 度	延 養 成 者 数	事 業 費
R 3	3人	322,604円
R 4	5人	320,231円
R 5	4人	319,194円

- ・手話奉仕員養成事業（社会福祉法人 倉敷市社会福祉協議会へ委託）

〈事業概要〉

身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙・手話表現技術を習得した手話通訳者を養成する事業

〈事業実績〉

年 度	延 養 成 者 数	事 業 費
R 3	0人	447,892円
R 4	13人（※）	689,452円
R 5	19人	620,658円

（※）新型コロナウイルス感染症の影響により、養成講座の全過程を修了できなかったため令和4年度に残りの講座を開催。延養成者数は、令和3年度からの繰越と令和4年度の人数込み。

- ・手話通訳設置事業

〈事業概要〉

手話通訳者を設置し、音声・言語機能障がい者や聴覚障がい者のために、各種相談等の通訳を行い障がい者の社会参加促進と福祉向上を図る。

〈事業実績〉

年 度	手 話 通 訳 者 数	活 動 件 数	事 業 費
R 3	3人	1,944件	9,222,542円
R 4	3人	1,983件	9,190,998円
R 5	3人	2,315件	9,555,226円

- ・要約筆記奉仕員派遣事業

〈事業概要〉

聴覚障がい者等（音声・言語機能障がい者を含む）のコミュニケーションの円滑化に資するため、要約筆記奉仕員を派遣する事業

〈事業実績〉

年 度	延 派 遣 者 数	事 業 費
R 3	72人	471,473円
R 4	124人	1,022,391円
R 5	140人	1,340,972

・手話通訳者派遣事業（登録）

〈事業概要〉

聴覚・音声機能・言語機能障がい者が手話通訳を必要とする場合に、手話通訳者を派遣する。

〈対象〉

原則として市内に在住又は勤務する聴覚障がい者等で

- ・社会生活上、手話通訳が必要な場合
- ・社会参加促進の観点から市長が特に必要と認める場合

〈事業実績〉

年 度	派 遣 件 数	派 遣 時 間	事 業 費
R 3	624件	1, 271時間	2, 633, 230円
R 4	678件	1, 452時間	2, 994, 385円
R 5	719件	1, 539時間	3, 305, 467円

・手話奉仕員レベルアップ養成事業（倉敷市聴覚障害者協会へ委託）

〈事業概要〉

手話奉仕員養成事業を受講したものが手話通訳者資格を取得するまでの間、スキルアップを行うための実践経験の場を提供する事業

〈事業実績〉

年 度	延 養 成 者 数	事 業 費
R 3	10人	225, 000円
R 4	18人	225, 000円
R 5	11人	225, 000円

・点字・声の広報等発行事業（社会福祉法人 倉敷市社会福祉協議会へ委託）

〈事業概要〉

文字による情報入手が困難な障がい者のために、点訳、音訳、その他障がい者に分かりやすい方法により、地方公共団体等の広報、障がい者が地域生活をする上で必要度の高い情報などを定期的に障がい者に提供する事業

〈事業実績〉

年 度	点字版提供件数	声（録音）版提供件数	事 業 費
R 3	432件	516件	1, 083, 588円
R 4	432件	516件	1, 041, 233円
R 5	432件	516件	1, 094, 713円

・視覚障がい者生活訓練等事業（社会福祉法人 岡山県視覚障害者協会へ委託）

〈事業概要〉

視覚障がい者に対し、自立更生と社会参加の促進に必要な相談・指導・訓練を行う事業

〈事業実績〉

年 度	延 人 数	事 業 費
R 3	228人	1, 687, 200円
R 4	208人	1, 539, 200円
R 5	258人	1, 909, 200円

・自動車運転免許取得費助成

〈事業概要〉

自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成する。

〈対象者〉

運転免許の取得により、社会参加が見込まれる者

〈助成額〉

運転免許の取得に直接要した費用の2／3以内。ただし10万円を限度とする。

〈事業実績〉

年 度	件 数	事 業 費
R 3	29件	2,819,000円
R 4	24件	2,373,000円
R 5	47件	4,667,700円

・自動車改造費助成事業

〈事業概要〉

重度身体障がい者が就労等に伴い自動車を購入する場合、その自動車の改造に要する経費を助成することにより重度身体障がい者の社会復帰を促進する。（限度額10万円）

〈対象者〉

重度の上肢、下肢又は体幹機能障がい者であって、就労等に伴い自らが所有し、運転する自動車を改造する必要がある者。

〈事業実績〉

年 度	件 数	事 業 費
R 3	18件	1,691,350円
R 4	17件	1,626,120円
R 5	28件	2,743,999円

・福祉車両の貸出

（根拠法令 倉敷市中心身障害者福祉車両貸出事業実施要綱 S57. 1. 4施行）

心身障がい者が各種会合、スポーツ、レクリエーション等を行う場合に福祉車両（ワゴン車、車椅子・ストレッチャー対応）を貸出す。

〈対象者〉

心身障がい者及びその世帯の者、心身障がい者団体（施設）

〈事業実績〉

年 度	R 3	R 4	R 5
件 数	147件	170件	255件

・介護用自動車改造費の補助

（根拠法令 倉敷市障害者等介護用自動車改造費補助金交付要綱 H7. 9. 5施行）

障がい者の外出を容易にするため自動車の改造費又は改造自動車の購入費の一部を補助し、障がい者の社会参加を促進する。

〈対象者〉

市内に1年以上居住し（施設利用者であって、生計を一にする世帯の世帯主が倉敷市民であるものを含む。）、車いす・ストレッチャー又は補助用具を使用しなければ移動が困難な状態が継続する者（身体障がい者手帳下肢・体幹機能障がい3級以上又は介護保険要介護認定1～5で65歳以上の者）を介護している者で、

- ・自動車を現に所有、もしくは新たに購入する者
- ・市税を完納している世帯に属する者

〈補助額〉

改造に要する費用に世帯の所得税年額に応じた補助率を乗じた額。但し100万円を限度とする。

〈事業実績〉

年 度	件 数	事 業 費
R 3	38件	7,717,000円
R 4	24件	6,631,000円
R 5	27件	6,195,000円

- ・障がい者移動支援事業（根拠法令 倉敷市障害者移動支援事業実施要綱 平成 8 年 4 月 1 日施行） 障がい者の外出や移動に要する費用の一部を助成し、障がい者の社会参加の促進を図る。
（事業実績）

事業名	年度	件数(件)	事業費(円)
自動車燃料費助成事業	R3	673	25,754,000
	R4	676	25,264,000
	R5	654	24,370,500
福祉タクシー助成事業	R3	2,131	39,927,698
	R4	2,085	42,138,040
	R5	2,117	41,896,590
リフト付タクシー助成事業	R3	237	5,086,050
	R4	233	4,869,310
	R5	238	4,660,803
バス利用料助成事業	R3	30	233,710
	R4	31	195,490
	R5	28	130,850
鉄道運賃助成事業	R3	1	50,790
	R4	1	84,650
	R5	2	125,720
身体障がい者補助犬飼育費助成事業	R3	2	126,000
	R4	2	135,374
	R5	2	121,496

- ・障がい者（児）施設通所者交通費給付制度
（根拠法令 倉敷市障害者（児）施設通所者交通費給付要綱 S57. 4. 1施行）
施設に通所する障がい者（児）に対し通所に要する交通費の一部を給付する。

年度	R3	R4	R5
人数(延)、 (金額)	1,313人 (7,790,490円)	1,288人 (7,828,396円)	1,261人 (7,573,596円)

④ 手当等の支給

- ・特別児童扶養手当（根拠法令 特別児童扶養手当法 昭和39年9月1日施行）

ア 目的

精神、身体の障がい児童を家庭で監護している養育者に対し、国が特別児童扶養手当を支給する。

イ 対象者

20歳未満の精神又は身体に障がい有する児童を家庭で監護している父母等。（次の場合を除く）

- ・児童が児童入所施設又は社会福祉入所施設に入所しているとき。
- ・児童が障がいを事由とする年金をうけているとき。
- ・児童を監護する人の前年（1～7月までの月分の手当については前々年）所得が一定の額以上であるとき。

ウ 手当月額（児童1人につき）

1級（重度）：55,350円 2級（中度）：36,860円 （令和6年4月1日以降）

エ 費用負担 国 10/10

オ 事業実績

（各年度3月31日現在）

年度	受給対象児童数(人)		
	重度(1級)	中度(2級)	計
R3	443	408	851
R4	453	439	892
R5	464	480	944

・障がい児福祉手当・特別障がい者手当等

(根拠法令 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 S61. 4. 1改正施行)

ア 特別障がい者手当

20歳以上の者で精神又は身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする者に対し、手当を支給する。

イ 障がい児福祉手当

20歳未満の者で精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者に対し、手当を支給する。

ウ 福祉手当(経過措置分)

改正法の施行の際、20歳以上の従来の福祉手当受給資格者であって、特別障がい者手当又は障がい者基礎年金の支給を受けることができない者に対し、従来どおり福祉手当を支給する。

〈支給額〉 (令和6年4月現在)

特別障がい者手当	28,840円/月
障がい児福祉手当	15,690円/月
福祉手当(経過措置分)	15,690円/月

〈費用負担〉国 3/4 市 1/4

〈事業実績〉

(資格者数は各年度3月31日現在)

年 度		特別障がい者手当	障がい児福祉手当	経過的福祉手当	合 計
R 3	資格者	369	223	11	603
	延件数	4,242	2,551	144	6,937
	支給額(円)	116,093,100	37,973,760	2,098,080	156,164,940
R 4	資格者	387	226	7	620
	延件数	4,587	2,728	113	7,428
	支給額(円)	125,345,100	40,524,390	1,678,710	167,548,200
R 5	資格者	399	235	6	640
	延件数	4589	2791	75	7455
	支給額(円)	127,882,060	42,312,150	1,136,320	171,330,530

・児童福祉年金

(根拠法令 倉敷市児童福祉年金条例 昭和42年4月1日施行)

ア 対象者 20歳未満の精神又は身体に障がいをもつ児童の保護者

イ 年 額 重度 24,000円 中度 18,000円

ウ 費用負担 市 10/10

エ 事業実績

(各年度3月31日現在)

年 度	受 給 者 数	金 額
R 3	903人	19,397,000円
R 4	937人	19,960,000円
R 5	969人	20,581,500円

・在宅ねたきり高齢者等介護手当の支給

(根拠法令 倉敷市在宅ねたきり高齢者等介護手当支給要綱 H5. 2. 15施行)

在宅のねたきり高齢者等の介護者に対し、手当を支給し介護者を慰労するとともに、ねたきり高齢者等の福祉の向上を図る。

〈対象者〉

20歳以上の重度障がい者の介護者

〈支給額〉

年 4万円

〈事業実績〉

年 度	支 給 件 数	事 業 費
R 3	285件	11,400,000円
R 4	286件	11,440,000円
R 5	279件	11,160,000円

・在日外国人障がい福祉金支給事業

(根拠法令 倉敷市在日外国人障害福祉金支給要綱 H5. 5. 24施行)

重度の障がいを有する在日外国人で、国民年金制度への外国人適用が実施された昭和57年1月1日前に20歳に達していたために、障がい基礎年金等を受けとることができない人に対して障がい福祉金を支給する。

〈対象者〉

身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級の障がい者で、次のいずれにも該当し、障がい基礎年金等の受給資格のない人

- ・昭和57年1月1日前に20歳に達していた外国人（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）第4条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号。以下「廃止前の外国人登録法」という。）に規定する外国人）
- ・昭和57年1月1日に日本国内で廃止前の外国人登録法による外国人登録をし、申請日に本市に住所を有する人
- ・日本国内において障がい発生原因の初診日があり、初診日が昭和57年1月1日前であった人
- ・申請日に重度の障がいを有する人

〈支給金額〉

月額25,000円（年2回 9月、3月払い）。ただし、月額25,000円未満の公的年金を受給している場合は、25,000円から公的年金の額を控除した額

〈事業実績〉

年 度	支 給 件 数	事 業 費
R 3	1件	300,000円
R 4	1件	300,000円
R 5	1件	300,000円

⑤ 障がい者や高齢者にやさしい公共施設改修事業

障がい者や高齢者をはじめすべての市民にやさしいバリアフリーのまちづくりを推進するため、歩道の段差や傾斜等の障壁をチェックし、公共施設のバリアフリー化の取り組みを行う。

(2) 障がい児福祉

① 障がい児通所支援等（根拠法令 児童福祉法第6条の2の2）

・児童発達支援

未就学の障がい児が、日常生活における基本的動作や知識技能を取得し、集団生活へ適応できるよう、個々の特性に応じた訓練、指導を行う。

〈事業実績〉

年 度	支給決定者数	延べ利用日数	事 業 費
R 3	1,358人	122,132日	1,684,200,892円
R 4	1,355人	120,182日	1,707,178,598円
R 5	1,404人	120,752日	1,773,766,698円

・放課後等デイサービス

学校に就学している障がい児に対し、自立の促進を図るため、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、指導を行う。

〈事業実績〉

年 度	支給決定者数	延べ利用日数	事 業 費
R 3	1,604人	59,292日	513,226,812円
R 4	1,579人	58,048日	514,975,959円
R 5	1,589人	59,866日	554,796,006円

・保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、学校等を利用中の障がい児に対し、障がい児が通う保育所等に訪問し、集団生活の適応のための訓練を実施するほか、当該施設のスタッフに対し支援方法の指導等を行う。

〈事業実績〉

年 度	支給決定者数	延べ利用日数	事 業 費
R 3	81人	1,078日	18,465,465円
R 4	103人	1,376日	23,522,152円
R 5	85人	902日	16,882,184円

・障がい児相談支援

障がい児通所支援を適切に利用できるよう、心身の状況や置かれている環境、障がい児通所支援の利用に関する意向などを勘案し、障がい児支援利用計画を作成する。

〈事業実績〉

年 度	支給決定者数	延べ利用日数	事 業 費
R 3	3,002人	7,419日	135,132,254円
R 4	2,984人	7,209日	133,853,983円
R 5	3,030人	7,251日	133,429,214円

② 身体障がい児補装具の交付・修理

(根拠法令 障害者総合支援法 H18.10.1施行)

身体障がい児の機能の回復等を図るため、補装具の交付及び修理を行う。

〈対象者〉

身体障がい児

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

(単位：件、円)

R 3			R 4			R 5		
交付件数	修理件数	公費負担額	交付件数	修理件数	公費負担額	交付件数	修理件数	公費負担額
177	74	38,518,927	203	89	53,831,131	154	91	39,651,630

(3) 身体障がい者福祉

① 身体障がい者手帳

(根拠法令 身体障害者福祉法 S25.4.1施行)

〈身体障がい者の定義〉

身体障害者福祉法上の身体障がい者とは、同法別表に掲げる身体上の障がいがある18歳以上の者であって都道府県知事から身体障がい者手帳の交付を受けたものをいう。(18歳未満の者でも身体障がい者手帳は本法により交付される。)

〈身体障がい者手帳所持者数〉

(令和6年3月31日現在) (単位：人)

区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視 覚 障 が い	18歳未満	6	0	0	3	0	0	9
	18歳以上	285	325	40	67	126	60	903
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 が い	18歳未満	0	22	2	8	0	17	49
	18歳以上	117	287	145	220	6	461	1,236
音声・言語・そし ゃく機能障がい	18歳未満	0	0	0	0			0
	18歳以上	1	4	98	59			162
肢 体 不 自 由 障 が い	18歳未満	163	28	9	12	6	3	221
	18歳以上	1,433	1,608	1,149	2,347	724	501	7,762
内 脳 原 性 運動機能障がい	18歳未満	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)
	18歳以上	(35)	(15)	(5)	(6)	(1)	(1)	(63)
内 部 障 が い	18歳未満	32	1	13	7			53
	18歳以上	3,506	52	686	1,405			5,649
令和5年度合計	18歳未満	201	51	24	30	6	20	332
	18歳以上	5,342	2,276	2,118	4,098	856	1,022	15,712
令和4年度合計	18歳未満	212	48	26	33	7	20	346
	18歳以上	5,322	2,298	2,166	4,191	870	1,021	15,868
令和3年度合計	18歳未満	212	47	28	35	7	17	346
	18歳以上	5,307	2,296	2,157	4,245	865	1,023	15,893

※ () 内は再掲

② 自立支援医療費（更生医療）の支給

(根拠法令 障害者総合支援法 H18.4.1施行)

身体障がい者の医療費を助成する事により、経済的負担の軽減を図る。

〈対象者〉

18歳以上の身体障がい者で、身体障害者更生相談所において医療の内容が更生医療と判定された者。

(角膜手術、関節形成手術、心臓手術、血液透析療法、じん臓移植術、外耳形成手術、歯科矯正術など。)

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈自己負担〉

医療保険世帯の所得により自己負担あり。

〈事業実績〉

(単位：件、円)

年 度	R3	R4	R5
件 数	25,196	25,565	25,816
公費負担額	706,313,373	651,981,945	673,203,460

③ 補装具の交付・修理

(根拠法令 障害者総合支援法 H18.10.1施行)

身体障がい者の機能の回復等を図るため、補装具の交付及び修理を行う。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

(単位：件、円)

R3			R4			R5		
交付件数	修理件数	公費負担額	交付件数	修理件数	公費負担額	交付件数	修理件数	公費負担額
224	246	36,117,582	276	217	40,434,283	271	245	41,198,813

(4) 知的障がい者福祉

① 療育手帳

(根拠法令 知的障害者福祉法 S35.4.1施行)

一貫した指導相談を行うとともに、各種の援助を受けやすくするため手帳を発行する。

〈療育手帳所持者数〉

(各年度末現在)

年 度	区 分	A (～IQ35)	B (IQ36～75)	合 計
R3	総 計	1,273人	3,012人	4,285人
	(18歳未満)	(301人)	(821人)	(1,122人)
R4	総 計	1,286人	3,163人	4,449人
	(18歳未満)	(308人)	(885人)	(1,193人)
R5	総 計	1,318人	3,277人	4,595人
	(18歳未満)	(327人)	(915人)	(1,242人)

② 発達障がい者支援体制整備事業

発達障がい者のケースは、問題が多岐にわたり特定の機関だけで支援が完結しないため、医療、保健、福祉、教育等の関係者が総合的に個別の支援計画を作成し、ニーズに応じた支援体制を確立するもの。

〈対象者〉

市内に居住地を有する自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の発達障がいを有する障がい児（者）

〈費用負担〉市 10/10 (22年度まで 県 1/2 市 1/2)

〈事業実績〉

年 度	支援人数・延件数	事 業 費
R3	258人・1,912件	11,066,000円
R4	306人・2,428件	11,066,000円
R5	309人・2,562件	11,066,000円

(5) 施設

市内の施設は次のとおり。

施設の種類	施設名	所在地	定員 (人)	電話	施設の目的及び対象者
地域活動支援 センターⅠ型	児島障がい者支援 センター	児島駅前 4-83-2	—	472-3855	在宅の身体・知的・精神の3障がい者を対象 とし、在宅福祉サービスの利用援助、社会施 設の活用や各種相談、地域交流などを行なう ことにより、地域生活を支援する施設
	玉島障がい者支援 センター	玉島阿賀崎 2-1-10	—	525-7867	
	水島障がい者支援 センター	水島東栄町 12-28	—	440-3334	
地域活動支援 センター（基 礎）	障がい者福祉セン ター	船倉町 1273-5	—	422-1349	地域の身体障がい者の各種相談、健康増進、 教養の向上、レクリエーション、機能回復訓 練等の事業を行い、又はこれらに必要な便宜 を提供する施設
就労移行支援 事業・自立訓 練（生活訓） 事業所	ふじ園	有城710	30	429-1393	障がいがあり、雇用されることが困難な人 に対して、自活に必要な作業訓練を行うととも に、職業を与えて自活させる通所施設
就労継続支援 （Ｂ型）事業 所	まびの道	真備町箭田 1626-1	24	698-9620	障がい者であって、雇用されることが困難な 人を通所させて、自活に必要な作業訓練及び 生活訓練を行い、社会的自立の促進を図るこ とを目的とする施設
生活介護 事業所	障がい者デイサー ビスセンター	笹沖170	20	434-9855	常時介護を要する障がい者につき、主として 昼間において、障がい者支援施設等において 行われる排せつ又は食事の介護、創作的活動 の機会の提供等の便宜を提供する施設

8. 高齢者福祉

(1) 在宅サービス

① 生活支援

- ・日常生活用具給付事業（昭和44年5月17日施行）

ねたきり状態で日常生活を営んでいる高齢者等に対し、日常生活用具を給付することにより、在宅での日常生活を支援し、その福祉の増進を図る。

ア 対象者及び事業の内容（給付）

- ・ねたきり高齢者……寝具類、湯沸器、火災警報器、自動消火器、入浴担架、洗髪器
- ・一人暮らし高齢者…火災警報器、自動消火器、老人手押車、電磁調理器、ガス漏れ報知器、電子レンジ
- ・高齢者……老人手押車

年 度	R3	R4	R5
寝 具 類	1	2	1
湯 沸 器	0	0	0
入 浴 担 架	0	0	0
火 災 警 報 器	5	2	2
自 動 消 火 器	1	0	0
老 人 手 押 車	6	9	3
洗 髪 器	0	0	0
電 磁 調 理 器	8	6	8
ガ ス 漏 れ 報 知 器	2	0	0
電 子 レ ン ジ	11	7	9
事 業 費 （ 円 ）	418, 731	297, 424	298, 350

- ・はり、きゅう施術費給付事業（平成10年4月1日施行）

市内に居住する高齢者に対し、はり師又はきゅう師による施術に要する費用の一部を給付する。

ア 対 象 者 70歳以上の者

イ 給付枚数 1人1ヵ月当たり2枚（施術券）

年 度	R3	R4	R5
延 利 用 回 数	11, 282	12, 375	12, 979
延 利 用 人 数	4, 703	5, 132	5, 361
事 業 費 （ 円 ）	12, 544, 920	13, 800, 324	14, 463, 008

- ・介護用品扶助費支給事業（平成2年4月1日施行）

ねたきり高齢者等の介護者等に対し、紙おむつ等の購入費の一部を助成する。

ア 対 象 者 在宅のねたきり（6ヵ月以上臥床）又は認知症高齢者を介護している所得税非課税世帯の者

イ 助 成 額 ・おしめ等の購入費の8割（年30,000円を限度）

・要介護4、5で市民税非課税世帯の場合は年75,000円を限度に給付

年 度	R3	R4	R5
助 成 件 数	328	325	338
事 業 費 （ 円 ）	11, 300, 364	11, 515, 698	11, 722, 486

・ねたきり高齢者等理美容サービス助成事業（平成12年8月1日施行）

在宅のねたきり高齢者等が、理容師等の訪問による理容又は美容サービスを受けた場合、その費用の一部を助成する。

ア 対象者 在宅のねたきり高齢者、認知症高齢者及び重度心身障害者で、その介護者が介護手当を受給している者。

イ 扶助額 1回当たり、1,362円（年6回を限度）

年 度	R3	R4	R5
延 利 用 人 数	115	99	97
事 業 費 （ 円 ）	355,482	337,776	284,658

・老人入浴券給付事業（昭和56年6月1日施行）

在宅の高齢者に対し公衆浴場の無料入浴券を給付することにより福祉の増進を図る。

ア 対象者 65歳以上で居宅に入浴設備がなく、世帯の生計中心者の市民税が均等割課税以下の者。

イ 給付枚数 1人1ヵ月当たり5枚

年 度	R3	R4	R5
支 給 人 数	37	32	24
事 業 費 （ 円 ）	732,444	633,048	526,052

・友愛訪問事業（昭和52年10月1日施行）

65歳以上の一人暮らし高齢者及びねたきり高齢者に、地域団体が訪問活動を行うことによって、高齢者の孤独の解消及び地域住民の社会連帯意識を高める。

地 区	倉 敷	水 島	児 島	玉 島	船 穂	真 備	計
訪 問 団 体	19	10	11	12	1	7	60
対 象 者	1,963	882	646	2,177	24	303	5,995

・高齢者等給食サービス（平成8年11月14日施行）

援護を必要とする在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、栄養のバランスを配慮した食事を居宅まで配食し、安否確認を実施することにより、介護予防を推進し、高齢者等の福祉の増進を図る。

ア 対象者 65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、障がい者、昼間ひとり暮らしまたは高齢者のみになる世帯

イ 事業の内容 年末年始を除く週7回以内の昼食で、利用者負担金1食380円（令和6年4月1日から）。

年 度	R3	R4	R5
年 度 末 実 利 用 者	平日 2,160 土日 1,562	平日 2,217 土日 1,610	平日 2,304 土日 1,701
延 給 食 数	458,438	466,705	479,076
事 業 費 （ 円 ）	147,666,640	150,255,441	154,120,391

・生きがい対応型デイサービス事業（平成12年4月1日施行）

比較的元気なひとり暮らし高齢者等を対象に、老人福祉センター・憩の家等で、生きがいや健康づくりに関する各種講座等を実施し、高齢者の社会参加の促進、介護予防及び生きがいの向上を図る。

ア 対象者 本市に住所を有するおおむね60歳以上のひとり暮らし高齢者等で、介護保険法の給付の対象とならない者

区分 \ 年度	R3	R4	R5
延 利 用 人 数	2,181	3,640	3,693
事 業 費 （ 円 ）	8,171,850	8,689,562	8,836,000

・ふれあいサロン活動促進事業（昭和52年10月1日施行）

日ごろから外出することが少ない高齢者の社会参加や仲間づくりのため、地域の公民館等で行われる談話会や体力づくりなどのサロン活動を支援する。

年 度	R3	R4	R5
サ ロ ン 数	288	305	313

・高齢者（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業（平成8年4月1日施行）

高齢者世話付住宅の入居者に対し、生活援助員を派遣し、生活指導、生活相談、安否確認、緊急時の対応サービスを提供することにより、在宅生活を支援する。

年 度	R3	R4	R5
対 象 世 帯 数	33	33	33

・電話安否確認事業（平成18年11月1日施行）

在宅で生活するおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等であって、定期的に安否確認を行うことが必要であると認める者に電話による訪問を実施することにより、日常生活上の事故の未然防止、孤独感の解消及び閉じこもり防止を図り、もってひとり暮らし高齢者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

ア 対象者 在宅で生活するおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者

年 度	R3	R4	R5
利 用 者 数	9	6	5

② 緊急時の対応

・緊急通報装置設置事業（平成3年1月4日施行）

緊急通報装置による緊急時の連絡体制を整備することにより、一人暮らし老人等の日常生活における不安感の解消及び急病、災害時等の緊急時における迅速かつ適切な対応を図る。

ア 対象者 65歳以上の一人暮らし老人、重度身体障害者等

年 度	R3	R4	R5
設 置 台 数	372	343	322
事 業 費 （ 円 ）	2, 857, 407	2, 911, 652	2, 892, 473

③ 生きがい対策

・老人クラブ助成費補助事業（昭和43年10月21日施行）

孤独になりがちな高齢者の生きがいを高め、老後の生活を健全で明るく豊かなものにするために、小地域を単位として結成され活動している自主的な団体に対して助成を行う。

ア 対象組織

- (1) おおむね60歳以上の高齢者30人以上で結成されていること。
- (2) 政治上又は宗教上の組織に属していないこと。
- (3) 会員の互選による代表者1人を置き、会則を設けていること。
- (4) 会員により民主的に運営され、諸帳簿を整備していること。

イ 助成対象経費

- (1) 社会奉仕活動費
- (2) 老人教養講座費
- (3) スポーツ振興費

ウ 助成額 月額4,170円×活動月数（1年＝50,040円）

区分 \ 年度	R3	R4	R5
ク ラ ブ 数	333	316	310
会 員 数	14,354	13,257	12,750
事 業 費 （ 円 ）	14,023,830	15,766,490	15,488,220

・老人クラブ連合会への助成事業（昭和49年から実施）

単位老人クラブの指導育成、社会活動、スポーツ振興事業、教養の向上等を図る目的で組織された団体の育成のための活動費を助成する。

年 度	R3	R4	R5
事 業 費 （ 円 ）	7,389,995	8,100,953	8,055,906

・シルバー作品展（昭和49年9月から実施）

長年社会に貢献してきた高齢者の豊かな知識・技能や趣味等を生かした作品を広く一般に公開し、創造の喜びを通じて生きがいの増進を図る。

ア 対象者 60歳以上の者

年 度	R3	R4	R5
出 展 数	中止	254	278

・ゲートボール場設置補助事業（昭和63年4月1日施行）

高齢者の地域社会における仲間づくりと健康保持に資するため、ゲートボール場を設置する場合、その整備費の一部を補助する。

ア 補助対象 老人クラブ 仮設便所等の設置費の一部を助成（20万円を限度）する。

区分 \ 年度	R3	R4	R5
助 成 数	0	0	0
事 業 費 （ 円 ）	0	0	0

・グラウンドゴルフ場整備費等補助事業（平成18年4月1日施行）

高齢者の地域社会における仲間づくり、生きがい対策及び介護予防を図るため、グラウンドゴルフ場を設置する場合、その整備費等の一部を補助する。

ア 補助対象 老人クラブ等 ・グラウンドゴルフ場新設整備費の一部を助成（100万円を限度）する。

・仮設便所等の設置費の一部を助成（20万円を限度）する。

区分 \ 年度	R3	R4	R5
助成数	0	0	0
	0	0	0
事 業 費 （ 円 ）	0	0	0

・公園等の清掃管理委託事業（昭和48年10月1日施行）

高齢者の余暇の活用と身体機能の後退予防、社会への適応を保持し、健康で生きがいのある生活を送っていたため、市内の公園等の軽易な清掃、除草作業を地域の高齢者に委託する。

ア 対象者 おおむね60歳以上の健康な者

イ 内 容 軽易な除草作業及びゴミ・ガレキ等の収集

ウ 委託料 月額6.56円／㎡（上限：年間472,320円）便所のある施設は加算

区分 \ 年度	R3	R4	R5
施 設 数	247	165	141
事 業 費 （ 円 ）	24,851,802	24,834,123	22,777,266

- ・敬老記念品贈呈事業（昭和42年から実施）

多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者への敬意を表すため記念品を贈呈する。

ア 対 象 者 88歳、100歳到達者

区分 \ 年度	R3	R4	R5
88歳到達者数	2,510	2,127	2,750
100歳到達者数	132	156	156

④ 就業機会の確保・相談

- ・公益社団法人倉敷市シルバー人材センター（昭和58年4月8日設立）

高齢者の豊富な経験、知識、技能を活用し短期的、臨時的な就業を通じて自らの生きがいの充実や、社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

ア 会 員 資 格 おおむね60歳以上の健康で働く意欲のある者

イ 仕事の一例

- ・一般事務や経理事務
- ・簡単な大工仕事、修理修繕
- ・留守番や子守り、家事補助
- ・屋外の軽易な作業
- ・管理、監視など
- ・外交、集配事務
- ・室内でする手先の仕事等々

区分 \ 年度	R3	R4	R5
会 員 数	1,459	1,380	1,411
受 注 件 数	11,542	10,938	10,387
契 約 金 額 （ 円 ）	598,162,369	566,857,619	583,480,345

⑤ 手当等の支給

- ・在宅ねたきり高齢者等介護手当支給事業（平成5年2月15日施行）

在宅のねたきり高齢者等の介護者に対し、手当を支給し、ねたきり高齢者等の福祉の向上を図る。

ア 対 象 者 満65歳以上のねたきり高齢者、認知症高齢者の介護者

イ 支 給 額 ・年4万円

- ・要介護4、5で過去1年間介護保険サービスの利用がなく、過去1年間3ヶ月以上の入院・入所をしていない市民税非課税世帯に属する者は年額10万円

年 度	R3	R4	R5
支 給 件 数	955	872	950
事 業 費 （ 円 ）	39,757,547	36,557,067	39,378,082

- ・在日外国人等高齢者福祉金（平成9年4月1日施行）

高齢者のうち、国民年金制度上、老齢基礎年金などの受給資格を得ることができなかった外国人等の方に対し、福祉金を支給する。

ア 支給金額 月額 10,000円

年 度	R3	R4	R5
対 象 者 （ 人 ）	0	0	0
事 業 費 （ 円 ）	0	0	0

(2) 施設サービス

① 養護老人ホーム（平成14年度から民間社会福祉法人に管理運営を委託し、平成18年度から指定管理者制度へ移行）

区分 \ 名称	琴 浦 園	長 楽 荘
設 置 主 体	倉敷市	倉敷市
設 置 年 月	昭和27年11月（S 51. 10改築開園）	昭和37年9月（H4. 7改築開荘）
電 話	477-7454	522-1110
指 定 管 理 者	（福） しおかぜ	（福） アミカル
設 置 の 構 造	鉄筋コンクリート造2階建、一部平屋建	鉄筋コンクリート造2階建、一部3階建
敷地面積（㎡）	7,257	3,167
建物面積（㎡）	2,392	2,857
定 員	80人	100人

② 特別養護老人ホーム（民営）

65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい欠陥があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難なものを入所させる。(R6. 4. 1現在)

名称	区分	入所定員	現員	開所年月日	敷地面積	建物面積	市建設助成
特別養護老人ホーム ま す み 荘 465－6565		人	人		m ²	(延) m ²	S 48年度 37,505千円 S 51年度 38,778千円 H13年度 149,027千円 H14年度 50,412千円 (151,551千円) H15年度 50,163千円 (150,802千円) 計 325,885千円 (527,663千円) ※カッコ内は中核市分補助金を含む
特別養護老人ホーム み ど り 荘 444－6521		132	132	S 48. 11. 5	2,218	3,287. 15	S 49年度 30,670千円 S 52年度 52,555千円 S 54年度 31,678千円 計 114,903千円
特別養護老人ホーム し お か ぜ 470－4848		130	130	S 49. 3. 1	1,375	3,966. 92	S 51年度 48,472千円 S 53年度 23,818千円 S 61年度 33,203千円 H8年度 18,555千円 H16年度 (76,264千円) H17年度 (85,443千円) 計 124,048千円 (285,755千円) ※カッコ内は中核市分補助金を含む
特別養護老人ホーム ア ミ カ ル 526－8827		110	110	S 51. 7. 8	3,409	3,465. 81	S 55年度 69,068千円 S 59年度 37,392千円 H16年度 (12,159千円) H17年度 (12,159千円) 計 106,460千円 (130,778千円) ※カッコ内は中核市分補助金を含む
特別養護老人ホーム アミカル(地域密着型) 526－8827		114	114	S 56. 4. 1	3,682	3,028. 30	
特別養護老人ホーム 倉敷シルバーセンター 473－1010		22	22	H26. 4. 1			
特別養護老人ホーム み ゆ き 園 本 館 427－7627		100	100	S 62. 9. 16	9,408	3,193. 31	S 62年度 62,537千円 H3年度 83,165千円 計 145,702千円
特別養護老人ホーム み ゆ き 園 (新館) 427－7627		50	50	H元. 6. 16	904	1,583. 97	H元年度 31,116千円
特別養護老人ホーム 浅 原 桃 花 園 462－0020		30	30	H26. 4. 1			
特別養護老人ホーム あ す な ろ 園 528－3110		50	50	H2. 9. 18	3,121	1,796. 65	H2年度 43,892千円
特別養護老人ホーム サンパードナーシングホーム 429－0018		110	110	H3. 11. 1	4,521	2,237. 96	H3年度 87,539千円 H7年度 62,413千円 H12年度 43,362千円 H13年度 31,005千円 計 224,319千円
		50	50	H5. 4. 1	1,840	2,228. 68	H4年度 103,879千円

名称	区分	入所定員	現員	開所年月日	敷地面積	建物面積	市建設助成
特別養護老人ホーム サンパードナーシングホーム (ユニット型) 429-1110		30	30	H27. 12. 1	3, 896. 31	1, 342. 86	H27年度 96, 480千円 計 96, 480千円
特別養護老人ホーム 王慈園 (従来型) 473-9000		50	50	H7. 4. 1	1, 350	2, 776. 11	H6年度 185, 683千円 H17年度 (32, 164千円) 計 185, 683千円 (217, 847千円) ※カッコ内は中核市分補助金を含む
特別養護老人ホーム 王慈園(ユニット型) 473-9000		30	30	H26. 4. 1			
特別養護老人ホーム グリーンピア瀬戸内 525-1234		99	99	H9. 10. 1	9, 755	3, 894. 20	H9年度 119, 930千円 H14年度 (27, 600千円) H15年度 (29, 131千円) 計 119, 903千円 (176, 661千円) ※カッコ内は中核市分補助金を含む
特別養護老人ホーム 浮洲園 (従来型) 429-3311		50	50	H10. 11. 1	4, 348. 69	4, 293. 75	H9年度 34, 386千円 H10年度 143, 050千円 H15年度 (33, 110千円) H16年度 (14, 190千円) H27年度 96, 480千円 計 273, 916千円 (321, 216千円) ※カッコ内は中核市分補助金を含む
特別養護老人ホーム 浮洲園(ユニット型) 429-3311		60	60	H26. 4. 1			
特別養護老人ホーム のぞみ荘 450-1188		50	50	H10. 11. 1	7, 764	2, 760. 63	H9年度 36, 623千円 H10年度 152, 164千円 H15年度 (29, 907千円) 計 188, 787千円 (218, 694千円) ※カッコ内は中核市分補助金を含む
特別養護老人ホーム のぞみ荘(地域密着型) 450-1188		20	20	H26. 4. 1			
特別養護老人ホーム 庄の里 (本館) 461-0033		50	50	H14. 10. 1	4, 914	2, 115. 57	H13年度 46, 848千円 H14年度 111, 806千円 (223, 135千円) H17年度 (19, 298千円) H18年度 (12, 866千円) 計 158, 654千円 (302, 147千円) ※カッコ内は中核市分補助金を含む
特別養護老人ホーム 庄の里 (新館) 461-0033		60	60	H26. 10. 1			
特別養護老人ホーム 元気の家 462-6211		80	80	H15. 11. 1	7, 598. 31	5, 057. 90	H14年度 (26, 084千円) H15年度 (64, 331千円) H22年度 96, 480千円 計 96, 480千円 (186, 895千円) ※カッコ内は中核市分補助金を含む
特別養護老人ホーム シルバーセンター後楽 698-7788		80	80	H3. 6. 26	15, 648. 24	4, 229. 12	※旧真備町が助成
特別養護老人ホーム 太陽の丘 440-5155		50	50	H17. 12. 1	5, 295. 91	2, 940. 17	H16年度 (24, 298千円) H17年度 (24, 298千円) 計 (48, 596千円) ※カッコ内は中核市分補助金を含む
特別養護老人ホーム 碧山荘 485-1165		50	50	H19. 12. 1	3, 612	3, 954. 30	H18年度 35, 686千円 H19年度 142, 744千円 計 178, 430千円

名称	区分	入所定員	現員	開所年月日	敷地面積	建物面積	市建設助成	
特別養護老人ホーム もちどり(地域密着型) 444-7200		20	20	H22. 8. 1	2, 202. 28	702. 03	H21年度 H22年度 計	6, 000千円 14, 000千円 20, 000千円
特別養護老人ホーム あいの泉(地域密着型) 525-5022		29	29	H24. 1. 1	1, 764. 41	1, 748. 20	H23年度 計	121, 500千円 121, 500千円
特別養護老人ホーム く ら し き 441-7700		50	50	H24. 7. 1	2, 124. 06	3, 503. 40	H23年度 H24年度 計	53, 529千円 124, 901千円 178, 430千円
特別養護老人ホーム グリーンビレッジ瀬 戸内(地域密着型) 552-5112		29	29	H24. 8. 1	4, 396. 85	3, 283. 68	H23年度 H24年度 計	27, 200千円 108, 800千円 136, 000千円
特別養護老人ホーム う ら た の 里 (地 域 密 着 型) 441-5008		29	29	H24. 10. 1	3, 144. 89	1, 606. 02	H23年度 H24年度 計	53, 529千円 124, 901千円 178, 430千円
特別養護老人ホーム ピースガーデン (地 域 密 着 型) 423-2112		29	29	H25. 2. 1	2, 260. 64	4, 533. 36	H24年度 計	136, 000千円 136, 000千円
特別養護老人ホーム クレールエステート 悠楽(地域密着型) 698-6050		29	29	H26. 6. 1	7, 296. 91	2, 535. 50	H26年度 計	136, 000千円 136, 000千円
特別養護老人ホーム めばえ(地域密着型) 448-3345		29	29	H27. 4. 1	2, 943. 68	1, 440. 10	H26年度 計	139, 480千円 139, 480千円
特別養護老人ホーム ベネヴィータ王慈 (地 域 密 着 型) 477-9500		29	29	H27. 5. 1	1, 700. 09	2, 827. 60	H26年度 計	139, 480千円 139, 480千円
特別養護老人ホーム 庄の里「なごやか」 (地 域 密 着 型) 464-3800		29	29	H27. 10. 1	3, 684. 38	2, 452. 79	H27年度 計	139, 480千円 139, 480千円
特別養護老人ホーム ひかりの里(地域密着型) 523-2727		29	29	H29. 10. 1	4, 871. 69	1, 680. 26	H29年度 計	150, 007千円 150, 007千円
特別養護老人ホーム P.P.P. プラヴィッシモ! 通生(地域密着型) 454-5540		29	29	H29. 11. 1	5, 424. 97	2, 480. 12	H29年度 計	143, 830千円 143, 830千円
あすなろテラス (地域密着型) 441-7200		29	29	H30. 9. 1	2, 417. 72	1, 434. 69	H30年度 計	150, 007千円 150, 007千円
特別養護老人ホーム くらしき日和 平田 (地域密着型) 430-4500		29	29	H31. 4. 1	3, 581. 90	3, 063. 41	H30年度 計	150, 007千円 150, 007千円
特別養護老人ホーム みどりの杜(地域密着型) 454-5770		29	29	R 元. 6. 1	4, 490. 84	3, 071. 20	H30年度 計	150, 007千円 150, 007千円
特別養護老人ホーム く ら し き 里 桜 (地 域 密 着 型) 454-5200		29	29	R 3. 2. 1	3, 434. 67	2, 273. 38	R 2年度 計	194, 720千円 194, 720千円

③ 軽費老人ホームサービス費助成事業

軽費老人ホーム（ケアハウス）を市内に有する社会福祉法人に対し、サービス費を助成することにより、利用者の負担の軽減を図る。

年 度	R3	R4	R5
事 業 費 （ 円 ）	221,826,000	221,569,000	228,119,000

軽費老人ホーム施設

地 区	名 称	所 在 地	電 話 番 号
倉 敷	ケ ア ハ ウ ス 浮 洲 園	粒江2500-1	429-3311
	ケ ア ハ ウ ス 倉 敷	亀山712-3	420-1100
	ケアハウスドリームガーデン倉敷	八軒屋275	430-1111
	ケ ア ハ ウ ス つ る が た	鶴形1-9-7	430-6700
	ケ ア ハ ウ ス 庄 の 里	山地1297	461-0036
水 島	ケ ア ハ ウ ス オ パ ー ル	福田町福田234-1	450-1188
	ケ ア ハ ウ ス ち ど り	水島東千鳥町2-6	444-3500
児 島	シルバーケアハウス	児島柳田町355-1	474-1300
	ケアハウスロイヤルウイング	児島下の町5-2-15	474-0001
玉 島	ケ ア ハ ウ ス あ い の 泉	玉島1719	525-5002
	ケアハウスグリーンピア瀬戸内	玉島陶856-1	525-1234

④ 介護老人保健施設

地 区	名 称	所 在 地	電 話 番 号
倉 敷	倉 敷 老 健	老松町4-3-38	427-1111
	福 寿 荘	中島831	466-0119
	倉 敷 藤 戸 荘	藤戸町藤戸1580	428-8523
	亀 龍 園	亀山679-1	429-0001
	サ ン ラ イ フ 倉 敷	下庄700-1	462-7111
	グ リ ー ン ピ ー ス	新田2791-4	434-0008
水 島	老 健 あ か ね	水島東千鳥町1-60	446-6541
	和 光 園	東塚5-4-50	455-5112
児 島	オ ア シ ス K - 3	児島阿津2-7-53	472-0123
	倉 敷 あ い あ い え ん	串田660	470-2001
	倉敷シルバーナーシングホーム（従来型）	児島柳田町355-1	473-8810
	倉敷シルバーナーシングホーム（ユニット型）	児島柳田町355-1	473-8810
	老 健 い こ い の 家	児島小川9-1-46	474-3320
玉 島	ニューエルダーセンター	玉島1334-1	526-6111
	秀 明 荘	玉島中央町1-4-8	523-0111

⑤ 老人福祉センター（指定管理者制度を適用）（R6. 4. 1現在）

区分	施設名	倉敷北高齢者福祉センター	有城荘	まきび荘	船穂町高齢者福祉センター
設置年月日		令和5年7月1日	昭和47年6月1日	昭和55年4月7日	平成6年7月1日
指定管理者		倉敷市総合福祉事業団	倉敷市総合福祉事業団	倉敷市総合福祉事業団	倉敷市社会福祉協議会
電 話		423－2265	429－1711	698－6151	552－5200
住 所		宮前92-1	有城710	真備町市場4661	船穂町船穂1861－1
施設の構造		鉄骨造 2 階建	鉄筋コンクリート (一部木造・鉄骨) 2 階建 (内1階の一部)	鉄筋ブロック平屋建	鉄筋コンクリート平屋建 (一部2階)
利用定員		200人	100人	250人	100人
開荘時間		午前9時～午後5時15分	午前9時～午後5時15分	午前9時～午後5時15分	午前9時～午後5時15分

・利用状況

区分	年度	R 3				R 4			
施 設 名		西岡荘	有城荘	まきび荘	船穂町高齢者福祉センター	西岡荘	有城荘	まきび荘	船穂町高齢者福祉センター
開荘日数（日）		192	192	192	192	293	270	293	293
1日平均（人）		58	62	20	17	60	73	19	19
利 用 者（人）		11,047	11,848	3,840	3,292	17,639	19,816	5,463	5,505

区分	年度	R 5			
施 設 名		倉敷北高齢者福祉センター	有城荘	まきび荘	船穂町高齢者福祉センター
開荘日数（日）		266	292	292	293
1日平均（人）		65	80	20	22
利 用 者（人）		17,248	23,459	5,748	6,353

⑥ 老人憩の家（指定管理者制度を適用）

（R6. 4. 1現在）

区分	名称	倉敷市中央	倉敷市茶屋町	倉敷市中島	倉敷市天城	倉敷市笹沖	倉敷市庄
設置年月日		S57. 5. 7	S50. 1. 17	S53. 3. 18	S58. 5. 20	S59. 4. 21	S51. 4. 27
所 在 地		中央 1－27－8	茶屋町1602	中島284－2	藤戸町天城 1991	笹沖742－1	松島1007
電 話		422－6720	428－3709	465－6155	428－7769	422－6391	462－6488
構 造		鉄筋コンクリート (2階)	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート (2階)
敷地面積（㎡）		857.60	475	1,130	537.03	597	2,490
建築面積（㎡）		(延) 406.51	230.30	306.51	192.14	183.20	(延) 247.00
建設費 (千円)	県補助	4,800	2,500	4,100	3,800	3,825	3,500
	市費	76,700	26,340	45,695	32,379	29,055	33,640
	計	81,500	28,840	49,795	36,179	32,880	37,140
土地区分		市有地	市有地	市有地	市有地	市有地	民有地

倉敷市中洲	倉敷市豊洲	倉敷市庄東	倉敷市生坂	倉敷市西阿知	倉敷市豊洲中央	倉敷市万寿東	倉敷市古新田
S61. 4. 11	S58. 8. 13	H11. 5. 12	H12. 4. 13	H13. 4. 23	H16. 7. 1	R5. 10. 3	S50. 6. 28
酒津2675-1	五日市 699-3	上東460-1	生坂2047	西阿知西原 727-8	西田 405-1	大島260-1	福田町古新田 726
422-0382	463-0676	463-0224	463-6026	466-4006	482-2016	434-8686	455-1977
鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	木造	木造	木造	木造	木造	鉄筋コンクリート
1, 196. 25	564. 21	1, 870. 19	1, 207. 72	1, 006. 73	1, 099. 60	979. 03	1, 500
182. 12	192. 14	203. 30	214. 63	203. 71	236. 18	258. 17	267. 33
3, 900	3, 800	2, 200	2, 200	—	—	—	2, 500
29, 362	22, 200	91, 210	73, 485	73, 260	69, 620	125, 498	28, 980
33, 262	26, 000	93, 410	75, 685	73, 260	69, 620	125, 498	31, 480
市有地	市有地	市有地	市有地	市有地	市有地	市有地	市有地

倉敷市連島	倉敷市水島	倉敷市浦田	倉敷市連島北	倉敷市広江	倉敷市鶴新田	倉敷市児島	倉敷市稗田
H23. 2. 4	H2. 6. 5	S62. 5. 8	H2. 5. 14	H14. 5. 25	H16. 12. 13	S49. 7. 13	S56. 4. 1
連島中央 5-30-12	水島東千鳥町 4-28	福田町浦田 2248-26	連島町西之浦 2157	広江 6-7-41	連島町鶴新田 2191-3	児島小川町 3672	児島稗田町 4066-7
445-0111	448-8273	456-5934	465-0302	455-4013	446-2312	472-9571	472-6937
木造	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	木造	木造	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート
1, 226. 00	651. 98	701. 56	2, 147. 23	1, 098. 88	1, 108. 00	1, 006. 74	701. 13
311. 36	180. 50	184. 76	169. 75	213. 64	233. 97	244. 0	247. 18
—	5, 950	—	6, 000	—	—	2, 000	国含む 7, 951
89, 801	36, 486	35, 657	30, 874	68, 680	66, 565	24, 200	51, 899
89, 801	42, 436	35, 657	36, 874	68, 680	66, 565	26, 200	59, 850
市有地	国有地	市有地	市有地	市有地	市有地	市有地	市有地

倉敷市琴浦	倉敷市下の町	倉敷市赤崎	倉敷市本荘	倉敷市下津井	倉敷市郷内	倉敷市玉島	倉敷市黒崎
S51. 5. 15	H6. 6. 15	S55. 10. 1	H元. 5. 22	S52. 4. 26	S52. 4. 22	S50. 5. 24	S52. 4. 16
児島田の口 2-10-33	児島下の町 3-8-51	児島赤崎 2-8-2	児島塩生711	下津井田之浦 1-1-50	林692-3	玉島阿賀崎 1-10-8	玉島黒崎 4676-2
477-6738	472-1110	472-6917	475-0917	479-9668	485-2860	526-8718	528-2827
鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート (2 階)	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート
914. 85	798. 48	691. 90	337. 44	233. 22	1, 237. 56	745. 49	850
267. 33	187. 72	245. 20	168. 10	(延) 215. 31	300. 86	261. 53	265. 89
3, 500	6, 450	4, 200	—	3, 850	3, 850	2, 500	3, 850
30, 400	48, 900	42, 317	34, 230	23, 974	38, 118	35, 118	36, 772
33, 900	55, 350	46, 517	34, 230	27, 824	41, 968	37, 618	40, 622
市有地	市有地	市有地	市有地	市有地	民有地	市有地	民有地

倉敷市南浦	倉敷市乙島	倉敷市長尾	倉敷市柏島	倉敷市柏島東	倉敷市穂井田	倉敷市船穂
H7. 4. 26	S60. 4. 30	S57. 10. 14	S62. 3. 5	H18. 4. 1	H2. 11. 5	H17. 8. 1
玉島黒崎 8171-1	玉島乙島 7470-23	玉島長尾 1655-1	玉島柏島 3035-1	玉島柏島 1532-23	玉島陶 1834-1	船穂町船穂 2836
528-0088	525-4191	522-1034	525-0565	522-1217	525-5058	552-4095
鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	木造	鉄筋コンクリート	鉄骨造 (2 階)
895. 65	446. 04	1, 015. 82	964. 77	1, 263. 09	1, 331. 00	323. 00
160. 00	184. 76	265. 38	184. 35	216. 13	200. 37	(延) 229. 30
5, 883	3, 825	4, 800	3, 900	28, 000	6, 450	-
64, 300	26, 175	55, 470	31, 953	38, 440	41, 445	-
73, 167	30, 000	60, 270	35, 853	66, 440	47, 895	-
市有地	市有地	市有地	市有地	市有地	市有地	市有地

・利用状況（利用者数）

施設名	年度	R3	R4	R5
倉敷市 中 央 憩の家		6, 814	9, 574	9, 890
〃 茶 屋 町 〃		7, 993	9, 340	6, 277
〃 中 島 〃		9, 302	14, 799	15, 762
〃 天 城 〃		6, 223	12, 072	9, 664
〃 笹 沖 〃		4, 725	7, 576	8, 233
〃 庄 〃		1, 822	3, 376	2, 862
〃 中 洲 〃		3, 258	4, 978	4, 882
〃 豊 洲 〃		2, 561	4, 024	5, 154
〃 豊洲中央 〃		4, 075	6, 979	7, 731
〃 庄 東 〃		4, 176	4, 451	4, 566
〃 生 坂 〃		2, 665	5, 956	6, 492
〃 西阿知 〃		3, 582	7, 691	8, 823
〃 万 寿 東 〃		-	-	1, 787
〃 古 新 田 〃		5, 132	7, 556	8, 271
〃 連 島 〃		8, 890	14, 420	16, 330
〃 水 島 〃		3, 150	5, 458	6, 272
〃 浦 田 〃		2, 417	4, 184	3, 471
〃 連 島 北 〃		695	1, 281	1, 529
〃 広 江 〃		4, 490	8, 812	9, 014
〃 鶴 新 田 〃		2, 416	4, 122	3, 786
〃 児 島 〃		11, 296	13, 589	14, 748
〃 稗 田 〃		727	1, 042	1, 147

〃 琴 浦 〃	3,675	3,903	4,396
〃 下 の 町 〃	5,776	8,591	9,023
〃 赤 崎 〃	2,522	3,124	3,117
〃 本 荘 〃	817	1,281	1,274
〃 下 津 井 〃	3,426	2,154	2,329
〃 郷 内 〃	3,338	4,740	4,964
〃 玉 島 〃	10,283	16,660	15,864
〃 黒 崎 〃	2,798	4,099	4,475
〃 南 浦 〃	2,195	3,336	3,127
〃 乙 島 〃	3,613	5,002	5,350
〃 長 尾 〃	2,453	3,681	3,871
〃 柏 島 〃	1,926	2,962	3,431
〃 柏 島 東 〃	5,170	8,979	11,316
〃 穂 井 田 〃	1,895	3,457	3,829
〃 船 穂 〃	4,635	7,309	6,155
計	150,931	230,558	239,212

(3) 権利擁護

・成年後見制度市長申立て

認知症高齢者等判断能力が十分でない人で、成年後見制度の申立をする親族等がない場合において、特に福祉を図るため必要と認める時、市長が申立を行う。

〈実績〉令和3年度 48件
令和4年度 62件
令和5年度 83件

・成年後見制度利用支援事業

成年後見制度における高齢者の被後見人等のうち、後見人等への報酬を負担することが困難と認める人に後見人等への報酬を助成する。

〈実績〉

年 度	助 成 件 数	助 成 額
R 3	234件	52,590,179円
R 4	234件	52,549,826円
R 5	252件	57,486,857円

・高齢者権利擁護事業（高齢者虐待防止対策）

高齢者相談専門員を配置して高齢者虐待の相談に対応するとともに、法的判断を必要とするケース等にも適切に対応するため、弁護士等専門職とアドバイザー契約を締結し、高齢者虐待の防止を図る。

〈相談実績〉

年 度	相談・通報件数	事 業 費
R 3	145件	4,273,812円
R 4	118件	11,308,210円
R 5	105件	16,291,030円

9. 児童福祉

(1) 保育所等の現況

①数、面積、定員等

(R6. 4. 1現在)

区分	保育所数	敷地面積 (㎡)		延床面積 (㎡)		定員
		総面積	平均	総面積	平均	
公立	10+1分園	25,629	2,329	9,162	832	1,555
民間	53園	106,234	2,004	42,509	802	5,390
合計	63+1分園	131,863	2,060	51,671	807	6,945

(R6. 4. 1現在)

区分	認定こども園数	敷地面積 (㎡)		延床面積 (㎡)		定員
		総面積	平均	総面積	平均	
公立	9園	36,353	4,039	10,469	1,163	1,401
民間	32園	86,672	2,708	32,425	1,013	5,485
合計	41園	123,025	3,000	42,894	1,046	6,886

(R6. 4. 1現在)

地域型保育事業 (民間)	園数	定員
小規模保育事業	24園	436
事業所内保育事業 (地域枠のみ)	18園	165
合計	42園	601

②入所数の推移

(R6. 4. 1現在)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所申込状況	12,049	11,665	11,436
入所数	11,391	11,298	11,224

※従業員枠を含む

③年齢別児童入所数

(R6. 4. 1現在)

区分		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
倉敷	公立	11	95	131	177	177	163	754
	民間	301	880	990	838	831	820	4,660
水島	公立	4	39	56	50	60	62	271
	民間	127	349	402	409	399	405	2,091
児島	公立	7	58	71	91	106	124	457
	民間	55	173	206	201	195	203	1,033
玉島	公立	12	48	66	69	83	79	357
	民間	105	280	318	304	292	302	1,601
計	公立	34	240	324	387	426	428	1,839
	民間	588	1,682	1,916	1,752	1,717	1,730	9,385

※従業員枠を含む

④公立保育所

(R6. 4. 1現在)

区分	所在地	電話	敷地面積	延床面積	定員	職員数					認可年月日
						園長	保育士	調理 従事者	その他	計	
老松	老松町4-12-52	423-1286	3,966	1,186	200	1	42	3	2	48	43. 6. 29
豊洲	西田404-2	482-2152	2,347	846	160	1	24	0	2	27	26. 9. 1
茶屋町	茶屋町165-2	428-0806	2,218	1,141	230	1	35	0	2	38	32. 5. 1
大内	大内1048-1	423-2755	3,147	955	150	1	25	4	2	32	49. 4. 1
大内保育園万寿分園	浜町2丁目3-1	422-2736			80	1	10	1	1	13	H16. 4. 1
第一福田	中畝8-14-27	455-8979	2,312	1,204	150	1	20	0	1	22	23. 11. 24
水島	水島南春日町12-20	444-8879	2,036	844	150	1	20	0	2	23	27. 4. 11
赤崎	児島赤崎2-11-34	472-2629	1,679	688	150	1	19	2	1	23	27. 4. 1
上の町	児島上の町4-6-72	472-6211	3,499	848	75	1	10	2	2	15	42. 5. 4
稗田	児島稗田町2392	472-6207	2,179	693	90	1	12	0	1	14	50. 3. 28
玉島	玉島 1-14-15	522-2329	2,246	757	120	1	18	2	2	23	45. 4. 1
合計 (11)			25,629	9,162	1,555	11	235	14	18	278	

※大内保育園万寿分園は、幼稚園の敷地・建物を使用している。

⑤民間保育所

(R6. 4. 1現在)

区分	所在地	電話	敷地面積	延床面積	定員	職員数					認可年月日
						園長	保育士	調理 従事者	その他	計	
若竹の園	中央1-6-12	422-0360	2,919	1,277	220	1	36	0	2	39	23. 8. 1
東 雲	生坂1427	462-9611	1,195	566	100	1	17	3	2	23	24. 7. 20
龍 昌	西岡1295-1	421-5187	1,994	872	150	1	24	4	1	30	25. 4. 20
鳥 の 子	粒江2298	429-0538	1,786	933	130	1	20	3	1	25	48. 3. 27
み ど り	西富井1350-2	425-3843	2,212	807	130	1	22	2	1	26	47. 12. 28
三 和	大島287-3	421-7516	1,663	689	130	1	23	3	2	29	51. 3. 31
中 島	中島940-15	465-3927	2,725	947	120	1	22	2	0	25	51. 3. 31
わ か ば	宮前388-5	421-4530	2,505	723	100	1	17	2	0	20	51. 3. 31
羽 島	羽島233-1	425-0023	2,198	783	120	1	16	0	1	18	52. 3. 31
昭 和	昭和2-2-18	423-0131	1,961	835	130	1	19	3	2	25	54. 4. 1
清 心	上富井161-1	422-4707	1,552	884	150	1	18	3	1	23	54. 4. 1
中 洲	安江550-63	425-8310	2,543	815	130	1	23	4	1	29	55. 3. 31
片 島	片島町34-3	465-4730	4,941	2,035	200	1	33	5	5	44	56. 4. 1
新 田	新田2386-6	424-6616	2,275	860	170	1	21	4	1	27	57. 4. 1
杉の子第二	徳芳36-4	462-8312	3,407	1,055	130	1	19	3	2	25	57. 4. 1
はやおき	茶屋町早沖978-2	429-0615	1,603	649	100	1	19	1	2	23	H13. 3. 30
かめやま	亀山545-10	441-4881	2,006	637	90	1	18	2	2	23	H25. 9. 26

⑤民間保育所

(R6. 4. 1現在)

区分	所在地	電話	敷地面積	延床面積	定員	職員数					認可年月日
						園長	保育士	調理 従事者	その他	計	
ひまわり乳児	中庄団地138-282	463-6550	989	590	60	1	12	2	1	16	H26. 10. 23
みらい	目吉町213-1	421-0301	1, 118	806	90	1	19	2	2	24	H26. 10. 28
庄	上東817-4	462-4812	3, 582	816	170	1	20	4	1	26	R5. 4. 1
くらしきマチナ カ乳児	昭和1-3-57 サクラヒルズ1階	441-1266	1, 420	264	30	1	8	1	0	10	R2. 4. 1
ドルフィン・ キッズ	八王寺町188-1	476-2235	1, 718	644	90	1	17	3	3	24	R2. 4. 1
あしたか	笹沖162-5	436-7750	2, 663	1, 089	90	1	19	3	2	25	R2. 4. 1
真言	呼松2-4-1	455-7067	924	460	40	1	10	1	0	12	40. 4. 1
聖和	水島南瑞穂町4-3	446-1896	318	397	60	1	12	2	2	17	23. 8. 1
親和	水島南亀島町24-1	444-3411	1, 129	928	100	1	12	2	0	15	23. 8. 1
乳児親和	水島南亀島町16-18	444-3411	506	546	40	1	10	2	1	14	45. 3. 17
弘恵	広江5-5-60	455-9831	2, 990	1, 852	200	1	26	4	2	33	44. 5. 1
ゆりかご	福田町福田1504	455-7812	1, 273	793	150	1	30	4	4	39	47. 12. 25
小さくら乳児	水島北幸町2-3	446-2216	1, 239	1, 680	120	1	34	1	1	37	50. 4. 1
連島東	連島町連島849	448-5485	1, 492	948	100	1	23	3	1	28	53. 4. 1
第三福田	呼松1-5-15	455-8779	1, 746	658	90	1	12	2	2	17	R4. 4. 1
小さくら第二	連島町鶴新田1081-7	446-2218	1, 123	316	30	1	10	1	1	13	56. 10. 1
連島北	連島町西之浦5066	466-5088	2, 297	639	90	1	14	3	2	20	H25. 6. 27
竜王	児島小川4-5-13	472-4388	5, 681	1, 708	240	1	33	5	2	41	23. 12. 1
青葉	下津井2-3-25	479-9309	702	410	20	1	2	1	0	4	28. 5. 1
田之浦	下津井田之浦2-3-22	479-9236	960	553	20	1	5	2	1	9	30. 12. 16
若杉	曾原1142	485-4176	2, 126	1, 101	120	1	19	1	0	21	35. 6. 1
下の町乳児	児島下の町4-4-10	472-5251	1, 823	653	50	1	14	2	1	18	50. 3. 28
みちる	福江432-1	485-3883	2, 303	428	70	1	17	3	0	21	52. 3. 31
中山	児島小川10-10-27	472-0648	3, 302	833	90	1	15	3	3	22	53. 4. 1
和井田	児島下の町2-1-10	473-5605	1, 515	787	90	1	16	2	1	20	H26. 3. 26
本荘	児島塩生512	475-1741	2, 535	523	50	1	9	2	1	13	H25. 3. 18
唐琴王子	児島唐琴4-13-9	477-8876	1, 923	555	20	1	5	2	0	8	H25. 3. 18
富田	玉島八島1899-1	522-4355	3, 087	835	120	1	14	2	1	18	23. 8. 1
こばと	玉島長尾2621	522-2778	4, 400	864	90	1	15	2	0	18	26. 6. 1
瀬崎	玉島乙島4502-2	522-3267	847	781	100	1	20	2	1	24	33. 2. 1
沙美	玉島黒崎6886-7	528-0437	1, 252	395	40	1	9	1	0	11	31. 11. 7
池畝	玉島道口3877-17	522-5530	606	437	20	1	7	1	0	9	23. 8. 1
いずみ乙島	玉島乙島2245	526-8543	1, 999	780	110	1	13	2	5	21	50. 3. 28
上成	玉島1614-5	526-3028	1, 458	711	110	1	18	3	2	24	H25. 3. 18
黒崎	玉島黒崎3908	528-0303	1, 479	438	80	1	12	2	0	15	H25. 3. 18
船穂	船穂町船穂2627-1	552-4695	2, 224	924	100	1	21	3	0	25	24. 11. 10
合計 (53)			106, 234	42, 509	5, 390	53	919	125	69	1, 166	

⑥公立認定こども園

(R6.4.1現在)

類型	認定こども園名	住所 電話	敷地面積	延床面積	定員	職員数					認可年月日
						園長	保育 教諭	調理 従事者	その他	計	
幼保連携型	中洲認定こども園	水江1594-1 465-1310	4,998	1,460	230	1	23	0	2	26	H27.4.1
幼保連携型	庄認定こども園	上東1051-1 462-2661	4,118	1,730	180	1	20	0	2	23	R3.4.1
幼保連携型	第五福田認定こども園	水島東千鳥町4-21 444-8679	1,645	467	120	1	17	0	2	20	R2.4.1
幼保連携型	柳田認定こども園	児島小川9-3-1 472-3685	5,813	887	150	1	17	0	1	19	H28.4.1
幼保連携型	琴浦西認定こども園	児島下の町5-3-15 472-3318	3,235	1,374	180	1	24	0	2	27	H29.4.1
幼保連携型	田の口認定こども園	児島田の口3-13-16 477-7346	2,022	1,399	150	1	13	0	2	16	R5.4.1
幼保連携型	乙島東認定こども園	玉島乙島7416-6 522-3018	2,352	660	105	1	18	0	1	20	H28.4.1
幼保連携型	徳井田認定こども園	玉島陶1852-1 526-0354	2,936	916	56	1	17	0	2	20	H28.4.1
幼保連携型	まきびの里認定こども園	真備町有井1270 698-0022	9,234	1,576	230	1	25	0	2	28	R6.4.1
合計 (9)			36,353	10,469	1,401	9	174	0	16	199	

⑦民間認定こども園

(R6.4.1現在)

類型	認定こども園名	住所 電話	敷地面積	延床面積	定員	職員数					認可年月日
						園長	保育 教諭	調理 従事者	その他	計	
幼保連携型	かわさきこども園	二子177-7 486-2277	6,487	1,800	114	1	24	1	3	29	H30.4.1
幼稚園型	認定こども園 竹中幼稚園	鶴形1丁目5-15 422-2827	1,976	865	145	1	10	0	3	14	55.3.27
幼保連携型	幼保連携型認定こども園 遍照こども園	西阿知町465-1 465-1728	1,699	1,150	175	1	28	3	3	35	R2.4.1
幼保連携型	すぎのこ認定こども園	徳芳504 462-6203	1,529	1,288	185	1	24	5	4	34	R2.4.1
保育所型	小谷かなりや認定こども園	福井205 423-1809	1,945	1,106	245	1	32	4	5	42	43.9.30
保育所型	堀南かなりや認定こども園	堀南1012-2 435-0056	3,294	1,000	165	1	31	5	5	42	H21.9.1
保育所型	西田認定こども園	西田15-1 454-6112	1,472	660	75	1	15	1	1	18	H30.4.1
保育所型	あまきこども園	藤戸町天城2388-12 428-2038	1,405	1,020	185	1	30	1	3	35	44.4.1
保育所型	ひまわり認定こども園	黒崎601-1 462-1879	1,832	972	185	1	25	7	3	36	43.6.1
保育所型	帯江認定こども園	二日市468-1 424-8298	1,562	741	135	1	13	0	2	16	46.9.28
保育所型	ちゃやこども園	茶屋町1980-5 441-0001	3,100	544	95	1	17	3	2	23	H22.12.28
保育所型	笹沖認定こども園	笹沖567-2 486-4545	2,358	839	125	1	20	3	1	25	H26.9.26
幼稚園型	認定こども園 あさひ幼稚園	東塚7丁目13-13 456-2533	7,744	1,542	500	1	23	1	6	31	52.2.24
幼保連携型	幼保連携型認定こども園 小ざくら保育園	水島北幸町2-3 446-2022	2,409	1,361	309	1	19	1	1	22	H27.4.1
幼稚園型	認定こども園 第二まこと幼稚園	鶴の浦2-3-10 444-3094	8,578	965	330	1	22	0	2	25	43.3.22
幼稚園型	認定こども園 まこと幼稚園	鶴の浦1-4-11 444-3916	2,323	1,125	240	1	14	0	1	16	S42.4.25
保育所型	保育所型認定こども園 のぞみ保育園	神田1-20-23 446-5252	1,717	926	175	1	30	4	2	37	30.4.16
幼保連携型	幼保連携型認定こども園 めばえ保育園	連島町鶴新田2235-3 444-3625	1,119	702	105	1	21	1	4	27	H31.4.1
幼保連携型	幼保連携型認定こども園 連島こども園	連島中央5-1-36 444-7969	1,786	656	105	1	18	2	5	26	R5.4.1
保育所型	かがやき認定こども園	北畠1-10-45 455-6628	1,787	1,464	245	1	33	6	5	45	45.3.17
保育所型	保育所型認定こども園 浦田保育園	福田町浦田2380-31 455-7371	2,207	945	145	1	33	5	2	41	H25.3.18
保育所型	しおかぜ認定こども園	下津井1483-1 479-7346	3,574	990	105	1	20	1	3	25	51.5.31
保育所型	三宝認定こども園	児島味野城2-1-5 473-5063	3,060	1,769	245	1	29	5	5	40	37.4.1
保育所型	琴浦中認定こども園	児島下の町9-12-ア8 472-5705	2,007	954	75	1	14	2	1	18	H25.3.18
幼保連携型	くらしき作陽大学 附属認定こども園	玉島長尾3524-5 436-0278	5,742	1,462	135	1	17	4	1	23	H27.4.1
幼稚園型	認定こども園 海星幼稚園	玉島中央町1-4-20 526-7748	3,694	1,672	230	1	22	1	1	25	H30.4.1
幼保連携型	幼保連携型認定こども園 たから保育園	船徳町船徳3345 552-2055	2,805	609	115	1	18	2	2	23	R2.4.1
幼保連携型	よしうら認定こども園	玉島1898-3 526-6905	1,758	789	120	1	20	2	1	24	R3.4.1
幼保連携型	八幡認定こども園	玉島柏島5604-1 526-7281	2,196	602	120	1	22	2	1	26	R4.4.1
保育所型	保育所型認定こども園 ルンビニ保育園	玉島八島4163-1 522-2046	698	380	102	1	21	4	1	27	31.6.28
保育所型	柏島認定こども園	玉島柏島2686-2 526-0160	870	556	90	1	15	2	2	20	44.5.31
幼保連携型	真備かなりや認定こども園	真備町辻田268-1 698-2098	1,940	971	165	1	25	6	6	38	R2.4.1
合計 (32)			86,672	32,425	5,485	32	705	84	87	908	

⑧地域型保育事業

(R6. 4. 1現在)

類型	施設名	住所	電話	定員	うち地域枠	認可年月日
小規模保育事業	小谷かなりや小規模保育園	福井208-7	422-4000	19		H27. 4. 1
小規模保育事業	ソラ小規模保育園	白楽町591-1 亀山ビル2F	441-5625	19		H27. 4. 1
小規模保育事業	遍照小規模保育園	西阿知町471	486-5853	19		H27. 10. 1
小規模保育事業	ニチキッズ茶屋町小規模保育園	茶屋町695-1	420-0122	19		H28. 4. 1
小規模保育事業	庄なかよし小規模保育園	上東823-8	462-2220	19		H28. 4. 1
小規模保育事業	ニチキッズみずえ小規模保育園	水江868-8	460-1070	19		H29. 4. 1
小規模保育事業	みちる小規模保育園	藤戸町天城95	486-1186	19		H30. 4. 16
小規模保育事業	たけなかほいくえん	阿知2-6-3	527-6858	18		H31. 4. 1
小規模保育事業	小規模保育園もくもく	沖新町63-6 (CMビル1F)	476-1800	19		H31. 4. 1
小規模保育事業	帯江小規模保育園	二日市469-1	436-7698	12		R元. 5. 1
小規模保育事業	小谷かなりや第二小規模保育園	福井228-5	441-3111	19		R2. 10. 1
小規模保育事業	中庄駅前小規模保育園	徳芳29-1	441-5282	19		R3. 4. 1
小規模保育事業	遍照第二小規模保育園	西阿知町60-3	454-5331	19		R4. 4. 1
小規模保育事業	ESG倉敷こども園小規模保育ルーム	川西町11-30	427-5110	19		R5. 4. 1
小規模保育事業	小ざくら小規模保育園	水島青葉町1-18	486-1130	18		H28. 4. 1
小規模保育事業	めばえ小規模保育園	連島町鶴新田2237-1	441-0703	19		H29. 4. 1
小規模保育事業	遍照連島小規模保育園	連島中央5-9-15	444-7600	19		H30. 4. 1
小規模保育事業	めばえ第二小規模保育園	連島町鶴新田2237-1	476-1106	19		R2. 4. 1
小規模保育事業	さくらんぼ小規模保育園	水島北幸町2-4	436-8886	18		R3. 4. 1
小規模保育事業	たから小規模保育園	船徳町船徳31-2	486-5911	19		R3. 4. 1
小規模保育事業	たから第二小規模保育園	船徳町船徳31-2	697-6710	9		R4. 4. 1
小規模保育事業	真備かなりや小規模保育園	真備町辻田173-1	441-3901	19		H27. 4. 1
小規模保育事業	真備かなりや第二小規模保育園	真備町辻田258-3	441-5961	19		H29. 4. 1
小規模保育事業	真備かなりや第三小規模保育園	真備町辻田292-5	441-4741	19		R4. 4. 1
事業所内保育事業	倉敷中央病院 美和保育園	鶴形1-12-7	422-9177	45	12	H27. 4. 1
事業所内保育事業	キッズコートくらしき	青江908-1	486-2214	15	4	H27. 4. 1
事業所内保育事業	そうしんかい ぼっ歩保育園	茶屋町1720-1	420-0084	19	5	H27. 4. 1
事業所内保育事業	倉敷記念病院 ファムレウタ	中島770-1	466-3569	25	6	H27. 10. 1
事業所内保育事業	ヤクルト保育園 おいまつ	老松町3-14-20	441-2219	40	20	H29. 4. 1
事業所内保育事業	ぼっ歩保育園平田	平田855	430-4520	19	5	H31. 4. 1
事業所内保育事業	スイートキッズクラブ	中庄3542-1	090-6558-7361	30	7	H31. 4. 1
事業所内保育事業	NICONICO保育園	西岡1154	436-7682	19	16	R元. 10. 1
事業所内保育事業	さくら保育園中庄	中庄3600-1	441-0351	19	16	R2. 10. 1
事業所内保育事業	かわさき保育所	松島577	462-3878	25	6	R5. 4. 1
事業所内保育事業	小谷かなりやキッズ保育園	浦田2504-20	425-5210	9	6	R6. 4. 1
事業所内保育事業	あさひ幼稚園 乳幼児センター	東塚7-13-13	456-2533	6	3	H30. 7. 1
事業所内保育事業	すみくら倉敷みなみ保育園	連島町連島35-47	454-8811	19	16	R4. 4. 1
事業所内保育事業	医療法人天馬会 たけの子すくすく保育室	林2124	485-6555	12	4	H27. 4. 1
事業所内保育事業	あすなろ園事業所内保育施設 八幡乳児保育園	玉島勇崎1044-5	441-5400	19	13	H28. 5. 1
事業所内保育事業	スマイル保育園	玉島750-3	441-7318	25	6	H29. 11. 1
事業所内保育事業	しずく保育園	玉島乙島7189-4	522-1141	19	16	R6. 4. 1
事業所内保育事業	ナーサリーあんど	真備町川辺2000-1	698-0123	12	4	H28. 9. 1

⑨保育所保育士配置基準（国基準）

区 分	0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児
児童数：保育士数	3 : 1	6 : 1	15 : 1	25 : 1

⑩認可外保育施設

(R6.4.1現在)

区 分	倉敷	水島	児島	玉島	合計
病院内保育所	4	2	0	4	10
企業内保育所	10	2	0	5	17
その他	14	4	2	3	23
合計	28	8	2	12	50

(2) 保育所等での多様なサービスの実施

① 夜間保育所

保 育 所 名	小ざくら第二保育園（認可）
定 員	30人
委 託 料	国基準運営費
保 育 時 間	7 : 00～深夜 2 : 00

② 一時預かり事業

・一般型

ア 目 的

保護者のパートタイム勤務等の就労、保護者の傷病等による緊急時の保育及び私的な理由等による一時的な保育需要に対応する。

イ 対象者

市内に居住する保育所、認定こども園若しくは地域型保育事業所（子ども・子育て支援法第43条第1項の規定による確認を受けた事業所をいう。以下同じ。）を利用していない就学前児童又は認定こども園を利用している児童のうち法第20条の認定（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）を受けているもの

ウ 実施園

あまきこども園、竜王保育園、三宝認定こども園、いずみ乙島保育園、若竹の園、黒崎保育園、かがやき認定こども園、船穂保育園、真備かなりや認定こども園、幼保連携型認定こども園遍照こども園、連島東保育園、すぎのこ認定こども園、新田保育園、小ざくら乳児保育園、こばと保育園、保育所型認定こども園浦田保育園

エ 実施時間

原則として、毎週月曜日から土曜日までの通常の保育時間内

オ 費 用

必要経費の一部を自己負担 利用料（飲食費含む） 1日 2,000円、半日 1,300円（生活保護世帯及び市民税非課税世帯のうちひとり親世帯等は300円）

カ 令和5年度実績 委託料 89,779,300円

③ 病児・病後児等保育事業

（倉敷市病児・病後児等保育事業実施要綱 平成7年4月1日施行）

・病児・病後児保育

ア 目 的

病気の児童を医療機関に付設された専用スペースで一時的に受け入れることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援する。なお、平成29年4月から市町域を越えた病児保育施設の広域利用が始まり、他市町の施設も利用可能となった。

イ 対象者

病気のため集団保育が難しい児童

ウ 実施施設

市内 あさき病児保育室、玉島病院病児保育室、病児保育所はしま、ももっ子病児保育ルーム
市外 岡山市8施設、玉野市・瀬戸内市・笠岡市・備前市・津山市各1施設、真庭市2施設

エ 費 用

日額 2,500円（生活保護世帯及び市民税非課税世帯のうちひとり親世帯等は500円）

オ 令和5年度実績

市内施設利用者数 延 4,372人（内435人は市外児童利用者数）、委託料 75,706,000円
市外施設利用者数 延 372人、負担金 2,753,985円

・派遣型一時保育

- ア 目 的 保護者の傷病、入院等により緊急かつ一時的に保育が必要となる児童の自宅に保育士等を派遣することにより、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与する。
- イ 実施施設 小ざくら地域子育て支援センター
- ウ 費 用 4時間まで 1,500円、4時間以上 3,000円（所得に応じて減免あり）
- エ 令和5年度実績 利用者数 延 0人 委託料 0円

④ 延長保育

- ア 目 的 保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う延長保育需要に対応する。
- イ 対象者 子ども・子育て支援法第20条の認定（同法第19条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）を受けた児童であって、当該延長保育の利用の申込みに係る実施園を現に利用しているもの
- ウ 実施園数 公立 10園、民間 88園
- エ 費 用 実施園によって異なる（公立 1ヵ月3,500円 1日350円）（所得等に応じて減免あり）
- オ 令和5年度実績 委託料 64,001,750円（民間）

⑤ 休日保育事業

- ア 目 的 保護者の就労形態の多様化に伴う勤務の事情等により、就学前児童を家庭において休日に保育できない場合に、保育所等で保育することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援する。
- イ 対象者 市内に居住する就学前児童
- ウ 実施園 すぎのご認定こども園、あまきこども園、幼保連携型認定こども園遍照こども園、竜王保育園、真備かなりや認定こども園、小ざくら乳児保育園
- エ 実施時間 日曜・祝日のおおむね7：30～18：00
（ただし、12月31日から翌年1月3日までは除く）
- オ 費 用 3歳未満児 日額2,200円
3歳以上児 日額1,800円
（弁当持参）
- カ 令和5年度実績 委託料 16,980,000円

(3) 保育料

倉敷市保育所等（2号、3号認定）保育料月額表

対象施設：保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業

※令和元年10月以降、3～5歳児の保育料は無料になった。

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分			保育料月額（円）
階層区分		定 義	0～2歳児
A		生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯	0
B		市 町 村 民 税 非 課 税 世 帯	0 （無料）
C	1	市 町 村 民 税 均 割 額 の み	12,800 (12,400)
	2	所 得 割 額 が 11,000円未満	14,400 (14,000)
	3	11,000円以上 30,000円未満	17,000 (16,600)
	4	30,000円以上 48,600円未満	19,400 (19,000)
	5	48,600円以上 62,000円未満	22,000 (21,600)
	6	62,000円以上 75,000円未満	25,800 (25,200)
	7	75,000円以上 97,000円以上	26,400 (25,800)
	8	97,000円以上 109,000円未満	31,800 (31,200)
	9	109,000円以上 139,000円未満	33,400 (32,800)
	10	139,000円以上 169,000円未満	39,400 (38,600)
	11	169,000円以上 199,000円未満	42,800 (42,000)
	12	199,000円以上 229,000円未満	45,600 (44,800)
	13	229,000円以上 301,000円未満	47,000 (46,200)
	14	301,000円以上 397,000円未満	47,800 (46,800)
	15	397,000円以上	55,000 (54,000)

※下段（ ）内の数字は保育短時間の月額

※同一世帯から2人以上の子どもが保育所等を利用している場合又は保育所等を利用している子どもの就学前の兄弟が保育料軽減施設等を利用している場合、年齢の高い順に2人目は半額、3人目以降は無料になる。

※就学前の兄弟が下記施設等に入所（を利用）している場合は、所定の様式による申出が必要になる。

【保育料軽減対象施設等】

私立幼稚園（私学助成対象園）・企業主導型保育事業実施施設・特別支援学校幼稚部・
児童心理治療施設通所部・児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援

・保育料軽減措置

（単位：千円）

年 度	R 3	R 4	R 5
国の基準による徴収額	1, 412, 246	1, 330, 466	1, 280, 147
市の基準による徴収額	1, 004, 107	944, 631	902, 504
軽減 額（市負担額）	408, 139	385, 835	377, 643
対 国 基 準 割 合	71.1%	71.0%	70.5%

(4) 民間保育所への助成

① 民間保育所運営委託料（令和6年度）

（目 的）

保育所入所児童の保育の質と保育環境の向上を図るため、施設運営に要する経費を補助する。

令和6年度予算額 委託料 802, 411千円

② 民間保育所等運営資金貸付要綱（昭和50年5月1日施行）

（目 的）

本市内に設置した認可民間保育所等の経営に必要な資金を予算の範囲内で貸付けることにより、民間保育所等の保育事業の円滑な運営に資する。

（貸付期間）

5年間を限度とする。

③ 民間社会福祉施設等整備費補助金

保育所等の新築、増改築等をする場合、就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱等により算定された補助金の交付額を補助する。また、単市補助事業として、大規模修繕、乳幼児用プール設置等に対し補助金を交付する。

④ 認可外保育施設への運営費助成

（根拠 倉敷市認可外保育施設補助金交付要綱 平成15年6月16日施行）

令和5年度実績 7施設 補助金 3, 891, 500円

(5) 子育て支援・児童の養育支援

① ファミリー・サポート・センター事業

（ア）目 的

市内に在住又は通勤する労働者の仕事と子育ての両立支援及び子どもをもつすべての者の子育て支援の環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行い、労働者の福祉の増進及び児童の福祉の向上を図る。

（イ）内 容

「子育ての支援を受けたい人」を依頼会員、「子育ての支援を行いたい人」を提供会員とし、保育所・幼稚園の送迎及び帰宅後の預かり、小学校・児童クラブの迎え及び帰宅後の預かりのほか、子どもが軽度の病気の場合などに相互援助活動を行っている。

（ウ）対象者

・サポート対象

0歳～小学6年生

・依頼会員

0歳～小学6年生の子どものいる人

市内在住または勤務地が市内にある子どもを持つ人

・提供会員

倉敷市在住で子どもを預かることができる人 等

※依頼・提供会員の両方の会員になることもできる

(エ) 事業実績

(各年度3月31日現在)

年 度	R 3	R 4	R 5
依 頼 会 員	1, 662人	1, 566人	1, 426人
提 供 会 員	541人	503人	511人
両 方 会 員	165人	141人	128人
活動件数 (月平均)	543件	359件	327件

② 地域子育て支援拠点事業

(ア) 目 的

地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進する。

(イ) 内 容

- ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ・子育て等に関する相談、援助の実施
- ・地域の子育て関連情報の提供
- ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

(ウ) 実施箇所

倉敷市子育て支援センター 内)	(H13年4月～)	倉敷市笹沖180 (くらしき健康福祉プラザ)
あまき子育て支援センター	(H8年4月～)	倉敷市藤戸町天城2388-12 (天城保育園内)
遍照地域子育て支援センター	(H18年8月～)	倉敷市西阿知町465-1 (遍照こども園内)
地域子育て支援センター杉の子	(H19年7月～)	倉敷市徳芳504 (すぎのこ認定こども園内)
子育て支援センター新田	(H20年4月～)	倉敷市新田2386-6 (新田保育園内)
みんなの広場 ぽっかぽか	(H21年4月～)	倉敷市美和1-8-5 (山内服装専門学校2階)
ちゃやっこひろば・チカク	(H24年10月～)	倉敷市茶屋町269-1 (植野ビル2階)
子育てひろば「ほっとハウス」	(H28年10月～)	倉敷市上富井628-12
遍照おいまつこどもひろば	(R 4年10月～)	倉敷市老松町5-618-10
三宝すくすくらんど	(H15年4月～)	倉敷市児島味野城2-1-5 (三宝認定こども園内)
竜王地域子育て支援センター	(H19年4月～)	倉敷市児島小川4-5-13 (竜王保育園内)
倉短ひろば“くららっこ”	(H23年6月～)	倉敷市児島稗田町160 (倉敷市立短期大学内)
地域子育て支援センターよしうら	(H15年4月～)	倉敷市玉島1898-1 (よしうら認定こども園内)
ひろば・わたぼうし	(H20年4月～)	倉敷市玉島乙島1105-13
玉島児童館つどいの広場	(H22年6月～)	倉敷市玉島中央町3-9-12 (玉島児童館内)
さくよう森の広場「どんぐりっこ」	(H25年2月～)	倉敷市玉島長尾3524-5 (くらしき作陽大学内)
小ざくら地域子育て支援センター	(H2年10月～)	倉敷市水島北幸町2-5 (ひろばにじいろ内)
子育てスペース「ピヨピヨひろば」	(H21年5月～)	倉敷市福田町古新田802-16
交流スペース「ピョンピョンひろば」	(H23年2月～)	倉敷市連島中央5-30-12 (連島憩の家内)
船穂地域子育て支援センター	(H14年4月～)	倉敷市船穂町船穂2627-1 (船穂保育園内)
地域子育て支援センター真備かなりや	(H18年4月～)	倉敷市真備町辻田261-3

(エ) 事業実績

(各年度3月31日現在)

年 度	R 3	R 4	R 5
拠 点 数 (箇 所)	20	21	21
延 利 用 者 数 (人)	95, 365	134, 536	167, 145

※延利用者数に玉島児童館つどいの広場は含まれていない。(児童館利用者として別途計上)

(オ) 地域子育て支援拠点での多様なサービス

- ・一時預かり事業 (地域密着Ⅱ型)

ア 目 的

保育所等を利用していない家庭においても、一時的に家庭での保育が困難となる場合や、育児疲れによる保護者の心理的・肉体的負担を軽減するため、地域子育て支援拠点内で児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備する。

イ 実施施設

倉敷市子育て支援センター、みんなの広場・ぽっかぽか、ちゃやっこひろば・チカク、子育てひろば「ほっとハウス」、遍照おいまつこどもひろば、ひろば・わたぼうし、子育てスペース「ピヨピヨひろば」、交流スペース「ピョンピョンひろば」

ウ 対象者

各地域子育て支援拠点の利用者で、原則6カ月～3歳までの就園前の健康な乳幼児

エ 実施時間

各実施施設の開設日の9時～16時（1日4時間まで）

オ 利用料金

1時間あたり300円

カ 令和5年度実績

延べ預かり児童数 7,847人（8施設）

・利用者支援事業（基本型）

ア 目的

子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、地域子育て支援拠点等の身近な場所において当事者目線の寄り添い型の支援を行う。

イ 内容

地域子育て支援拠点の利用者をはじめとした18歳までの子どもを持つ家庭から日常的に相談を受け、情報の収集・提供を行うとともに、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働等を包括的に継続して行う。

ウ 実施施設

倉敷市子育て支援センター（R4年10月～）

エ 令和5年度実績

延べ相談者数 1,560人

③ 子育て広場開設事業

（ア）目的

乳幼児には発達過程における最適な遊び場や遊び相手を、保護者には子育ての相談相手や情報交換、仲間づくりの場を提供し、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進する。

（イ）内容

育児経験豊かなボランティア（ネットワークカー）が、様々な支援を行う。

- ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ・子育て等に関する相談、援助の実施
- ・地域の子育て関連情報の提供

（ウ）実施箇所

10箇所（公立幼稚園等）

④ 子育てサロン推進事業

（根拠法令 倉敷市子育てサロン推進事業補助金交付要綱 平成20年4月1日施行）

（ア）目的

子育てにかかる負担をやわらげ、家庭や地域で安心とゆとりを持って楽しく子育てできる環境をつくる。

（イ）内容

概ね小学校区の子育て親子（概ね0～3歳児と保護者）が自由に集い、交流や仲間づくりを行う場を、公共施設などを活用して設置・運営する団体に補助金を支給する。

子育てに関する知識を有する市内に活動拠点を置く団体に、概ね月1回以上かつ1回当たり2時間程度実施する。

（ウ）補助金額（令和6年4月1日現在）

- ・設立補助 上限3万円
- ・活動補助 年間経費 年額2万円以内（三代交流の場合は、年額3万円以内）
活動経費 実施回数×2,000円以内。上限年額4万円。
（三代交流の場合は、実施回数×4,000円以内。上限年額6万円。）

(エ) 事業実績

(各年度3月31日現在)

年 度	実施団体数	補助金額
R3	14	531,230円
R4	12	570,988円
R5	13	615,042円

⑤ 子育て支援短期利用事業

(根拠法令 子育て支援短期利用事業実施要綱 児童福祉法第6条の3第3項)

(ア) 目 的

児童を養育している家庭の保護者が、疾病等の事由により家庭での養育が一時的に困難となった場合に、当該児童を児童福祉施設で一時的に養育（24時間のケア）する。

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合、母子生活支援施設で、その保護者及び児童の当面の宿泊先を確保する。

(イ) 対象者

児童の保護者が①疾病、負傷、②育児による疲労、育児に対する不安、③就労、出産、失踪又は家族の看護若しくは介護等の事由により、一時的に家庭において養育できない場合で、市長が必要と認めた児童

緊急に一時保護が必要と認められる母子

(ウ) 利用期間

7日以内、母子生活支援施設は5日以内（ただし市長が認めたときは、必要最小限の範囲内で延長可能）

(エ) 実施施設 子育て支援短期利用事業 旭川乳児院（岡山市） 玉島学園（倉敷市）

母子緊急一時保護事業 鶴心寮（倉敷市）

(オ) 費 用（必要経費の一部を自己負担）

利 用 料 日 額	生活保護世帯	市民税非課税世帯	その他の世帯
	市民税非課税世帯かつひとり親世帯		
2歳未満児	500円	1,100円	5,350円
2歳以上児	500円	1,000円	2,750円

母子生活支援施設は、H26年度より指定管理者の実績に応じて委託料を支払う

(カ) 事業実績

子育て支援短期利用事業

年 度	利 用 者 数	事 業 費
R3	52人	1,026,349円
R4	110人	1,906,183円
R5	110人	2,333,089円

母子緊急一時保護事業（平成23年12月から実施）

年 度	利 用 世 帯 数	利 用 者 数
R3	4世帯	8人
R4	1世帯	2人
R5	3世帯	6人

⑥ 養育支援訪問事業

(根拠法令 養育支援訪問事業実施要綱 児童福祉法第6条の3第5項)

(ア) 目 的

児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な家庭に対し、過重な負担がかかる前の段階において、当該家庭において安定した児童の養育が可能となるよう保健・福祉等の専門職員を家庭に派遣する。

(イ) 対象者

出産後間もない時期の養育者が、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭、又は虐待のおそれや、そのリスクを抱える家庭であり、一般の子育て支援サービスを利用することが難しい家庭を対象とする。

また、妊娠期から継続的な支援を必要とする家庭も対象とする。

(ウ) 事業実績

年 度	訪 問 員 数	訪 問 回 数	事 業 費
R 3	6人	1,308回	4,748,569円
R 4	6人	1,626回	5,693,029円
R 5	6人	1,559回	5,406,531円

⑦ 産後ヘルパー派遣事業

(根拠法令 倉敷市病児・病後児等保育事業実施要綱 令和5年4月1日改正)

(ア) 目 的

産後の体調不良のため、家事及び育児が困難な核家族の家庭等に保育士等を派遣する。

(イ) 実施施設

小ざくら地域子育て支援センター、竜王地域子育て支援センター、みんなの広場・ぽっかぽか、ひろば・わたぼうし

(ウ) 費 用

1時間 800円、2時間 1,600円 ※所得に応じて減免

(エ) 事業実績

年 度	利 用 者 数	利 用 回 数	事 業 費
R 3	32人	120回	215,520円
R 4	20人	138回	273,115円
R 5	57人	283回	661,000円

※令和4年度までは「産じょく期ヘルパー」の事業実績

⑧ こんにちは赤ちゃん訪問事業（平成21年10月開始）

根拠法令 乳児家庭全戸訪問事業実施要綱 児童福祉法第6条の3第4項

(ア) 事業概要

生後4か月までの乳児のいる家庭に対し、保健師、助産師、看護師又は保育士の資格を有する訪問員による家庭訪問を実施し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言により、適切なサービス提供につなげ、乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る。

年 度	訪問対象件数	訪 問 件 数	事 業 費
R 3	3,919人	3,816人	12,379,425円
R 4	3,612人	3,637人	14,306,562円
R 5	3,394人	3,369人	13,846,540円

⑨ 赤ちゃん相談ダイヤル事業（平成19年7月開始）

(ア) 事業概要

子育てについてさまざまな不安や悩みを持つ乳幼児のいる保護者からフリーダイヤルによる相談に応じ、子育て支援に関する情報提供やサービス提供につなげる。

(イ) 相談実績

年 度	相 談 件 数
R 3	282件
R 4	267件
R 5	170件

(6) 児童の健全育成

① 家庭児童相談室（根拠 厚生省事務次官通知 昭和39年4月22日発児第92号）

(ア) 配置状況（平成29年4月1日現在）

倉敷家庭児童相談室（専任相談員 1名） 水島家庭児童相談室（専任相談員 1名）
児島 “ （ “ 1名） 玉島 “ （ “ 1名ただし水曜日を除く）
真備 “ （専任相談員 1名※）※玉島家庭児童相談室の相談員が兼任（水曜日のみ）

(イ) 相談事業実績

年 度	倉 敷	水 島	児 島	玉島（真備含む）
R 3	114	89	66	90
R 4	115	89	69	87
R 5	80	111	68	57

※月～金曜の 9：00～16：00 各保健福祉センター福祉課（本庁は子ども相談センター）（ただし玉島は水曜日をのぞく。真備は水曜日のみ。）

② こどもあいカードの配布（平成16年4月開始）

(ア) 事業概要

子どもの側から発信できる「こどもあいカード」又は、紹介チラシを市内在住の小学1年生から6年生全員に配布し、子ども相談センター家庭児童相談室の専任相談員が相談を受け、年々増加する児童虐待の早期発見、早期対応を図る。

また、平成17年度から留守番電話対応となっていた夜間休日の相談についても、即時対応するため、児童養護施設玉島学園へ委託した。

(イ) 相談日時

月～金曜日 8：30～16：00（専任相談員及び子ども相談センター職員による対応）

〃 16：00～22：00（玉島学園に委託して専門職員で対応）

土・日・祝日 8：30～22：00（玉島学園に委託して専門職員で対応）

※その他の時間帯は玉島学園での留守番電話対応による。

(ウ) 電話相談件数実績

年 度	電話相談件数
R 3	42
R 4	37
R 5	20

③ 児童館

（根拠法令 児童福祉法 第40条 倉敷市児童館条例 昭和45年4月1日 施行）

(ア) 施設概要

（令和6年4月1日現在）

児童館名	倉敷児童館	倉敷北児童センター	水島児童館	児島児童館	玉島児童館	真備児童館
設置年月日	S 47. 4. 1	R 4. 11. 1（移転）	S 50. 6. 1	H16. 6. 1（移転）	H22. 6. 26（移転）	H17. 2. 16
電 話	429-1791	422-6539	448-0650	473-2844	526-3400	697-0831
ファックス	428-7975	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
構 造	鉄筋コンクリート造（2階建）				同左（3階建）	鉄骨造平屋建
敷地面積（㎡）	6,070.37	3,323.42	3,329.02	3,155.54	1,061.75	2,500.00
建築面積（㎡）	2,050.17	751.47	415.50	531.01	537.95	414.90
延床面積（㎡）	2,672.57	987.04	635.20	796.30	1,014.68	398.20
建設費（千円）	1,554,339	409,860	88,669	（改修費） 44,203	295,810	57,225
うち国補助	20,411	0	0	0	289,900	10,470
〃 県補助	0	0	0	0	0	10,470
〃 市 費	1,533,928	409,860	88,669	44,203	5,910	36,284
業務内容	児童福祉法に基づく施設で、児童に健全な遊び場を与え、幼児及び少年を個別・集団的に指導し、児童の健康を増進するとともに、子ども会、母親クラブ等の組織活動の育成助長を図る等の総合的な機能を果たす。					
開 館	火～日曜日（夏休み期間中は月～土曜日）の午前9時から午後5時15分まで。 ※祝日（5月5日を除く）、年末年始（12月29日～1月3日まで）は閉館。					

※倉敷児童館の敷地面積以下は複合施設全体を記載

※倉敷市総合福祉事業団へ委託

(イ) 利用状況

(各年度3月31日現在) (単位:人)

区分 \ 年度	R3	R4	R5
倉敷児童館	10,960	34,647	53,371
倉敷北児童センター	15,350	30,776	49,201
水島児童館	14,647	26,570	28,890
児島児童館	10,685	18,595	21,193
玉島児童館	17,568	29,117	41,968
真備児童館	19,155	30,077	34,214
計	88,365	169,782	228,837

(ウ) おでかけ児童館実施実績

(各年度3月31日現在)

年 度	R3	R4	R5
年間実施回数	215	346	342

※各児童館の職員が、放課後児童クラブや放課後子ども教室、地域のイベント等に出向き、児童に遊びの提供等を行うもの。平成30年12月から実施。

④ 放課後児童クラブ事業

(ア) 目 的

昼間労働等により保護者が家庭にいない児童のために適切な遊び及び生活の場として児童クラブを設置し、児童の健全育成を図ることを目的とする。

(イ) 対象者

昼間労働等により保護者が家庭にいない小学校1年生～6年生の児童

(ウ) 費用負担 国・県 国庫補助基準額の1/3ずつ

(エ) 入所状況

(各年度4月1日現在)

年 度	クラブ(支援の単位)数	入所児童数(人)	うち1～3年生(人)	うち4～6年生(人)
R4	163	5,759	4,545	1,214
R5	168	6,073	4,719	1,354
R6	174	6,363	4,947	1,416

⑤ 児童見守り事業 平成21年6月から(倉敷児童相談所より事業引継ぎ)

〔 根拠法令 倉敷市児童見守り事業実施要綱 平成21年10月1日施行
改正・児童福祉法 平成24年8月22日改正 〕

(ア) 目 的

本市へ虐待通告のあった児童の安全の確保のため、倉敷市要保護児童対策地域協議会の構成団体の内、主に学校・幼稚園・保育園などの児童の所属機関や各保健推進室保健師と連携して、見守りを行うとともに、児童虐待の防止及び早期発見に努めることを目的とする。(平成24年度から、児童見守り事業嘱託員(2人)を児童相談専門員(2人)に統合し、児童虐待相談業務と児童見守り事業を合わせて実施)

(イ) 事業実績

年 度	対象児童数	事 業 費
R3	604人(R4.3.31現在)	30,755,026円
R4	572人(R5.3.31現在)	31,359,806円
R5	543人(R6.3.31現在)	35,312,833円

(7) 手当等の支給

① 児童手当

(根拠法令 児童手当法 昭和47年1月1日施行)

(ア) 目 的

次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援する。

(イ) 対象者

日本国内に住所のある人が、次の要件に該当するとき支給。

- ・中学校修了前まで（15歳到達後最初の年度末まで）の児童を養育していること。

(ウ) 支給額（月額）

0歳～3歳未満 15,000円（一律）

2歳～小学校修了前 10,000円（第一子、第二子）

15,000円（第三子以降）

中学生 10,000円（一律）

※所得制限限度額以上所得上限限度額未満の場合児童1人当たり一律5,000円

※所得上限限度額以上の場合、資格喪失となり支給なし（令和4年10月分から）

(エ) 所得制限（令和4年6月分以降）

扶養親族等の数	所得制限限度額		所得上限限度額	
	所得額	収入額	所得額	収入額
0人	6,220,000円	8,333,000円	8,580,000円	10,710,000円
1人	6,600,000円	8,756,000円	8,960,000円	11,240,000円
2人	6,980,000円	9,178,000円	9,340,000円	11,620,000円
3人	7,360,000円	9,600,000円	9,720,000円	12,000,000円
4人	7,740,000円	10,020,000円	10,100,000円	12,380,000円
5人	8,120,000円	10,400,000円	10,480,000円	12,760,000円

(オ) 費用負担

区 分	0歳～3歳未満		3歳～中学校修了前	特例給付
	被用者分	非被用者分		
国	16/45	2/3	2/3	2/3
県	4/45	1/6	1/6	1/6
市	4/45	1/6	1/6	1/6
事業主	7/15	—	—	—

(カ) 事業実績

（各年度3月31日現在）

年 度	支給対象児童数	金 額
R 3	63,876人	8,230,435,000円
R 4	60,613人	8,012,290,000円
R 5	58,816人	7,723,565,000円

② 遺児教育年金

（根拠法令 倉敷市遺児教育年金条例 昭和45年4月1日施行）

(ア) 目 的

遺児に対し、義務教育等を受けるための費用の一部を支給する。

(イ) 対象者

父又は母と死別した義務教育期間中の児童を養育する人

(ウ) 年金の額（年額） 18,000円

(エ) 事業実績

（各年度3月31日現在）

年 度	受 給 者 数	金 額
R 3	176人	4,216,500円
R 4	168人	4,030,500円
R 5	172人	3,972,000円

③ 遺児激励金

（根拠法令 倉敷市遺児激励金給付条例 昭和48年9月28日施行）

(ア) 目 的

保護者と死別した義務教育修了前児童の養育者に、死別時、小中学校入学時及び中学校卒業時に激励金を支給

する。※ 所得制限有り（保護世帯・準要保護世帯であること）

（イ） 種類、対象者及び支給額

入 学 激 励 金	小中学校入学の保護・準要保護世帯の遺児	支給額 児童1人につき 10,000円
卒 業 激 励 金	中学校卒業の "	
保 護 者 死 亡 見 舞 金	小中学校在学中、保護者が死亡した "	

（ウ） 事業実績

（各年度 3 月31日現在）

年	区 分	入学激励金	卒業激励金	保護者死亡見舞金	計
R 3	受 給 者 数 金 額	22人 220,000円	15人 150,000円	14人 140,000円	51人 510,000円
R 4	受 給 者 数 金 額	20人 200,000円	19人 190,000円	15人 150,000円	54人 540,000円
R 5	受 給 者 数 金 額	18人 180,000円	13人 130,000円	10人 100,000円	41人 410,000円

④ 児童扶養手当

10. 母子・父子福祉の⑤を参照

⑤ 特別児童扶養手当

7. 障がい者福祉の(1)④を参照

⑥ 児童福祉年金

7. 障がい者福祉の(1)④を参照

⑦ 子ども医療費助成制度

11. 医療福祉の(1)③を参照

(8) 助産施設

（根拠法令 児童福祉法第22条）

（ア） 事業概要

経済的理由により、入院助産が受けられない妊婦に助産施設での出産に必要な費用の一部を助成する。

（イ） 施設概要

施 設 名	所 在 地	設 置 主 体	定 員	電 話
倉敷市立市民病院（再開）	児島駅前2-39	市	5人	472-8111
玉島病院（休止中）	玉島乙島4030	公財	6人	522-4141
水島協同病院（休止中）	水島南春日町1-1	医療生協	6人	444-3211
さくらんぼ助産院	水島南春日町2-28	医療生協	2人	448-1103
花田助産院（休止中）	真備町川辺98-1	個人	6人	698-6030
川崎医科大学附属病院	松島577	学校法人	6人	462-1111
倉敷マタニティサービスかねこ助産院	広江8-18-1	個人	4人	456-8722
たんぼぼ助産院	中帯江24-11	個人	3人	436-1980

（ウ） 事業実績

年 度	措 置 数	事 業 費
R 3	16人	5,303,090円
R 4	16人	6,123,910円
R 5	16人	5,892,186円

10. 母子・父子福祉

① 倉敷市ひとり親家庭訪問相談事業（公益社団法人 倉敷市シルバー人材センターに委託）

（ア） 目 的

ひとり親家庭の身近な相談に応じ、必要な助言を行うとともに、ひとり親福祉関係機関と協力して、ひとり親家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

（イ） ひとり親福祉協力員配置数25名 （令和5年度）

（ウ） 事業実績

（各年度3月31日現在）

年 度	協 力 員 数	対象世帯数	訪 問 回 数	相 談 件 数	事 業 費
R 3	25人	18世帯	14回	43件	347,000円
R 4	25人	24世帯	13回	34件	347,000円
R 5	25人	30世帯	11回	37件	347,000円

② 倉敷市ひとり親家庭等日常生活支援事業（公益社団法人 倉敷市シルバー人材センターに委託）

（根拠法令 母子及び父子並びに寡婦福祉法 第20条）

（ア） 目 的

母子・父子家庭等が就業等の自立のために必要な事由、及び疾病等の事由により、一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合、または生活環境の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に家庭生活支援員の派遣を行い、母子家庭等の生活の安定を図る。

（イ） 派遣内容 週3日以内で1日最長8時間を限度とする。

（ウ） 費用負担 国 1/2 市 1/2

③ 倉敷市自立支援教育訓練給付金事業

（根拠法令 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条 倉敷市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱 平成16年4月1日施行）

（ア） 目 的

母子家庭の母又は父子家庭の父に、就労を目的とした教育訓練の受講に係る経費の一部負担を行うことにより自立促進を図る。

（イ） 費用負担 国 3/4 市 1/4

（ウ） 対象者

- ・母子家庭の母又は父子家庭の父であり、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座及び厚生労働省が別に定める教育訓練講座を受講するもの。
- ・児童扶養手当の支給を受けているか、それと同様の所得水準にあること。

（エ） 事業実績

（各年度3月31日現在）

年 度	給 付 件 数	給 付 金 額
R 3	12件	1,312,534円
R 4	9件	1,117,821円
R 5	13件	2,357,132円

④ 倉敷市高等職業訓練促進給付金等事業

（根拠法令 母子及び父子並びに寡婦福祉法 第31条 倉敷市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱 平成19年7月2日施行）

（ア） 目 的

母子家庭の母又は父子家庭の父が、看護師等の就職に有利な資格の取得のため、6月以上養成機関で修業する場合に、修業期間の全期間（上限4年）に給付金を支給し、自立促進を図る。

（イ） 費用負担 国 3/4 市 1/4

（ウ） 事業実績

（各年度3月31日現在）

年 度	給 付 件 数	給 付 金 額
R 3	34件	32,188,500円
R 4	35件	33,186,500円
R 5	39件	41,831,500円

⑤ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

(根拠法令 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条3 倉敷市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要項 令和3年4月1日)

(ア) 目的

高校を卒業していない(高校中退を含む)ひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童が、より良い条件下での就業や就職を支援するために高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受講した場合に、その費用の一部を助成する。

(イ) 費用負担 国 3/4 市 1/4

⑥ 児童扶養手当

(根拠法令 児童扶養手当法 昭和37年1月1日施行)

(ア) 目的

父親又は母親がいない状態の家庭(父親又は母親が1年以上行方不明又は拘禁、一定の障がいを含む)で、児童を監護している母又は父又は養育者に手当を支給する。

(イ) 対象者

日本国内に住所を有し、次のいずれかに該当する18歳到達後最初の3月31日までの児童(障がい児については20歳未満)を監護又は養育している者

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父又は母が死亡した児童
- ・父又は母が政令で定める程度の障がい状態にある児童
- ・父又は母が1年以上生死不明か、遺棄している児童
- ・父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらず産んだ児童等

ただし、次の場合は支給されない。

- ・児童が児童入所施設に入所しているか里親に委託されているとき
 - ・父母又は養育者の前年(1～10月までの月分の手当については前々年)の所得が、一定の額以上であるときなど
- また、公的年金等を受給している場合は、年金額との差額の手当を支給する。

(ウ) 費用負担 国 1/3 市 2/3

(エ) 手当月額(令和6年4月1日現在)

- ・第1子 45,500円～10,740円
- ・第2子 10,750円～5,380円が加算
- ・第3子以降 1人につき 6,450円～3,230円が加算

対象者の所得に応じて10円きざみで変動する。

(オ) 事業実績

(各年度3月31日現在)

年 度	受 給 者 数 (人)			
	全 額	一 部	停 止	計
R 3	2,146	1,513	640	4,299
R 4	2,068	1,512	641	4,221
R 5	2,054	1,453	694	4,201

⑦ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

(根拠法令 母子及び父子並びに寡婦福祉法 第13条等 倉敷市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(平成14年4月1日施行))

(ア) 目的

福祉資金貸付により、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上を図り、あわせて児童の福祉を増進する。

(イ) 対象者

母子福祉資金……母子家庭の母・児童及び父母のない児童

父子福祉資金……父子家庭の父・児童及び父母のない児童

寡婦福祉資金……寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子

(ウ) 貸付種別

母子父子寡婦福祉資金貸付金 修学資金、修業資金、就学支度資金など12種類

主たる貸付は修学資金及び就学支度資金

(エ) 令和5年度実績

(令和6年3月31日現在)

区 分		修 学 資 金	就学支度資金	その他資金
母 子 福 祉 資 金	件数 (件)	6件	24件	5件
	金額 (円)	2,670,000円	8,370,000円	1,786,000円
父 子 福 祉 資 金	件数 (件)	1件	0件	0件
	金額 (円)	960,000円	0円	0円
寡 婦 福 祉 資 金	件数 (件)	0件	0件	0件
	金額 (円)	0円	0円	0円
合 計	件数 (件)	7件	24件	5件
	金額 (円)	3,630,000円	8,370,000円	1,786,000円

⑧ 母子・父子自立支援員相談事業

(ア) 目 的

母子家庭、寡婦及び父子家庭を対象に生活全般の相談に応じ、その自立に必要な指導を行う。

(イ) 配 置

本庁子育て支援課に2名、及び児島・玉島・水島各保健福祉センター福祉課に各1名配置

(月～金曜日の9:00～16:00、本庁のみ9:00～17:00)

(ウ) 事業実績

(各年度3月31日現在)

地 区	倉 敷	児 島	玉 島	水 島
令和3年度 新規相談件数	1,596	270	37	365
令和4年度 新規相談件数	1,543	251	66	339
令和5年度 新規相談件数	1,606	300	91	324

⑨ 母子生活支援施設

(根拠法令 児童福祉法第35、38条)

(ア) 事業概要

児童福祉法第35条第3項の規定に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに自立促進のためにその生活を支援する母子生活支援施設を設置する。

(イ) 入居条件

18歳未満の児童を養育する配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある母子で、母子共に健康で日常生活に支障がないこと。

(ウ) 定 員 20世帯 (暫定定員 R4年度 4世帯、R5年度 6世帯、R6年度 6世帯)

(エ) 入所期間 1年 (ただし、期間は更新することができる。)

(オ) 施設の概要 H18年度より指定管理者制度に移行し社会福祉法人により管理運営を行っている。

(令和6年4月1日現在)

名 称	倉敷市鶴心寮	敷 地 面 積	976.44m ²
構 造	鉄筋コンクリート造2階建	建 築 面 積	381.60m ²
完 成	昭和48年5月20日	建 築 費	35,450千円

(カ) 事業実績 (令和6年3月31日現在)

令和5年度 入所世帯数 7世帯
退所世帯数 7世帯
年度末居住世帯数 4世帯
事業費 36,300,000円

11. 医 療 福 祉

(1) 医療費の助成等

① 重度心身障がい者医療費給付事業（昭和48年7月1日施行）

重度心身障がい者の受療を容易にし、障がい者福祉の増進に資することを目的に、昭和48年7月1日から単独市費で実施、同年10月県の補助事業として実施している。対象は身体障がい者手帳1級及び2級所持者、知的障がい者IQ35以下の者及び身体障がい者3級手帳所持者でかつ知的障がい者IQ36～50以下の合併障がい者で（※1）、医療保険各法による自己負担金または、他法による一部負担金から総医療費の1割を控除した額を給付（※2）している。

※1 所得制限（老齢福祉年金に準ずる）及び年齢制限（65歳未満で対象要件の手帳を所持）あり。

※2 受給資格者の負担する額には、暦月単位での限度額（重度心身障がい者医療の一部負担金限度額）あり。

※ 平成24年7月からの受給資格者の資格判定及び負担区分は、廃止された16歳未満の扶養控除及び19歳未満の特定扶養の上乗せ部分の控除があったものとして算定する。

【一部負担金限度額】

所 得 区 分		外 来	外来＋入院
一定以上所得者	他のいずれにも該当しない者	29,600円	53,400円
一 般	すべての世帯員の市民税課税所得がそれぞれ145万円未満であり、かつ、低所得者区分に該当しない者	8,000円	29,600円
低所得者	Ⅱ すべての世帯員が市民税所得割を課されておらず、かつ、低所得者Ⅰに該当しない者	2,000円	8,000円
	Ⅰ すべての世帯員が市民税所得割を課されておらず、かつ、世帯の合計所得金額が0円である者	1,000円	4,000円

重度心身障がい者医療費助成状況

年度 区分	R3	R4	R5
件 数	95,566件	95,079件	95,317件
金 額	395,465,931円	381,134,393円	373,078,456円

※審査手数料は除く。

② ひとり親家庭等医療費給付事業（昭和52年10月1日施行）

ひとり親家庭等の福祉の増進に資することを目的に昭和52年10月、県が母子家庭を対象にした制度を創設したのを受けて本市も助成開始。平成15年10月1日から父子も対象となり医療保険各法による保険診療自己負担分から一部負担金を差し引いた額を給付している。

※ 平成24年7月からの受給資格者の資格判定及び負担区分は、廃止された16歳未満の扶養控除及び19歳未満の特定扶養の上乗せ部分の控除があったものとして算定する。

【一部負担金限度額】

所 得 区 分		自己負担限度額（個人ごと月額）	
		外 来	入院・合算
一定以上	市民税の課税所得が145万円以上の方と同じ世帯にいる方	44,400円	80,100円＋1%
一 般	全ての世帯員について市民税の課税所得がそれぞれ145万円未満である	12,000円	44,400円
低所得	Ⅱ 全ての世帯員について市民税の所得割額が課されていない	2,000円	12,000円
	Ⅰ Ⅱのうち全ての世帯員について合計所得金額が 0 円である	1,000円	6,000円

・ひとり親家庭等医療費助成状況

年度 区分	R3	R4	R5
件 数	59,466件	60,040件	57,993件
金 額	136,748,766円	138,705,623円	135,619,362円

* 審査手数料は除く

③ 子ども医療費給付事業（昭和48年7月1日施行）

子どもの健康保持及び増進に寄与し、児童福祉の向上を図ることを目的に、昭和48年、県が満 1 歳未満児を対象に助成する制度を創設したのを受け本市も助成開始。平成18年4月1日から小学校就学前まで、医療保険各法による保険診療の自己負担分を給付。また、平成21年4月1日から入院分を、平成23年4月1日から外来分を小学校卒業まで拡大。さらに、平成27年4月1日から入院分を、令和5年7月1日から外来分を中学校卒業まで拡大。

・子ども医療費助成状況

区分 \ 年度	R3	R4	R5
件 数	789,544件	819,549件	1,025,082件
金 額	1,838,231,392円	1,852,476,299円	2,354,197,700円

※審査手数料は除く

(2) 公害健康被害の補償及び予防

① 公害健康被害の補償等に関する法律による補償

事業活動によって生ずる大気汚染又は水質汚濁による健康被害を補償するために、認定を受けると医療費、療養手当、障害補償費、遺族補償費、遺族補償一時金、葬祭料の補償給付がなされる制度である。本市では昭和50年12月19日第1種地域（大気系）として下記の区域が指定され、この制度の適用を受けていたが、昭和63年3月1日法律の一部改正により指定地域が解除された。しかし、既認定患者については、従来通りの補償給付等を行うこととなっている。

ア 旧指定地域

水島地区、福田地区、連島地区、郷内地区（木見及び尾原は除く）、本荘地区（児島通生は除く）

イ 面積、人口

面積……82.97km²

人口……97,714人（R6.3.31現在）

ウ 認定患者（R6.3.31現在）

区 分			令和5年度末
地 区 別	指 定 地 域	水 島	487
		児 島	28
	指 定 地 域 外	倉 敷	126
		児 島	14
		玉 島	16
		市 外	127
		計	
病 名 別	慢 性 気 管 支 炎	241	
	気 管 支 ぜん 息	557	
	ぜ ん 息 性 気 管 支 炎	0	
	肺 気 腫	0	
	計	798	
年 齢 別	小 学 生	0	
	中 学 生	0	
	4 0 歳 未 満	40	
	4 0 歳 以 上	758	
	計	798	
等 級 別	特 級	0	
	1 級	6	
	2 級	139	
	3 級	595	
	級 外	58	
	計	798	

エ 補償給付費年度別支給状況

（単位：千円）

年 度	R3	R4	R5
決 算 金 額	1,709,789	1,617,530	1,579,276

② 公害保健福祉事業、公害健康被害予防事業（令和5年度）

ア 機能訓練事業（水泳教室）

（ア） 目 的 気管支ぜん息児童・生徒に運動療法を行うとともに、療養生活上の指導等を行い、健康の回復保持、増進及び予防を図る。

（イ） 期 間 令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。（予防事業）

（ウ） 回 数 0回

（エ） 参加人数 0人（予防）

（オ） 参加費 無料

イ 転地療養事業（15歳以上、指定施設利用）

（ア） 目 的 被認定者を空気の清浄な自然環境において保養させるとともに、療養生活上の指導等を行い、健康の回復保持、増進及び予防を図る。

（イ） 期 間 15歳以上 令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。（福祉事業）

指定施設 令和5年10月2日～10月5日

（ウ） 参加人数 15歳以上 0人（福祉）

指定施設 7人（福祉）

（エ） 参加費 無料

(3) 保健の家

① 目 的

水島臨海工業地帯、石油備蓄基地近接地域住民の健康の保持増進及び福祉の向上に寄与するため、保健の家を設置し、管理運営を行っている。

② 名称及び所在地

- ・倉敷市塩生保健の家……倉敷市児島塩生3104－7
- ・倉敷市呼松保健の家……倉敷市呼松2丁目6－36

③ 利用状況

(令和5年度)

区 分	利 用 件 数	利 用 者 数
塩 生 保 健 の 家	205件	1,002人
呼 松 保 健 の 家	416件	2,581人

(4) 後期高齢者医療

① 事業の概要

後期高齢者医療事業は、75歳以上（一定の障がいがあり広域連合の認定を受けた場合は65歳以上）の高齢者の心身の特性や生活の実態を踏まえ、高齢社会に対応した仕組みとして、平成20年4月に創設された後期高齢者医療制度に基づく事業である。制度の運営は、県内すべての市町村が加入した岡山県後期高齢者医療広域連合が行い、保険料の徴収や医療給付等の申請・受付事務等を市が行う。

- ・根拠法令：高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）
健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年6月21日法律第83号）

② 事業の状況

ア 被保険者

広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者及び65歳から74歳で一定の障がいがあり、広域連合の認定を受けた者。ただし、生活保護受給者等の適用除外を除く。（高齢者の医療の確保に関する法律第50条、51条）

- ・被保険者数 (単位：人、%)

区分 \ 年度	R4年3月末	R5年3月末	R6年3月末	増減率
倉 敷 市	69,611	72,668	75,576	4.0
（内）障がい認定者	528	469	414	△11.7
（内）現役並み所得者	4,140	4,532	4,906	8.3
岡 山 県 全 体	302,858	313,287	323,812	3.4
（内）障がい認定者	2,252	1,999	1,796	△10.2
（内）現役並み所得者	16,481	17,906	19,326	7.9

※現役並み所得者（住民税課税所得額145万円以上）は、自己負担割合が3割

イ 保険料

後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が負担する応益分「均等割」と被保険者の所得に応じて負担する応能分「所得割」から構成され、原則、各都道府県広域連合区域内は均一の保険料率（均等割額と所得割率）で、被保険者一人ひとりに賦課される。この保険料率は各広域連合で決定され、2年毎に見直しが行われる。（高齢者の医療の確保に関する法律第104条）

- ・保険料率

区分 \ 年度	令和6・7年度
均 等 割 額	50,200円
所 得 割 率	10.49% (※1)
最 高 限 度 額	80万円 (※2)

令和6年度は激変緩和措置により

(※1) 所得割率：賦課のもととなる所得金額58万円以下の方は9.76%

(※2) 賦課限度額：令和6年3月31日時点で75歳以上の方等は73万円

ウ 令和6年度倉敷市後期高齢者医療事業特別会計予算

(単位：千円、%)

歳 入			歳 出		
科 目	R6年度当初	構成比	科 目	R6年度当初	構成比
1 後期高齢者医療事業収入	8,882,253	100.0	1 後期高齢者医療事業費	8,882,253	100.0
01 後期高齢者医療保険料	6,934,545	78.1	01 総 務 費	125,019	1.4
05 使用料及び手数料	1	0.0	05 保 健 事 業 費	107,851	1.2
30 繰 入 金	1,845,698	20.8	10 後期高齢者医療広域連合納付金	8,643,383	97.3
40 諸 収 入	102,009	1.1	15 諸 支 出 金	6,000	0.1

エ 一般会計からの繰入金等

(単位：千円)

区分 \ 年度	R4 (決算)	R5 (決算見込)	R6 (当初予算)
特 別 会 計 歳 入 額	6,995,166	7,294,321	8,882,253
〃 歳 出 額	6,978,007	7,065,671	8,882,253
差 引 残 高	17,159	228,650	0
一 般 会 計 か ら の 繰 入 額	1,392,837	1,464,652	1,845,698

オ 収納状況 (収納率)

(単位：円、%)

年度	区 分	調定額	収納額	不納欠損額	収納未済額	還付未済額	収納率
R 3	現 年 分	5,102,293,900	5,085,820,248	0	16,473,652	3,610,200	99.6
	滞納繰越分	32,743,028	16,103,340	5,170,679	11,469,009	0	49.1
R 4	現 年 分	5,499,897,400	5,481,285,150	0	18,612,250	4,236,700	99.6
	滞納繰越分	27,846,361	14,108,619	5,851,150	7,886,592	0	50.6
R 5	現 年 分	5,716,814,700	5,697,510,875	0	19,303,825	4,842,700	99.6
	滞納繰越分	26,388,442	12,330,825	4,273,302	9,784,315	89,600	46.7

カ 収納状況 (納付方法別)

(単位：円、%)

年度	特 別 徴 収		普 通 徴 収		収納額計
	金 額	割 合	金 額	割 合	
R 3	3,161,824,100	62.2	1,923,996,148	37.8	5,085,820,248
R 4	3,301,916,200	60.2	2,179,368,950	39.8	5,481,285,150
R 5	3,423,048,100	60.1	2,274,462,775	39.9	5,697,510,875

12. 保健所

(1) 倉敷市保健所

① 設立の趣旨

平成6年に保健所法が地域保健法に改正され、倉敷市においても、平成14年4月1日の中核市移行に先駆けて平成13年4月1日から保健所設置市として倉敷市保健所を開設した。

保健所においては、従来から市が行っている保健衛生業務に加えて、県が行っていた感染症予防・精神保健・難病対策などの保健業務、食品衛生・生活衛生などの衛生業務、理化学検査・細菌検査などの検査業務等が加わり、市民により身近なところで公衆衛生の各種サービスを総合的に提供することとなった。

② 施設の概要（2. 保健福祉施策(4)を参照）

③ 職員配置状況

(R6. 4. 1現在)

職種 部署	医師	保健師	管理栄養士	薬剤師	獣医師	理化学技術者	放射線技師	臨床検査技師	歯科衛生士	精神保健福祉士	事務	計
保 健 課	2	21	—	1	—	—	2	—	—	1	21	48
健 康 づ く り 課	—	35	9	—	—	—	—	—	2	—	12	58
生 活 衛 生 課	—	—	7	4	7	1	—	1	—	—	1	21
衛 生 検 査 課	—	—	2	1	—	5	—	1	—	—	—	9
小 計	2	56	18	6	7	6	2	2	2	1	34	136
児 島 保 健 推 進 室	—	11	—	—	—	—	—	—	—	—	2	13
玉 島 保 健 推 進 室	—	11	—	—	—	—	—	—	—	—	2	13
水 島 保 健 推 進 室	—	13	—	—	—	—	—	—	—	—	2	15
真 備 保 健 推 進 室	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	1	4
計	2	94	18	6	7	6	2	2	2	1	41	181

※所長、参事（事務）は、保健課に含む。

※各保健福祉センター所長（児島・玉島・水島）は、各保健推進室に含む。

※保健師の分散配置（秘書課、人事課、生活福祉課、子ども相談センター、地域包括ケア推進室、福祉支援連携室、国民健康保険課）は含まない。

(2) 人口動態

① 総 覧

(令和4年)

区 分	出 生 数						死 亡 数			乳児死亡数		
	総数	男	女	2,500g未満			総数	男	女	総数	男	女
				計	男	女						
倉 敷	2,001	1,034	967	170	82	88	2,323	1,210	1,113	2	1	1
児 島	332	180	152	45	28	17	947	474	473	1	—	1
玉島・船穂	471	234	237	51	25	26	888	444	444	—	—	—
水 島	669	360	309	79	39	40	983	497	486	—	—	—
真 備	107	54	53	12	6	6	247	139	108	—	—	—
計	3,580	1,862	1,718	357	180	177	5,388	2,764	2,624	3	1	2

(令和4年)

区 分	新生児死亡数			死産数			周産期死亡数			婚姻 件数	離婚 件数
	総数	男	女	総数	自然 死産	人工 死産	総 数	22週以 後死産	早期新生 児死亡		
倉 敷	-	-	-	40	27	13	6	6	0		
児 島	1	-	1	7	6	1	2	1	1		
玉島・船穂	-	-	-	5	4	1	2	2	0		
水 島	-	-	-	10	8	2	4	4	0		
真 備	-	-	-	2	0	2	0	0	0		
計	1	-	1	64	45	19	14	13	1	2,189	779

② 死因順位別死亡状況（第10位まで）

(令和4年)

死因順位		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
死 因	死 亡 総 数	悪 性 新生物	心疾患	老 衰	脳血管 疾 患	肺 炎	誤嚥性 肺 炎	不慮の 事 故	腎不全	間質性 肺疾患	アルツハ イマー病
死因別死亡数	5,388	1,294	911	450	344	291	209	149	105	84	81
死 亡 率 (人口10万対)	1142.6	274.4	193.2	95.4	72.9	61.7	44.3	31.6	22.3	17.8	17.2
死亡総数に 対する割合 (%)	100	24.0	16.9	8.4	6.4	5.4	3.9	2.8	1.9	1.6	1.5

※「心疾患」は、「心疾患（高血圧性を除く。）」

※諸率の基礎となる人口は令和4年9月末現在住民基本台帳人口（日本人のみ）を使用。

(3) 健康増進計画「健康くらしき21・Ⅱ」の推進

① 目 的

一次予防に重点を置いた健康づくり運動「健康くらしき21・Ⅱ」を推進することにより、健康寿命の延伸、生活習慣病の減少を図るとともに、生活の質の向上を目指す。推進にあたっては、市民がまず自らの健康に関心を持ち、自分の健康は自分で守りつくるという基本的な考えを基に、関係団体と連携し活動を展開することにより、効果的に健康づくりの輪が地域へ広がることを目的とする。

② 方 法

倉敷市健康増進計画「健康くらしき21・Ⅱ」に基づき、倉敷市の主な健康課題の解決に向け、特に重要と考えられる「運動」「栄養」「休養」「歯の健康」「たばこ・アルコール」「健康管理」の6分野について、それぞれ重点目標を立てて取り組みを推進している。平成28年度からは、平成27年度に実施した中間評価の結果を受け、新たに「糖尿病予防」を切り口とした6分野の効果的な推進を図っている。

また、住民が主体となった健康づくりの輪が効果的に地域に広がるよう、各地区に住民と関係機関等を中心とした推進会議を設置し、地域の特性を活かした取り組みを推進している。

計画最終年度である令和5年度は、アンケート調査等を実施し、取り組みの成果や課題を把握し、最終評価を行った。今までも一体的に推進を図ってきた「倉敷市食育推進計画」と統合した「くらしき健康プラン」の策定を行った。

③ 事業内容

ア 「健康くらしき21・Ⅱ」推進のための会議

◎倉敷市健康増進計画審議会（年3回）

◎庁内検討会（年2回書面開催）

◎ワーキンググループ会議（保健所及び各保健推進室担当者）（年4回）

◎「健康くらしき21・Ⅱ」各地区推進会議（市内5地区開催）

◎「市民と一緒に考える会」の開催（年2回）

イ 各分野の主な取り組み

◎運動分野

- ・「くらしき まち歩き さと歩きマップ」等を活用したウォーキングの推進

◎栄養分野

- ・関係団体、大学等との連携による自然に健康になれる食環境づくり「くらしき3ベジプロジェクト」の推進
- ・産・学・官協働事業「くらしき健康プロジェクト（イオンdeくら★けん）」等のイベントの開催（年2回 1,236人）

◎休養分野

- ・生きるを支えるフォーラムの開催（来場77人、動画視聴368回再生：令和4年度末現在）
- ・自殺予防に関する啓発活動（相談窓口カードの配布、展示、街頭啓発キャンペーン）
- ・ゲートキーパー研修の実施（36回 3,334人）、心の健康づくり講座（7回 442人）

◎歯の健康分野

関連団体等と連携しての、生活習慣病及びオーラルフレイル予防、自然に健康になれる食環境づくり「くらしき3ベジプロジェクト」の推進

- ・歯科医師会等歯科関連団体と連携しての啓発（年18回 4,011人）
- ・栄養改善協議会や愛育委員会等関連団体と連携しての啓発（年21回 2,562人）

◎たばこ・アルコール分野

- ・世界禁煙デー街頭キャンペーンの実施

◎健康管理分野

- ・乳がん月間に、保健所に「ピンクリボンタペストリー」及び展示コーナーを設置し、啓発。倉敷市役所本庁舎・支所に懸垂幕を掲げ、乳がん検診のPR強化

◎全分野

- ・糖尿病予防に関する健康教育の実施（53回 2,046人）

ウ くらしき健康応援事業

- ・くらしき健康応援講座の実施 開催回数50回、受講人数1,092人
- ・くらしき健康応援ガイドの発行 年2回（春号、秋号）、各3,000部
- ・測定体験の実施 開催回数141回、実施人数延べ10,008人
- ・くらしき健康ポイント事業 WEB版・アプリ版 登録人数5,193人

(4) 「第二次倉敷市食育推進計画」の推進

① 目的

市民一人ひとりが生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことを目的とし、食育を推進する。

② 方法

第二次倉敷市食育推進計画を基に、「食の知識・体験」、「食を通じての健康づくり」、「食文化の継承・交流」、「食の安全・安心」の4つの柱を掲げ、健全な食生活を実践できる人づくり、食を通じての健康づくり、協働による地域づくりのための事業を推進する。平成27年度の間評価から、課題が明らかとなった若い世代や男性に対する食育推進強化、生活習慣病予防として特に糖尿病予防対策の強化、食品の安全性についての情報提供の充実を図る。また、災害経験を踏まえ、平時からのバランスの良い食生活と備蓄食品の活用についての啓発を強化する。当初、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間としていたが、国や県の計画を鑑み、また健康増進計画「健康くらしき21・Ⅱ」との整合性を図り、次期計画を策定することが望ましいことから、令和5年度まで計画延長することを令和元年7月開催の倉敷市食育推進会議にて決定した。令和2年度は目標値の再設定を行い、SDGsの視点をふまえ、自然に健康になれる食環境づくりを計画に位置付けた。そして、令和3年度には自然に健康になれる食環境づくり「くらしき3ベジプロジェクト」を始動した。令和5年度は、第二次倉敷市食育推進計画の最終評価を行い、今までも一体的に推進を図ってきた「倉敷市健康増進計画」と一体化した「くらしき健幸プラン」の策定を行った。

③ 事業内容

ア 食育の推進のための会議

- ・倉敷市食育推進会議（年3回）
- ・庁内検討会（年3回 書面開催）
- ・ワーキンググループ会議の開催（年4回）

イ 若い世代・男性を対象にした取り組みの強化

- ・こどものための食育フェア（参加人数 延べ9,309人）
- ・産・学・官協働事業「くらしき健康プロジェクト（イオンdeくら★けん）」等（年2回 1,236人）
- ・男性・親子料理教室 等

ウ 生活習慣病、特に糖尿病予防対策の強化

- ・倉敷市食育栄養まつり（5会場実施）
- ・栄養教室伝達講習会 等
- エ 食品の安全性についての情報提供の充実
 - ・食品の検査及び食の安全・安心の啓発
 - ・食品衛生講習会 等
- オ 啓発の充実
 - ・災害への備えとして、備蓄食品の活用方法、日頃からのバランスよい食事を摂ることの重要性を啓発
 - ・食育ポータル、Instagram 等

(5) 母子保健

母性及び乳幼児の健康の保持及び増進を図るため、保健指導、健康診査、健康教育、健康相談、医療費の助成等の母子保健事業を実施する。また、平成29年7月より子育て世代包括支援センターとして「妊婦・子育て相談ステーションすくすく」を市内5か所に設置・運営し、母子保健事業及び社会資源の活用並びに相談支援体制の強化等を行い、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制の充実を図る。

① 子育て世代包括支援センター運営事業 平成29年7月開始

ア 「妊婦・子育て相談ステーションすくすく」実績

市内5か所「妊婦・子育て相談ステーションすくすく」において、保健師や助産師などの資格を持つ専任の相談員「すくすく相談員」を配置し、妊娠期から子育て期までの相談や母子保健事業等のサービス利用の相談に対応する。

(単位：件)

年 度	相 談 室 利 用	相談専用ダイヤル利用	来 所 相 談
R3	4,170	1,735	2,784
R4	4,583	1,917	2,649
R5	5,129	1,982	2,745

イ 従事者・関係者研修（主催事業）

各保健推進室職員及びすくすく相談員、子育て支援関係機関職員等に対し、母子保健に関する研修や連携会議を行い、個々の対応力の向上を目指すとともに、各組織間の連携強化を行う。

- ◎研修会 ・子育て世代包括支援センター関係者研修会（テーマ：小さな命を亡くした悲しみに寄り添う支援について考える）1回、参加者数27人（保健師、助産師等）
 - ・すくすく相談員研修会（オンデマンド配信等）4回、延べ60人
 - ・その他の研修会 7回、延べ24人

- ◎関係者連携会議 ・すくすく相談員連絡会議 7回、参加者延べ93人（すくすく相談員）

② 出産・子育て応援事業 令和5年2月開始

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、経済的支援を一体的に実施する。

ア 伴走型相談支援

妊娠届出時の面談、妊娠7～8か月アンケートの実施及び希望者への面談、産後の面談等を実施する。

イ 出産・子育て応援給付金

経済的支援として、妊娠期に出産応援給付金、出産後に子育て応援給付金を給付する。

- ・出産応援給付金：妊婦一人当たり5万円
 - ※「令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した子どもの母」及び「令和4年4月1日以降、事業開始日より前に妊娠の届出をした妊婦」についても、遡及分として対象とする。
- ・子育て応援給付金：子ども一人当たり5万円
 - ※「令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した子ども」についても、遡及分として対象とする。

(単位：件、円)

年 度		出産応援給付金		子育て応援給付金	
		件数	支給額	件数	支給額
R4	遡及対象分	2,687	134,350,000	2,722	136,100,000
	事業開始後分	119	5,950,000	2	100,000
R5	遡及対象分	2,298	114,900,000	299	14,950,000
	事業開始後分	3,659	182,950,000	3,164	158,200,000

③ 妊娠届出状況及びおやこ健康手帳交付数

妊娠の届出によりおやこ健康手帳を交付、母と子の成長の経過を記録し、活用を図っている。(単位：人)

年度	妊 娠 届出数	届出時の週数					若年・高年妊婦		おやこ健康 手帳交付数
		11週 以内	12～21	22～27	28週 以上	不 明	20歳 未満	35歳 以上	
R 3	3, 848	3, 696	139	9	4	—	36	911	3, 963 (多胎 56) (再 59) (出産後 0)
R 4	3, 494	3, 345	138	7	4	—	29	845	3, 584 (多胎 36) (再 52) (出産後 2)
R 5	3, 467	3, 336	111	15	5	—	37	820	3, 557 (多胎 47) (再 41) (出産後 2)

④ 健康診査

ア 妊産婦、乳児健康診査実施状況

委託医療機関、委託助産所で妊婦14回（多胎妊婦加算5回）、産婦2回、乳児3回の健康診査を公費負担によって実施。(ただし、助産所は妊産婦健診のみ)

(単位：人)

区分 年度	妊 婦 健 康 診 査						乳 児 健 康 診 査					
	実人員	延人員	異常 なし	要精検	要医療	経過 観察	実人員	延人員	異常 なし	要精検	要医療	経過 観察
R 3	3, 817	45, 439	43, 786	102	1, 149	402	3, 683	11, 302	10, 884	72	346	0
R 4	3, 499	41, 542	39, 877	90	1, 235	340	3, 581	10, 446	10, 131	61	254	0
R 5	3, 379	39, 496	37, 714	67	1, 422	293	3, 200	9, 583	9, 230	68	285	0

区分 年度	産 婦 健 康 診 査					
	実人員	延人員	異常 なし	要精検	要医療	経過 観察
R 3	3, 774	6, 665	6, 306	3	12	344
R 4	3, 448	6, 534	6, 170	6	14	344
R 5	3, 263	6, 190	5, 711	1	14	464

イ 妊婦歯科健康診査

妊婦及び生まれてくる児の歯・口の健康づくりのため、委託歯科医療機関において歯科健康診査を実施。

(単位：人)

区分 年度	妊婦歯科健康診査			
	実人員	異常 なし	要指導	要精検
R 3	1, 740	223	724	793
R 4	1, 607	164	439	1, 004
R 5	1, 563	161	414	988

ウ 新生児聴覚検査事業

新生児の聴覚障がいを早期に発見し、早い段階から療育等適切な措置を講じられるようにするため、委託医療機関において聴覚検査を実施。（公費負担あり）

（単位：人）

年度	受検児数	確認検査 児 数	要精密検査 児 数	精密検査 受診児数	精密検査結果		
					正常	一側性難聴	両側難聴
R3	3,654	48	20	15	3	8	4
R4	3,346	61	30	21	7	7	7
R5	3,178	52	15	7	2	2	3

エ 1歳6か月児健康診査

疾病及び異常、育児上の問題等を早期に発見し、治療や改善を促すとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図る。

未受診児対策として、未受診者全員について、受診勧奨及び状況把握を行い、虐待等疑われる場合には、子ども相談センターへ適切に情報提供を行っている。

- ・対 象 1歳6か月児
- ・内 容 体重・身長測定、予診、歯科診察、内科診察、保健指導、歯科指導、栄養相談、心理相談（一部）、精密健康診査（医療機関委託）
- ・料 金 無 料

（単位：人、％）

区分		年度	R3	R4	R5
対 象 児 数 (a)			3,859	3,767	3,683
受 診 児 数 (b)			3,745	3,679	3,604
受 診 率 (b) / (a)			97.0	97.7	97.9
発 育 状 況 (体 重)	10％以下		369	368	401
	11％～89％		3,030	2,996	2,916
	90％以上		346	314	286
指 導 区 分	正 常		2,874	2,866	2,829
	経 過 観 察		502	479	428
	要 精 検		83	71	108
	要 治 療		286	263	239
心理相談実施者数			205	157	167

区分		年度	R3	R4	R5
診 察 所 見 内 訳	耳 の 異 常		6	8	8
	鼻 咽 喉 の 異 常		10	6	4
	眼 の 異 常		20	18	22
	皮 膚 疾 患		248	207	200
	呼 吸 器 疾 患		35	28	38
	四 肢 の 異 常		6	13	5
	心 臓 疾 患		38	23	28
	精神発達の遅れ		26	30	23
	言語発達の遅れ		272	258	196
	運動発達の遅れ		37	27	27
う 歯 の 状 況	け い れ ん		9	7	6
	そ の 他		304	301	355
	歯科受診児数(c)		3,745	3,677	3,601
	う 歯 患 児 数 (d)		19	21	14
	う 歯 総 数 (e)		49	54	36
	う 歯 患 率 (d) / (c)		0.5	0.6	0.4
う 歯 の 状 況	う 歯 1 人 当 たり 平均本数(e) / (c)		0.01	0.01	0.01

オ 2歳児歯科健康診査

乳歯の早期う歯予防及び口腔機能の育成を図るため、2歳児の時期に歯科健診、歯科保健指導、フッ素塗布（希望者のみ）を実施している。

- ・対 象 2歳児
- ・内 容 歯科健診、歯科保健指導、フッ素塗布（希望者のみ）
- ・料 金 無 料

（単位：人、％）

年度\区分	対象児数 (a)	受診児数 (b)	受診率 (b)／(a)	う歯り患児数 (c)	う歯総数 (d)	う歯り患率 (c)／(b)	う歯一人平均 本数(d)／(b)
R 3	3,860	2,849	73.8	77	198	2.7	0.07
R 4	3,813	2,903	76.1	58	146	2.0	0.05
R 5	3,783	2,856	75.5	53	169	1.9	0.06

カ 3歳児健康診査

疾病及び異常、育児上の問題等を早期に発見し、治療や改善を促すとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図る。

未受診児対策として、未受診者全員について、受診勧奨及び状況把握を行い、虐待等疑われる場合には、子ども相談センターへ適切に情報提供を行っている。

- ・対 象 3歳6か月児
- ・内 容 検尿・体重・身長・胸囲測定、歯科診察、内科診察、視聴覚検査（一部）、保健指導、歯科指導、栄養相談、心理相談（一部）、精密健康診査（医療機関委託）
- ・料 金 無 料

（単位：人、％）

区分\年度		R 3	R 4	R 5
対 象 児 数 (a)		4,251	3,795	3,822
受 診 児 数 (b)		4,012	3,609	3,643
受 診 率 (b) ／ (a)		94.4	95.1	95.3
発 育 状 況 (体 重)	1 0 % 以 下	401	349	387
	1 1 % ～ 8 9 %	3,223	2,940	2,958
	9 0 % 以 上	385	315	289
指 導 区 分	正 常	2,817	2,574	2,460
	要 観 察	435	385	407
	要 精 検	352	284	406
	要 治 療	408	366	370
心 理 相 談 実 施 者 数		196	163	168
診 察 所 見 内 訳	耳 の 異 常	12	8	13
	鼻咽喉の異常	10	9	22
	眼 の 異 常	176	161	220
	皮 膚 疾 患	176	120	179
	呼 吸 器 疾 患	44	26	30
	四 肢 の 異 常	2	5	7
	心 臓 疾 患	48	37	27
	胸 郭 異 常	3	4	7

区分\年度		R 3	R 4	R 5
診 察 所 見 内 訳	脊 柱 異 常	0	0	0
	貧 血	0	0	1
	ヘ ル ニ ア	2	6	2
	け い れ ん	23	6	5
	精神発達の遅れ	160	119	170
	言語発達の遅れ	185	209	208
	運動発達の遅れ	3	7	2
尿 検 査	そ の 他	586	519	559
	検 査 人 員	3,693	3,283	3,271
	た ん ば く ＋	7	5	6
	潜 血 ＋	62	52	69
う 歯 の 状 況	潜血・たんばく＋	0	2	2
	歯科受診児数(c)	4,012	3,606	3,641
	う歯り患児数(d)	404	316	280
	う 歯 総 数 (e)	1,281	991	831
	う 歯 り 患 率 (d)／(c)	10.1	8.8	7.7
	う 歯 1 人 当 たり 平均本数(e)／(c)	0.32	0.37	0.23

⑤ 健康教育・相談

(単位：回、人)

ア パパママセミナー（市民学習センターと共催）

夫婦で協力して出産、育児をしていくための準備と仲間づくりを目的に初めて出産を迎える妊婦とその配偶者を対象に実施している。

年度	実施回数	参加人数
R3	8	366
R4	10	420
R5	10	575

イ 子育てはじめの一步教室

生後6ヶ月以内の乳児とその保護者に対し、発育・発達確認と育児相談、育児全般の保健指導、地域の子育て資源の情報提供を行っている。

(単位：回、人)

年度	実施回数	参加児数	参加総数	1回平均数
R3	20	142	163	8.2
R4	19	102	132	6.9
R5	48	323	369	7.7

ウ 離乳食と歯の教室

離乳食の必要性・与え方や口腔機能の発達を促すための普及啓発と相談を行うことにより、乳児の発育・発達及び親の不安解消等を図る。子育て支援拠点で行うことにより、地域での子育て、仲間づくりも重視し、栄養士と歯科衛生士が食と歯（口腔）両面から離乳食開始を支援する。

・実施場所：保健所

(単位：回、人) ・実施場所：子育て支援拠点

(単位：回、人)

年度	実施回数	参加人数	1回平均数
R3	10	189	18.9
R4	12	148	12.3
R5	12	273	22.8

年度	実施回数	参加人数	1回平均数
R3	7	43	6.1
R4	12	95	7.9
R5	18	122	6.8

※令和3、4年度は保健所と各支所で離乳食教室を実施。

※令和3年度から、子育て支援拠点で出張型教室を実施。

エ 子どものための歯の教室

乳児期からの歯・口の健康がその後の成長・発達に与える影響もあることから、むし歯予防をはじめ、健全な口腔機能の発達を支援するため、月齢や児に合わせた具体的な情報提供を行う。

(単位：回、人)

年度	実施回数	参加人数	1回平均人数
R3	4	19	4.75
R4	5	20	4.0
R5	12	49	4.1

⑥ 産後の支援 産後ケア事業

出産後の母体の回復や育児不安が高く、保健指導を必要とする出産後1年以内の母子を、助産所又は産婦人科医療機関に宿泊又は日帰りで入所させ、母体の保護・保健指導等のサービスを提供することにより、母子の健全育成に寄与する。

(単位：人、泊、日)

年度	宿泊産後ケア			日帰り産後ケア		
	利用者数	利用延宿泊数	平均利用泊数	利用者数	利用延日数	平均利用日数
R3	102	297	2.9	156	293	1.9
R4	102	262	2.6	104	161	1.5
R5	112	270	2.4	86	135	1.6

⑦ 医療費の助成等

ア 特定不妊治療支援事業

- ・事業概要 不妊症のため、子どもを持つことができない夫婦に対して、治療費が高額である体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）と併せて特定不妊治療のために実施した精巣又は精巣上体から直接精子を採取する手術（以下「男性不妊治療」という。）について、その治療費の一部を助成する。令和4年度から特定不妊治療は保険適用となったため、移行期間の経過措置としての助成制度となり、令和5年度で事業完了となった。
- ・給付実績 特定不妊治療給付実績は次のとおり

（単位：件、円）

区分 年度	A		B		C	D	E	F	男性不妊のみ	合 計	
	体外受精	顕微授精	体外受精	顕微授精						給付件数	支給額
R 3	13	20	178	226	379	5	78 (1)	20	2	921 (1)	185, 019, 463
R 4	0	2	44	67 (1)	84	3	15	6	0	221 (1)	46, 611, 744
R 5	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	200, 000

※A～Fは体外受精・顕微授精の治療ステージ等を示す。

A：新鮮胚移植を実施

B：採卵・受精後、1～3周期の間隔をあけて凍結胚移植を実施

C：以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施

D：体調不良等により移植のめどが立たず治療終了

E：受精できず又は胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止

F：採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止

男性不妊のみ：主治医の方針により、採卵前に男性不妊治療を実施し、精子が得られなかった場合

※（ ）内は、特定不妊治療と併せて実施した男性不妊治療の件数の再掲

イ 不育症検査助成事業

- ・事業概要 不育症検査（先進医療として国が定めるもの）を受ける方に対し、検査費用の一部を助成する。
令和3年10月1日より事業開始
- ・助成額 1回の検査につき上限6万円
- ・給付実績

（単位：件、円）

年度	件数	支給額
R 3	0	0
R 4	2	100, 000
R 5	1	46, 000

ウ 未熟児養育医療

身体の発育が未熟なまま出生した未熟児に対して、養育に必要な医療の給付を行う。

(単位：件、千円)

- ・対 象 出生体重2,000 g 以下又は身体発育が未熟なまま出生した乳児であって、医師が入院養育を必要と認めた児
- ・内 容 給付対象……医療保険各法に基づく自己負担部分について公費負担する。(所得に応じた自己負担金あり) 給付方法……現物給付

年度	件数	事業費
R 3	127	51,725
R 4	128	48,132
R 5	108	31,738

エ 自立支援医療(育成医療)

身体に障がいのある児童を早期発見、早期治療することにより障がいの除去又は軽減を図り、生活能力を得られるよう、治療の必要な児童に対して医療の給付を行う。

(単位：件、千円)

- ・対 象 満18歳未満の身体に障がいのある児童であって、確実な治療効果が期待される者
- ・内 容 給付対象……医療保険各法に基づく自己負担部分の内、医療費の1割と入院時食事療養費を除いて公費負担する。(医療費の1割については所得により上限額あり) 給付方法……現物給付

年度	件数	事業費
R 3	40	4,978
R 4	38	4,270
R 5	44	2,753

オ 療育医療

長期の入院治療を要する結核児童に対して必要な医療の給付を行うとともに、心身の健全な育成のために学習品及び日用品の支給を行う。

(単位：件)

- ・対 象 満18歳未満の児童であって、医師が入院を必要と認めた者
- ・内 容 給付対象……保険診療から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び医療保険各法に基づく給付を控除した自己負担部分について公費負担する。(所得に応じた自己負担金あり) 給付方法……現物給付

年度	件数
R 3	0
R 4	0
R 5	0

カ 特定疾患児支援金

特定疾患に罹患した児童に対し、支援金を支給することによって特定疾患児の生活の安定と福祉の向上に寄与する。

(単位：件、円)

- ・実施時期 平成21年7月27日
- ・対 象 市内在住で岡山県から特定医療費(指定難病)受給者証を交付されている中学生以上満18歳未満(年度内に18歳に達する者を含む。)の者(平成27年度から経過措置対象者に限る。)
- ・支給金額 9,000円(1人/年額)
(※平成29年度で事業廃止)

年度	請求件数	支給金額
H28	25	225,000
H29	18	162,000

⑧ 未熟児訪問指導

未熟児の発育や栄養状態、環境調整等について、保健師等が適切な訪問指導を行い、健全な発育を支援する。

- ・対象者 2,500 g 未満の低出生体重児
- ・訪問指導状況

(単位：人、%)

年	未熟児出生数	訪問対象児数	訪問実人員	訪問率
R 3	365	365	246	67.4
R 4	357	357	218	61.1
R 5	324	324	191	59.0

(6) 成人保健

健康寿命の延伸を目指し、健康の保持増進を図ることを目的に、40歳以上を対象として健康教育、健康診査等を実施する。

① 健康教育

(単位：回、人)

生活習慣病予防、その他健康に関する正しい知識の普及を図り、「自らの健康は自らつくる。」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資する。

※人数は40歳～64歳を対象とした実績

年度	回数	人 数
R 3	396	5,164
R 4	481	6,602
R 5	640	9,963

② 健康相談

(単位：回、人)

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資する。

※人数は40歳～64歳を対象とした実績

年度	回数	人 数
R 3	227	286
R 4	161	335
R 5	132	716

③ 健康診査

がん、心臓病、脳卒中など生活習慣病予防対策として早期発見を図るため、40歳以上の者（子宮頸がん検診は20歳以上）を対象に次のとおり行い、健康についての認識と自覚を高めてもらう。

ア 健康増進法に基づく生活習慣病予防健診

対象：40歳以上で健康保険に加入していない者

(単位：人)

年 度	受 診 者 数
R 3	336
R 4	367
R 5	388

イ 胃がん検診

対象：50歳以上の者 (単位：人)

年 度	受 診 者 数
R 3	9,577
R 4	6,815
R 5	9,713

ウ 子宮頸がん検診

対象：20歳以上の女性 (単位：人)

年 度	受 診 者 数
R 3	21,973
R 4	22,197
R 5	23,546

※平成29年度から受診間隔は2年に1回、受診した年度の翌年度は受診できない

エ 乳がん検診

対象：40歳以上の女性 (単位：人)

年 度	受 診 者 数
R 3	19,526
R 4	19,931
R 5	20,618

オ 肺がん検診

対象：40歳以上の者 (単位：人)

年 度	受 診 者 数		
	計	読影のみ	読影＋喀痰
R 3	26,727	26,181	546
R 4	27,870	27,366	504
R 5	28,823	28,319	504

カ 大腸がん検診

対象：40歳以上の者

(単位：人)

年 度	受 診 者 数
R 3	24,828
R 4	25,142
R 5	26,105

キ 肝炎ウイルス検診

対象：40歳以上で過去にこの検診を受けていない者

(単位：人)

年 度	受 診 者 数
R 3	3,187
R 4	3,199
R 5	2,883

ク 前立腺がん検診

対象：50歳以上の男性

(単位：人)

年 度	受 診 者 数
R 3	8,518
R 4	9,078
R 5	9,188

ケ 歯周病検診

対象：40歳、50歳、60歳、70歳

(単位：人)

年 度	受診者数（成人）
R 3	592
R 4	641
R 5	714

コ 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

特定の年齢に達した市民に対して、がんに関する検診手帳と検診の費用が無料となる検診無料クーポン券を送付し、検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図り、もって健康保持及び増進を図る。

※年齢は令和5年3月31日現在の満年齢。

(子宮頸がん検診クーポン)

(単位：人)

対象年齢	生 年 月 日	対象者数	受診者数
20歳	平成14年4月2日～平成15年4月1日	2,439	142

(乳がん検診クーポン)

(単位：人)

対象年齢	生 年 月 日	対象者数	受診者数
40歳	昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	2,897	452

(7) 女性の健康支援

(単位：人)

女性の一般健康診査

健康診査の受診機会がない女性に対し、やせ、貧血、生活習慣病などの早期発見・早期治療を目的として実施する。

・対 象 20歳から39歳の女性

年度	受診者数
R 3	2,268
R 4	2,184
R 5	2,094

(8) お口の健康アップ事業

(単位：人)

歯科医院への通院が困難な人を対象にした訪問歯科健康診査や、口腔の健康保持増進のための啓発を、従事する歯科専門職の育成を図りながら実施することにより市民の健康寿命の延伸や生活の質の向上を目指す。

年度	訪問歯科健康診査受診者数
R 3	100
R 4	112
R 5	111

(9) 栄養指導対策等推進事業

(単位：回、施設、件)

① 給食施設関係職員研修会・食の健康危機管理研修会・巡回指導等

給食施設関係者の栄養に関する知識や調理技術の向上等を図り、喫食者の適切な栄養管理ができるよう、研修会や巡回指導等を実施している。

年度	研 修 会		巡回指導	相 談
	開催回数	参加施設数		
R 3	1	90	7	64
R 4	1	73	15	9
R 5	1	107	33	9

※令和3、4年度は感染症拡大防止のため巡回指導は縮小、研修会はオンライン研修。

令和5年度の研修会はハイブリッド形式オンライン研修。

② 食品の栄養成分表示等に関する相談指導

(単位：件)

食品の栄養成分表示等についての正しい理解と活用が図られるよう、市民及び食品製造業者を対象に相談を実施している。

年度	相談件数
R 3	106
R 4	97
R 5	68

③ 専門的栄養指導

(単位：件)

難病やアレルギー等の疾患における食事管理等の助言を行い、病態の維持・改善や不安の解消を図るため相談及び教室を実施している。

年度	相談件数
R 3	12
R 4	24
R 5	10

(10) 健康づくり事業（平成13年度から実施）

(単位：人)

市民の健康寿命を延ばすため、健康づくりの三要素である「運動・栄養・休養」を重視し、心身の健康を維持・増進することにより、活力ある生活が送れるよう一人ひとりの健康づくりを支援することを目的に、倉敷市総合福祉事業団へ委託し実施。

年度	会員数	延利用人数
R 3	301	9,002
R 4	394	18,967
R 5	372	20,741

(11) 精神保健福祉対策

精神障がい者保健福祉手帳所持者数 年度末現在 単位：人

① 精神障がい者保健福祉手帳（実施主体：県）

一定の精神障がいの状態にあることを証する手段となることにより、手帳所持者に対する各方面からの支援・協力を促進し、精神障がい者の社会復帰の促進と自立、社会参加を図っている。

年度	1 級	2 級	3 級	合 計
R 3	454	3,308	741	4,503
R 4	429	3,466	844	4,739
R 5	396	3,617	932	4,945

② 自立支援医療（精神通院医療）（実施主体：県）

(年度末現在、単位：人)

病院又は診療所で精神疾患の通院医療を受ける場合において、その医療に必要な費用の90%に相当する額を保険者と公費で負担することにより、経済的負担を10%に軽減し、適正な医療の普及・通院治療の促進を図っている。

年度	自立支援医療（精神通院医療）利用者数
R 3	9,309
R 4	9,559
R 5	9,678

③ 心の健康相談

(単位：回、件、人)

地域住民の心の健康の保持増進を図るため、精神科医師が心の不調や悩みの相談を受けている。

年度	回数	実相談件数	延相談人数
R 3	11	24	24
R 4	11	23	29
R 5	12	32	51

④ 心の健康づくり講座

(単位：回、人)

精神疾患への関心を深め、正しい知識の普及と精神障がいに対する偏見除去を目的とし各地区で開催している。関係機関や団体と協働して内容を企画し、医師の講演や当事者・家族の体験発表、当事者との交流などを行っている。

年度	回数	延参加者数
R 3	4	203
R 4	7	442
R 5	6	397

⑤ 患者会・生活支援の場づくり

当事者が集い交流を深めるなかで、相互支援、社会参加促進、啓発活動などを目的に様々な活動を行っている。
(単位：回、人)

年度	会・場の数	内 容	回数	延参加者数
R 3	2	話し合い、レクリエーションなど	2	12
R 4	1	話し合い、レクリエーションなど	11	99
R 5	1	話し合い、レクリエーションなど	10	70

⑥ 家族教室

(単位：回、人)

病気やひきこもりに対する正しい知識・情報を得て、当事者とともに回復の過程を歩む家族としての役割を考え、家族のセルフケア力を高めることを目的に教室を開催している。

年度	回数	延参加者数
R 3	5	31
R 4	6	58
R 5	6	94

⑦ 倉敷地域自立支援協議会精神部会（ひきこもり支援・地域移行支援）

(単位：回、人)

精神保健医療福祉に携わる関係者が、意見交換や研修を行うことにより、それぞれの役割を理解し、連携することで効果的な支援体制づくりを行う。

令和2年度から「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」のための協議の場として位置づけられた。

年度	回数	延参加者数
R 3	2	59
R 4	8	256
R 5	10	312

⑧ くらしき心ほっとサポーター養成講座

(単位：回、人)

心の健康づくりの推進や精神障がいに対する偏見除去のため、一市民としての立場から行政と協働し地域へ啓発するくらしき心ほっとサポーターを養成する。

年度	講座名	回数	対象・数	延参加数
R 3	ステップ1 (理解編)	新型コロナ感染拡大のため 実施なし		
R 4	ステップ 1 (理解編)	5	9期生・17	85
R 5	ステップ 2 (自分発見編)	3	9期生・17	46

⑨ 生きるを支えるフォーラム

(単位：回、人)

平成25年度より自殺予防講座を「生きるを支えるフォーラム」と名称を変更し、自殺対策の関係機関等と連携強化を図り、自殺予防の正しい知識と周囲の対応方法を伝え、地域の絆を深め市民一人ひとりがより生きていく力を強化することを目的に開催する。

年度	回数	参加者数
R 3	1	92
R 4	1	77
R 5	1	147（動画視聴261回※）

※年度末時点

⑩ 倉敷市自殺対策ネットワーク会議

(単位：回、人)

倉敷市自殺対策基本条例に基づき、平成27年4月1日に設置。庁内外の関係機関と自殺対策を協議し、倉敷市自殺基本計画の推進と進行管理を行う。平成26年度までは、「倉敷市自殺対策連絡会議」として実施。

年度	回数	参加者数
R 3	3（内2回書面開催）	41
R 4	2（内1回書面開催）	88
R 5	2	80

⑪ 人材育成事業（庁内・地域別ゲートキーパー養成）

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人材の養成と体制の整備を図るために実施した。

（単位：回、人）

庁内	回数	参加者数
中堅教諭資質向上研修	1	32
消防職員のためのメンタルヘルス研修	1	41
悩みを抱える人に寄り添う相談対応研修	1	31

庁外	回数	参加者数
大学・高校等	5	1,612
地域組織等	15	607
生きるを支えるフォーラム	1	147

⑫ 自殺未遂者支援事業

平成22年度に倉敷市自殺対策連絡会議で、委員から自殺未遂者への対応について各機関の役割を越えた生活支援の必要性が問題提起されたことを機に、平成24年度から実施。自殺未遂者またはその家族等に対して、市保健所が積極的に介入して適切な支援を図ることにより、再度自殺企図のないように生活支援する。

（単位：件）

年度	新規支援事例	自殺企図に至った要因 ※要因複数あり				自殺未遂歴有
		家族問題	経済問題	住居問題	健康問題	
R3	10	7	6	0	10	3
R4	12	19	11	0	21	9
R5	8	20	10	0	23	12

(12) 感染症対策

① 感染症対策

感染症のまん延を防止するため、発生時の患者への調査指導、該当業務への就業制限、消毒の指示、接触者への健康診断の勧告等を行っている。また、感染症発生動向調査により、発生報告を行っている。

一、二、三類感染症発生状況

（単位：人）

年	種別	新型インフルエンザ等感染症	三 類				計
		新型コロナウイルス感染症	腸管出血性大腸菌感染症	コ レ ラ	細菌性赤痢	腸チフス パラチフス	
R3		4,111	21	0	0	0	4,132
R4		74,056	27	0	0	0	74,083
R5		4,445	27	0	1	0	4,473

※一類感染症、二類感染症（結核を除く）は発生なし

※結核（二類感染症）については「(13) 結核予防」に記載

※※新型コロナウイルス感染症は、感染症法の位置づけが、令和3年2月に「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更。令和5年5月8日には「五類感染症」に変更された。

② エイズ対策事業

エイズの感染防止と患者・感染者や病気そのものへの差別や偏見の解消を図るため、エイズ出前講座やミニ講座の実施、チラシの配布を行い正しい知識の普及啓発に努めている。また、HIV抗体検査やエイズホットラインによる相談等を実施している。

（単位：件、人、回）

年 度	面接・電話による相談件数（延）		H I V抗体検査 受 診 者 数	エイズ出前講座	エイズミニ講座
		うちエイズホットライン			
R3	187	172	39	3	1
R4	364	301	92	1	0
R5	423	325	181	3	0

③ 肝炎対策事業

肝炎やウイルス感染について不安のある方へ無料検査や相談等を実施している。

(単位：件)

年 度	肝炎相談件数	C型肝炎ウイルス検査数	B型肝炎ウイルス検査数
R 3	80	27	30
R 4	239	85	93
R 5	339	157	166

④ 風しん対策事業

平成25年の全国的な風しんの流行を受けて、妊婦の風しん感染を防ぎ、先天性風しん症候群を予防するため、無料の風しん抗体検査やワクチン費用の一部助成を行っている。

助成状況

(単位：件)

年 度	風しん抗体検査	ワクチン費用助成
R 3	702	522
R 4	891	516
R 5	968	478

※平成25年度は対象者からの申請によりワクチン費用の一部助成を行った。

※平成26年度から、県下統一の事業として風しん抗体検査の無料実施が開始された。この抗体検査で抗体価が十分でなかった方を対象として、ワクチン費用の一部助成を行った。

※平成28年度は、妊婦健診で風しん抗体価が十分でなかった方にも対象を拡げ、ワクチン費用の一部助成を行った。

令和元年度から令和6年度までの6年間、風しんの追加的対策として、風しんの予防接種を公的に受ける機会のない昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性に対し、抗体検査及び予防接種を実施する。

実施状況

年 度	抗体検査	予防接種
R 3	3, 478	834
R 4	1, 315	281
R 5	799	235

(13) 結核予防

① 定期健康診断（胸部レントゲン検診）

結核患者の早期発見、早期治療のため健康診断を実施している。

(単位：人、%)

年度		R 3	R 4	R 5
区分	該 当 者 数	132, 949	132, 910	132, 805
	受 診 者 数	20, 053	21, 162	21, 401
	受診者数（医療機関）	—	—	—
	受 診 率 （ % ）	15. 1	15. 9	16. 1
か く 痰 検 査		0	0	0
結 核 発 見 患 者 数		0	1	0

② 定期予防接種

乳幼児期の結核の早期発見及び感染予防のために行っている。

(単位：人)

年度	R 3	R 4	R 5
区分			
B C G 接 種	3, 773	3, 622	3, 339

③ 結核患者管理

ア 結核登録患者の状況

(単位：人)

年	新登録患者		年末現在登録患者	
	患者数	り患率	登録患者	登録率
R 3	42	8.7	67	13.9
R 4	36	7.5	97	20.2
R 5	28	5.8	76	15.9

※り患率、登録率は人口（10月1日現在）10万人対

イ 接触者健康診断

(単位：人)

結核患者の接触者等に健康診断を行い、感染源の探索及び二次感染・発病の早期発見に努めている。

年 度	受診者数
R 3	191
R 4	149
R 5	181

ウ 管理検診

(単位：人)

結核登録患者に対して、結核の予防又は医療上の必要時に精密検査を行い、再発・重症化の早期発見に努めている。

年 度	受診者数
R 3	95
R 4	109
R 5	116

エ 結核医療費公費負担状況

(単位：件)

(単位：件)

第37条関係（勧告入院患者）			
R4年度末	R5年度承認数	R5年度解除数	R5年度末現在
2	11	10	3

年度	区分	第37条の2関係（一般患者）	
		申請数	承認数
R 3		65	64
R 4		65	65
R 5		41	40

(14) 予防接種

① 定期予防接種

伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、各種予防接種を行っている。

接種者総数

(単位：人)

区 分				R3年度	R4年度	R5年度
B 型 肝 炎	第一回			3,796	3,546	3,336
	第二回			3,836	3,528	3,353
	第三回			3,725	3,589	3,319
四 種 混 合 （百日ぜき ジフテリア 破 傷 風 急性灰白髄炎）	第一期	第一回		3,840	3,566	3,610
		第二回		3,834	3,643	3,611
		第三回		3,799	3,642	3,654
		追 加		3,822	3,526	3,601
三 種 混 合 （百日ぜき ジフテリア 破 傷 風）	第一期	第一回		0	0	0
		第二回		0	0	0
		第三回		0	0	0
		追 加		0	0	0
二 種 混 合 （ジフテリア 破 傷 風）	第一期	第一回		0	0	0
		第二回		0	0	0
		追 加		0	0	0
	第二期			2,960	3,004	2,701
麻しん風しん混合ワクチン	第一期			3,758	3,676	3,438
	第二期			4,167	4,088	3,986
麻 し ん				0	0	0
風 し ん				0	0	0
日 本 脳 炎	第一期	初回	第一回	3,298	3,845	3,642
			第二回	3,315	3,738	3,483
		追 加		2,823	4,394	3,521
	第二期			2,057	4,278	3,472
ポリオ（不活化ワクチン）	第一期	第一回		1	0	0
		第二回		1	0	0
		第三回		1	0	0
		追 加		1	2	0
水 痘	第一回			3,780	3,705	3,439
	第二回			3,789	3,349	3,396
子 宮 頸 が ん	第一回			1,496	2,858	2,998
	第二回			1,325	2,640	2,431
	第三回			1,055	1,993	2,195
ヒ プ	第一回			3,805	3,565	3,306
	第二回			3,844	3,541	3,323
	第三回			3,820	3,594	3,320
	追加			3,774	3,630	3,479
小 児 用 肺 炎 球 菌	第一回			3,811	3,559	3,308
	第二回			3,852	3,543	3,325
	第三回			3,826	3,597	3,322
	追 加			3,765	3,672	3,453
ロ タ	1価	第一回		1,791	1,727	1,611
		第二回		1,800	1,693	1,632
	5価	第一回		1,983	1,783	1,663
		第二回		1,978	1,797	1,660
		第三回		1,950	1,829	1,623
高 齢 者 イン フ ル エ ン ザ	65歳以上			82,164	81,877	82,551
	60～65歳未満			0	0	120
成 人 用 肺 炎 球 菌	65歳以上			4,158	3,646	3,966
	60～65歳未満			0	0	0

日本脳炎予防接種は接種後の健康被害の問題により、平成17年5月30日以降積極的勧奨を差し控えていた。新しいワクチンの導入により平成22年度から接種勧奨を再開、平成23年5月20日には積極的勧奨差し控えの影響を受けた者への特例が施行された。

平成24年11月1日から、従来の三種混合にポリオ不活化ワクチンを加えた四種混合ワクチンが導入された。

子宮頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンは、平成22年度から接種費用の全額助成を行った。平成25年4月から定期接種となった。

子宮頸がん予防ワクチンについては、平成25年6月14日に積極的勧奨を差し控える勧告が出され、令和3年11月に勧奨差し控えの廃止についての通知が出された。

水痘ワクチンは平成26年10月から定期接種化された。平成26年度のみ5歳未満の者に1回接種する経過措置が行われた。

成人用肺炎球菌ワクチンは、平成23年度、24年度に満70歳以上の市民、平成25年度から平成26年9月末までは満70歳の市民に対し、費用の一部助成を行った。平成26年10月から定期接種となった。

B型肝炎ワクチンは、平成28年10月から定期接種化された。

ロタウイルスワクチンは、令和2年10月から定期接種化された。

② 予防接種に関する相談件数

相談件数

(単位：件)

相 談 内 容	R3年度	R4年度	R5年度
助成制度に関すること	991	697	1,067
予防接種番号について	317	341	632
接種スケジュールに関すること	269	139	207
予防接種の効果に関すること	88	52	112
副反応に関すること	38	21	25
実施の報告について	163	147	142
その他	238	74	367

③ 臨時予防接種

新型コロナウイルス感染症の感染及び重症化を予防するために、予防接種を行っている。

接種件数

(単位：件)

種別	R3年度	R4年度	R5年度
新型コロナワクチン	787,149	599,772	190,146

(15) 難病対策

① 指定難病医療支援事業（実施主体：県）

(単位：人)

原因不明で、治療方法が確立していない難病のうち、国が定める疾病にかかっており、病態など一定の基準を満たす患者の医療費の自己負担分の一部を公費で負担している。患者の負担軽減だけでなく、病状や治療状況を把握し、治療研究の推進を図っている。

年 度	認定患者数（含重症患者）	重症患者数
R 3	4,447	—
R 4	4,599	—
R 5	4,882	—

② 小児慢性特定疾病医療支援事業

(単位：人)

小児慢性特定疾病にかかっている児童等に対して、医療費の自己負担の一部を公費負担することにより、児童の健全な育成を促進し、患者の負担軽減を図っている。

年 度	認定患者数
R 3	507
R 4	480
R 5	528

③ 訪問相談事業

(単位：回，人)

医療福祉相談に参加できない要支援難病患者やその家族が抱える日常生活上及び療養上の悩みについて、患者のプライバシーに配慮しつつ、個別の相談、指導、助言等を行うため、看護師等を訪問相談員として派遣するとともに、訪問相談員の確保と資質の向上を図るため、訪問看護師等の育成を行っている。

年 度	実	延べ
R 3	4	49
R 4	4	52
R 5	3	42

④ 医療福祉相談事業

(単位：回、人)

難病患者等の療養上の不安を解消するため、医療福祉相談班による相談、指導、助言を行っている。

新型コロナウイルス感染症の5類への移行に伴い、令和5年度から事業を全面的に再開した。

年 度	開催回数	参加人数
R 3	0	0
R 4	1	12
R 5	4	27

⑤ 患者・家族交流会

(単位：回、人)

同病者が少なく孤立しやすい難病患者・家族に対して、患者・家族の交流会を通じ、仲間づくりの支援を行っている。

新型コロナウイルス感染症の5類への移行に伴い、令和5年度から事業を再開した。

年 度	開催回数	参加人数
R 3	0	0
R 4	0	0
R 5	3	43

(16) 保健師活動

① 家庭訪問指導状況

地域の保健福祉サービスの現状と住民のニーズを総合的に検討しながら、倉敷市保健所、各保健福祉センター等の保健師約90名があらゆる健康状態の住民を対象に地域保健活動を推進している。

年 度	区 分	計		感染症		結 核		精 神		心身障害 (児・者)		成人・老人	
		初回	延べ	初回	延べ	初回	延べ	初回	延べ	初回	延べ	初回	延べ
R 3	被指導 人 員	3,407	6,501	57	58	56	122	505	1,158	73	185	129	219
	割 合 (%)	100	100	1.7	0.9	1.6	1.9	14.8	17.8	2.1	2.8	3.8	3.4
R 4	被指導 人 員	3,137	5,652	22	22	60	141	482	1,171	44	79	75	157
	割 合 (%)	100	100	0.7	0.4	1.9	2.5	15.4	20.7	1.4	1.4	2.4	2.8
R 5	被指導 人 員	3,596	5,883	26	26	50	164	496	1,186	70	135	130	153
	割 合 (%)	100	100	0.7	0.4	1.4	2.8	13.8	20.2	2.0	2.3	3.6	2.6

年 度	区 分	小児慢性 特定疾患		難 病		妊産婦		乳 児		幼 児		児童虐待		その他	
		初回	延べ	初回	延べ	初回	延べ	初回	延べ	初回	延べ	初回	延べ	初回	延べ
R 3	被指導 人 員	10	26	60	87	820	1,127	968	1,440	380	878	217	878	132	323
	割 合 (%)	0.3	0.4	1.8	1.3	24.1	17.3	28.4	22.2	11.1	13.5	6.4	13.5	3.9	5.0
R 4	被指導 人 員	9	11	58	71	656	837	893	1,270	420	752	296	885	122	256
	割 合 (%)	0.3	0.2	1.8	1.2	20.9	14.8	28.5	22.5	13.4	13.3	9.4	15.7	3.9	4.5
R 5	被指導 人 員	16	17	59	96	679	894	1,072	1,462	459	751	421	802	118	197
	割 合 (%)	0.4	0.3	1.6	1.6	18.9	15.2	29.8	24.9	12.8	12.8	11.7	13.6	3.3	3.3

(17) 組織育成

① 保健ボランティア

地域住民の健康づくりの推進役として地域ごとに組織されている愛育委員、栄養委員等のボランティアに対し、研修等を通して、人材・組織育成を図る。

(各年度 3.31現在 単位：人)

区分 年度	愛 育 委 員						栄 養 委 員					
	倉敷	水島	児島	玉島	真備	計	倉敷	水島	児島	玉島	真備	計
R 3	1,434	638	803	812	197	3,884	263	235	223	195	93	1,009
R 4	1,413	611	783	804	196	3,807	237	186	224	194	88	929
R 5	1,377	564	776	797	200	3,714	213	174	215	184	87	873

※船穂分は、玉島分に含まれる。

② 親子クラブ

就学（園）までの乳幼児及びその親により、おおむね小学校区単位に組織されており、地域の中の母と子の仲間づくりをすすめることにより、情報交換の場・育児の学習の場とし、更に、母子保健の問題を当事者の立場から考え健康問題の解決を目指すことを目標とし活動している。

(各年度 9.1現在 単位：人、数)

年度	倉 敷			水 島			児 島			玉 島			真 備		
	母	子	クラブ	母	子	クラブ	母	子	クラブ	母	子	クラブ	母	子	クラブ
R 3	184	206	16	17	19	2	23	27	2	51	56	5			
R 4	154	167	14	24	28	2	27	30	2	53	60	4			
R 5	133	145	13	13	15	1	27	30	2	68	75	4			

※真備は、平成28年度に倉敷市親子クラブから脱退した。

(18) 健康危機管理事業

地域における健康危機管理の観点から、地域住民組織及び地域の関係機関と共に、有事に迅速かつ有効な対応ができるような体制の構築を目指すとともに、保健所が健康危機における中核的機関としての役割を十分に果たすことができるように体制整備を行う。

① 地域健康危機管理体制推進事業

ア 災害時医療体制構築

健康危機の一因である、新型コロナウイルス感染症の受診体制整備として、診療体制検討会議等へ14回参加。

また災害時の医療機関との連携強化のため、「倉敷市大規模災害時医療部門初動対応ネットワーク（仮称）構築準備会」を開催し、倉敷連合医師会と課題の整理を行った。（1回）

イ 住民自助・互助での災害時対応力の向上

地区組織の活動の場等で、災害に対する意識の向上や自ら命を守るための行動促進に向け啓発。また能登半島地震応援派遣等の経験を活かし住民間の互助につながるように働きかけた。身近な健康危機である熱中症、ヒートショック等の予防行動の啓発のため、リーフレットの回覧や健康教育、SNS等の活用、展示を行った。

ウ 災害時の保健所機能強化

DHEAT研修（健康危機管理研修）への職員派遣や研修会の開催（保健所職員等71人参加）。研修内容を生かした災害訓練等を実施。

また、保健所内の災害時対応ワーキングメンバーで倉敷市保健所災害時初動マニュアルの改訂を行った。

② 感染症への備えと実践

倉敷市感染症予防計画と整合性を図り、健康危機に備えた準備を計画的に進めることや予防計画の実行性を担保するために「倉敷市保健所健康危機対処計画（感染症編）」の策定を行った。

③ 能登半島地震 保健師等派遣

令和6年1月10日～1月29日まで石川県珠洲市に保健師12人、事務職等8人を派遣した。珠洲市保健医療調整本部の大方針『災害関連死の防止』のもと、避難所における住民の健康支援、在宅における要支援者の健康管理等を行った。

(19) 献血の推進

医療技術の高度化により輸血用の血液の需用が年々増加し、それに対応するため、定期献血、地区献血を実施し、血液の確保に努めている。

・献血者数 (単位：人)

年 度	200ml	400ml
R 3	11	16, 155
R 4	5	16, 099
R 5	0	15, 326

(20) 医療施設、医師等医療従事者の状況

① 医療施設の概況

(R6. 3. 31現在 単位：数)

区 分		病 院							一般診療所				歯科診療所				助産所数
		施設数 総数	病 床 数						施設 数 総数	有床診療 所数	有床診療 所病床数	無床診療 所数	施設 数 総数	有床診療 所数	有床診療 所病床数	無床診療 所数	
			総 数	精神 病床	感染 症 病床	結 核 病 床	療 養 病 床	一 般 病 床									
全 市		36	7, 230	854	10	0	1, 058	5, 308	351	16	253	335	227	0	0	227	12
再 掲	倉敷	15	4, 695	662	10	0	370	3, 653	187	7	94	180	119	0	0	119	7
	児島	6	709	0	0	0	135	574	52	4	66	48	32	0	0	32	1
	玉島	7	627	0	0	0	334	293	56	2	38	54	33	0	0	33	0
	水島	6	927	0	0	0	219	708	47	3	55	44	36	0	0	36	2
	真備	2	272	192	0	0	0	80	9	0	0	9	7	0	0	7	2

※船穂分は玉島分に含まれる。

② 医療機関に対する立入検査 () は、うち自主検査数

(令和5年度 単位：件)

区 分		立入検査 延べ件数	文書指導 延べ件数	処 分 件 数				告発件数
				使用制限 又は禁止	管理者 の変更	許可の取消	閉鎖命令	
病 院		36 (0)	2 (0)	0	0	0	0	0
診療所	一般診療所	75 (58)	4 (0)	0	0	0	0	0
	歯科診療所	47 (39)	0	0	0	0	0	0
助 産 所		0 (0)	0	0	0	0	0	0
計		158 (97)	6 (0)	0	0	0	0	0

③ 医師等の医療従事者数

(隔年12. 31現在 単位：人)

年 次	医 師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師
令和2年	1, 882	365	970	206	191	7, 908
令和4年	1, 914	378	995	225	207	7, 888

※看護師数は准看護師数を含む。

(21) 救急医療

① 初期救急医療体制

ア 倉敷市休日夜間急患センター

- ・ 所 在 地 倉敷市新田2689番地 (電話425-5020)
- ・ 目 的 市民の急病の医療需要に対処し、その救急医療体制の確保及び充実を図り、市民の健康保持の増進及び福祉の向上に寄与する。
- ・ 開設年月日 昭和57年10月1日
- ・ 診療時間 休日 午前9時～午後0時30分、午後1時～午後5時
夜間 午後8時～午後10時
- ・ 診療科目 内科及び小児科

- ・診療体制 業務の全部を公益財団法人倉敷市保健医療センターに委託
休日 医師2名（1名は小児科医）、看護師3名
夜間 医師1名、看護師2名
- ・委託料 102,706千円（令和5年度）
- ・患者数の状況

（単位：人）

区 分	年 度	診 療 日 数	患 者 数	1日当たり患者数
休 日 診 療	R 3	71	2,137	30.1
	R 4	71	2,461	34.7
	R 5	72	7,268	100.9
夜 間 診 療	R 3	365	1,339	3.7
	R 4	365	1,639	4.5
	R 5	366	4,687	12.8

イ 在宅夜間急病診療

- ・目 的 夜間急病患者の救済を図り、市民の生命を守るとともに健全な生活の確保に資することを目的とする。
- ・施行年月日 昭和52年4月1日
- ・診療時間 午後8時～午後10時
- ・診療箇所 児島、玉島地区に各1箇所
- ・診療体制
 - 倉敷市連合医師会に業務を委託し、在宅当番医輪番診療により実施
 - 内科、小児科医を中心とした在宅当番医による応急処置とする。
 - テレホンガイドによる案内（児島・玉島支所に1箇所ずつ設置、ガイド時間は午後7時～午後10時）
 - 待機医師による診療
 - 当番医の診断で必要とする科目の待機医師（眼、耳、産等）へ連絡し、指示を受ける。
 - 二次病院への収容
 - 当番医の診断で直ちに入院治療を要する患者について、二次病院（奇数日は倉敷中央病院、偶数日は川崎医科大学附属病院）へ必要のあるときは連絡のうえ転送する。
- ・委託料 16,761千円（令和5年度）
- ・患者数の状況

（単位：人）

区分 \ 年度	R 3	R 4	R 5
内 科 ・ 小 児 科 疾 患	407	429	636
外 科 的 疾 患	23	21	25
産 婦 人 科 疾 患	19	8	11
耳 鼻 い ん こ う 科 疾 患	13	8	16
眼 科 疾 患	4	2	2
そ の 他 の 疾 患	2	3	2
合 計	468	471	692
救急病院へ移送した者	8	12	4

ウ 在宅休日診療

- ・目 的 休日急病患者の救済を図り、市民の生命を守るとともに健全な生活の確保に資することを目的とする。
- ・診療時間 午前9時～午後5時（令和4年4月から、真備地区は午前9時～午後1時に変更）
- ・診療箇所 倉敷・水島地区1箇所、児島地区2箇所、玉島地区1箇所、真備地区1箇所
- ・診療体制 倉敷、児島、玉島、吉備、都窪、北児島医師会の在宅当番医輪番診療
- ・委託料 15,352千円（令和5年度）

・患者数の状況

(単位：人)

年 度	倉敷・水島	児 島	玉 島	真 備
R 3	1, 398	2, 522	907	205
R 4	1, 858	3, 773	1, 676	247
R 5	2, 100	3, 975	2, 363	5, 908

※船穂地区は玉島地区へ含まれる。

エ 休日歯科診療

- ・目 的 市民の休日歯科診療の需要に対処し、その医療体制の確保を図る。
- ・施行年月日 倉敷・水島……昭和53年1月1日、児島……昭和54年10月7日、玉島……昭和56年4月5日
- ・診療時間 倉敷・水島地区…午前10時～12時、午後1時～午後3時
児島地区……………午前10時～12時、午後1時～午後3時
玉島地区……………午前10時～12時、午後1時30分～午後3時
- ・診療箇所 倉敷・水島、児島、玉島地区各 1 箇所
- ・診療体制 倉敷・水島地区（倉敷歯科医師会）……………センター方式
児島・玉島地区（児島・玉島歯科医師会）…在宅当番医による輪番診療
- ・補 助 金 1休日当たり15千円
- ・患者数の状況 (単位：人)

年 度	倉敷・水島	児 島	玉 島
R 3	529	91	124
R 4	515	98	105
R 5	507	100	155

オ 救急告示医療機関

- ・目 的 けがや交通事故等の外科的治療を要する患者の医療体制を確保することを目的とする。
- ・診療時間 24時間
- ・指定病院 市内21病院
- ・補 助 金 1病院につき200千円（21病院）

カ 小児初期救急医療確保のための事業

- ・目 的 小児の初期救急患者を小児科医が診療する医療体制の確保を図る。
- ・診療体制 倉敷医師会、児島医師会に委託し、休日、夜間に小児科医が診療にあたる。
- ・施行年月日 倉敷……平成15年1月1日、児島……平成14年10月1日
- ・委 託 料 14,800千円（令和5年度）

キ 自動体外式除細動器（AED）貸出事業

- ・目 的 市で開催される各種行事においてAEDを貸出すことにより、心肺停止者への早期の救命手当を行うとともに、市民へのAEDの普及啓発を行い、市民の安全と安心の確保に資することを目的とする。
- ・施行年月日 平成21年4月1日
- ・貸出体制 保健所に設置しているAED1台を閉庁日を中心に貸出しする。
平成29年12月20日からは、本庁、児島・玉島・水島・庄・茶屋町・船穂・真備支所の8箇所に貸出用AEDを1台ずつ増設設置し、貸出窓口を合計9箇所に拡大した。

② 二次救急医療体制

- ・目 的 休日又は夜間における重症救急患者（入院治療を必要とする患者）の医療を確保することを目的とする。
- ・施行年月日 昭和54年3月15日
- ・二次救急医療圏域の範囲
（岡山県南西部圏域構成市町）…倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
（令和5年4月1日現在構成市町）
- ・診療体制 圏域内の病院群輪番制病院（2病院）から1箇所、協力病院当番制病院（18病院）から倉敷地区（倉敷・水島・玉島）3箇所、井笠地区1箇所が当番となり、病院群が輪番制方式により実施している。
なお、小児の救急体制を強化するため、平成14年4月1日から2病院の輪番制による小児救急医療支援事業を開始した。
- ・補 助 金 47,508千円（令和5年度）

・経費の負担

- 病院群輪番制病院運営事業 圏域市町 全額負担
- 小児救急医療支援事業 国・県・圏域市町 各1／3の負担割合
- 協力病院当番制病院運営事業 圏域市町 全額負担
- 圏域内の市町が均等割20%、人口割80%の負担割合で本事業実施に伴う経費を負担する。
- 令和5年度における圏域内市町からの負担金額合計 17,456千円

・二次救急患者数の状況

病院群輪番制病院運営事業・小児救急医療支援事業

(単位：人)

年度	区分	内 科	小児科	外 科	その他	計	当番日
R 3	入 院	3,376 (7.7)	531 (1.2)	225 (0.5)	2,159 (4.9)	6,291 (14.4)	437日
	外 来	8,345 (19.1)	4,664 (10.7)	541 (1.2)	9,086 (20.8)	22,636 (51.8)	
	計	11,721 (26.8)	5,195 (11.9)	766 (1.8)	11,245 (25.7)	28,927 (66.2)	
R 4	入 院	3,557 (8.1)	649 (1.5)	253 (0.6)	2,249 (5.1)	6,708 (15.4)	437日
	外 来	8,838 (20.2)	5,573 (12.8)	460 (1.1)	8,773 (20.1)	23,644 (54.1)	
	計	12,395 (28.4)	6,222 (14.2)	713 (1.6)	11,022 (25.2)	30,352 (69.5)	
R 5	入 院	2,863 (6.5)	623 (1.4)	174 (0.4)	1,812 (4.1)	5,472 (12.5)	439日
	外 来	10,429 (23.8)	6,224 (14.2)	119 (0.3)	7,117 (16.2)	23,889 (54.4)	
	計	13,292 (30.3)	6,847 (15.6)	293 (0.7)	8,929 (20.3)	29,361 (66.9)	

※その他は、整形外科、脳神経外科など

※ () は一当番日平均患者数。計は一致しない場合がある。

協力病院当番制病院運営事業

(単位：人)

年度	区分	内 科	小児科	外 科	その他	計	当番日
R 3	入 院	162 (0.6)	3 (0.0)	46 (0.2)	118 (0.4)	329 (1.1)	288日
	外 来	1,465 (5.1)	88 (0.3)	770 (2.7)	1,109 (3.9)	3,432 (11.9)	
	計	1,627 (5.6)	91 (0.3)	816 (2.8)	1,227 (4.3)	3,761 (13.1)	
R 4	入 院	142 (0.5)	1 (0.0)	74 (0.3)	163 (0.6)	380 (1.3)	288日
	外 来	2,170 (7.5)	117 (0.4)	855 (3.0)	1,182 (4.1)	4,324 (15.0)	
	計	2,312 (8.0)	118 (0.4)	929 (3.2)	1,345 (4.7)	4,704 (16.3)	
R 5	入 院	163 (0.6)	0 (0.0)	63 (0.2)	200 (0.7)	426 (1.5)	292日
	外 来	2,148 (7.4)	211 (0.7)	936 (3.2)	1,453 (5.0)	4,748 (16.3)	
	計	2,311 (7.9)	211 (0.7)	999 (3.4)	1,653 (5.7)	5,174 (17.7)	

※その他は、産婦人科、整形外科など

※ () は一当番日平均患者数。計は一致しない場合がある。

③ 三次救急医療体制

- ・目 的 休日又は夜間における重篤救急患者（脳卒中、心臓発作等の入院治療を必要とする患者）の医療を確保することを目的とする。
- ・施行年月日 川崎医科大学附属病院……昭和54年1月1日、岡山赤十字病院……昭和58年4月1日
津山中央病院……平成11年12月19日、岡山大学病院……平成24年4月1日
倉敷中央病院……平成25年4月16日
- ・診療体制 県知事が岡山県下5箇所病院を指定、救命救急センターを設置し診療にあたる。
救命救急センター……岡山赤十字病院、倉敷中央病院、津山中央病院
高度救命救急センター……岡山大学病院、川崎医科大学附属病院

④ 地域医療の普及啓発

- ・事業概要 対話型講演会など高梁川流域連携中枢都市圏内の医療機関等と連携した取組を通じて、医療の機能分化に対する知識を深め、適切な地域医療環境の構築を図るための啓発活動を行う団体に対して支援を行う。
- ・施行年月日 平成28年4月1日
- ・補助金 345千円（令和5年度）

(22) 生活衛生

① 生活衛生対策

ア旅館業、興行場、公衆浴場などの生活衛生営業施設等に対し、関係法に基づき、許可、届出の受理及び監視指導等を行い、公衆衛生の向上に努めている。(単位：件)

年度 \ 区分		旅 館	興行場	公衆浴場	理容所	美容所	クリー ニング	特 定 建築物	計
R 3	施 設 数	168	9	51	385	1,012	183	137	1,945
	監視・指導 施 設 数	21	0	2	79	94	74	0	270
R 4	施 設 数	167	9	49	376	1,032	174	135	1,942
	監視・指導 施 設 数	15	0	8	26	64	17	0	130
R 5	施 設 数	173	9	49	378	1,055	172	135	1,971
	監視・指導 施 設 数	26	0	9	46	110	10	2	203

年度 \ 区分		プー ル	コインラ ンドリー	計	温泉利用	簡易専用 水 道	専用水道	計
R 3	施 設 数	30	97	127	14	520	14	548
	監視・指導 施 設 数	0	1	1	0	0	0	0
R 4	施 設 数	29	99	128	13	530	14	557
	監視・指導 施 設 数	0	0	0	0	0	0	0
R 5	施 設 数	29	100	129	13	528	14	555
	監視・指導 施 設 数	2	0	2	0	0	0	0

イ 家庭用品衛生監視指導

家庭用品に含まれる有害物質による健康被害を防止するため、市販されている製品を購入し、試験検査を実施している。

(検査項目：ホルムアルデヒド等、家庭用品の分類：繊維製品等)

年 度	検査件数	検査成績	
		適	不 適
R 3	30	30	0
R 4	30	30	0
R 5	30	30	0

② 薬事関係対策

ア 薬事関係監視

安全な医薬品等の提供と適正な使用を図るため、薬局、医薬品販売業者及び医療機器販売業者等に対し、監視指導を実施している。(単位：件)

年 度	許可・届出施設数	新規許可施設数	更新許可施設数	廃止施設数	立入検査施行施設数
R 3	2,178	163	70	132	466
R 4	2,183	218	134	213	659
R 5	2,207	212	97	188	558

イ 毒物劇物関係監視

毒物及び劇物に起因する保健衛生上の危害を防止するため、毒物劇物販売業及び毒物劇物業務上取扱者等に対し、監視指導を実施している。
(単位：件)

年 度	登録・届出施設数	新規登録施設数	更新登録施設数	廃止施設数	立入検査施行施設数
R 3	330	9	38	13	75
R 4	315	9	52	24	99
R 5	298	14	39	31	69

③ 食中毒防止対策

ア 食品衛生監視指導

食中毒の予防及び食品の多様化と製造技術の高度化に対応するため、倉敷市食品衛生監視指導計画に基づき食品等関連施設に対する監視指導を実施した。

(ア) 食品関係営業許可施設数及び監視指導状況

区 分 年 度	営 業 施 設 数	営業許可施設		廃 業	処 分 件 数						告発件数		監 視 施 設 数
		継 続	新 規		営 業 禁 止 命 令	営 業 許 可 取 消 命 令	営 業 停 止 命 令	改 善 命 令	物 品 廃 棄 命 令	そ の 他	無 許 可 営 業	そ の 他	
R 3	6,002	91	1,292	600	-	-	2	-	-	-	-	-	1,593
R 4	6,202	0	1,203	999	-	-	-	-	-	-	-	-	1,433
R 5	6,028	0	1,041	1,215	-	-	-	-	-	-	-	-	1,348

(イ) 届出を要する施設数及び監視指導状況

区 分 年 度	営 業 施 設 数	処 分 件 数				監 視 施 設 数
		営 業 禁 止 命 令	営 業 停 止 命 令	物 品 廃 棄 命 令	そ の 他	
R 3	2,399	-	-	-	-	29
R 4	2,385	-	-	-	-	58
R 5	2,181	-	-	-	-	71

イ 食中毒発生状況

年度	発生年月日	施 設	摂食者数	患者数	原 因 物 質
R 3	4月27日	弁当製造施設	6,453	2,545	ノロウイルス
	6月19日	菓子店	6	3	黄色ブドウ球菌
R 4	3月2日	飲食店	3	3	次亜塩素酸ナトリウム
R 5	4月17日	飲食店	8	4	クドア・セブテンブクタータ
	3月22日	飲食店	調査中	調査中	調査中（推定：粘液胞子虫）

ウ 衛生教育事業

各種講習会で、営業者及び消費者に対する衛生知識の普及啓発に努めた。

(単位：回、人)

年 度	区 分	営業者	集団給食	消費者	その他	計
R 3	回 数	5	0	1	1	7
	人 数	305	0	18	16	339
R 4	回 数	9	0	5	1	15
	人 数	441	0	80	17	538
R 5	回 数	12	1	10	1	24
	人 数	627	117	201	11	956

④ 動物の適正飼育の推進

ア 狂犬病予防対策

法に基づき、犬の登録・注射済票交付を行った。また、市民からの苦情相談（捕獲依頼）等により野犬の捕獲に努めた。

区分 年度	犬の登録 頭 数	(再掲) 新規登録 頭 数	狂 犬 病 予 防 注射頭数	野犬等の捕獲頭数 及 び 返 還 頭 数		苦情相談件数（野犬に関するもの）		
				捕獲頭数	返還頭数	捕獲収容 依 頼	咬 傷	そ の 他
R 3	27,878頭	2,757頭	15,851頭	404頭	56頭	595件	0件	7件
R 4	28,538頭	2,628頭	16,139頭	306頭	64頭	533件	0件	5件
R 5	25,755頭	2,618頭	16,296頭	304頭	56頭	586件	0件	12件

イ 動物の愛護及び管理業務

やむを得ない理由で飼えなくなった犬及び猫について引取りを行った。また、飼い犬及び猫における苦情相談に対して指導を行った。

区分 年度	犬の引取り頭数	苦情相談件数（飼い犬に関するもの）			
		放し飼い	鳴き声・糞尿	咬 傷	その他
R 3	4頭	13件	43件	15件	56件
R 4	3頭	34件	59件	22件	67件
R 5	2頭	21件	53件	23件	73件

区分 年度	猫の引取り匹数	苦情相談件数（猫に関するもの）		
		保護・引取り	被害（不適正飼養・鳴き声・糞尿）	その他
R 3	25匹	60件	115件	50件
R 4	19匹	55件	154件	59件
R 5	37匹	111件	154件	64件

ウ 倉敷市犬・ねこ等適正飼育啓発員（くらしきペットサポーター）

平成20年度に設置された倉敷市動物愛護管理審議会の答申を受け、行政と市民との架け橋を担う人材を育成することとなったもの。平成23年10月1日から試行されており、平成27年度からは公募による講習会を実施し、令和5年度までに228名（累計）に活動を委託している。

エ 飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成事業

飼い主のいない猫のみだりな繁殖を防止し、猫に起因する諸問題の解決を図るため、令和2年7月1日から事業を開始。

飼い主のいない猫の不妊去勢手術1件にかかる費用のうち、10,000円を上限として助成した。

区分 年度	手術件数	助成金額
R 3	103件	973,600円
R 4	109件	1,000,000円
R 5	228件	1,956,200円

オ 第一種動物取扱業

動物を販売するペットショップ等の施設について、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき登録・更新検査を実施した。

区分 年度	事業所件数	登録件数	(再掲) 新規登録数	(再掲) 登録の更新件数
R 3	193件	230件	20件	51件
R 4	201件	245件	30件	47件
R 5	211件	259件	32件	24件

(23) 衛生検査

① 流通食品の検査

市内の流通食品について食品衛生法に基づき、収去検査等を実施した。

年度	内 容	検査件数	検査項目数
R 3	食 品 衛 生 検 査	246	2, 635
	残留農薬・動物用医薬品検査	4	1, 284
R 4	食 品 衛 生 検 査	274	3, 120
	残留農薬・動物用医薬品検査	4	1, 263
R 5	食 品 衛 生 検 査	583	5, 182
	残留農薬・動物用医薬品検査	22	7, 576

② 食中毒・苦情検査

食中毒・苦情発生時に、原因物質究明のための微生物、ノロウイルス検査を実施した。

年度	検査件数	検査項目数
R 3	115	690
R 4	16	182
R 5	170	1, 777

③ 感染症検査

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症拡大防止のための微生物検査及びノロウイルス検査を実施した。

年度	検査件数	検査項目数
R 3	27	27
R 4	62	62
R 5	84	84

④ 生活（環境）衛生検査

公衆浴場法施行条例、旅館業法施行条例等に基づき、市内の生活（環境）衛生施設の水質検査を実施した。

年度	検査件数	検査項目数
R 3	10	50
R 4	25	140
R 5	18	103

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、家庭用品（乳幼児用繊維製品）のホルムアルデヒド検査を実施した。

年度	検査件数	検査項目数
R 3	30	30
R 4	30	30
R 5	30	30

13. 国民健康保険

(1) 国民健康保険事業の概要

平成29年度までの国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は、死亡に関し必要な保険給付を行うため、市町村が保険者となり、特別会計を設け保険料と国庫支出金を二大財源として、事業運営を行ってきた。

平成30年4月からの新たな国民健康保険制度においては、都道府県も新たに保険者に加わり、都道府県は、国民健康保険の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など事業運営の中心的な役割を担う一方、市町村は、資格管理や保険給付、保険証等の発行、保険料率の決定、保険料の賦課・徴収、保健事業など、被保険者（国保加入者）の身近な事業を引き続き担っている。

また、国民健康保険の加入対象者は、職場の健康保険や後期高齢者医療制度・生活保護適用者以外のすべての住民である。

・根拠法令：国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）

(2) 令和6年度倉敷市国民健康保険事業特別会計予算

(単位：千円)

歳 入			歳 出		
科 目	R6年度当初	構成比	科 目	R6年度当初	構成比
1. 国民健康保険事業収入	44,602,146	100.0	1. 国民健康保険事業費	44,602,146	100.0
01 保 険 料	7,268,684	16.3	01 総 務 費	600,905	1.3
03 保 険 税	0	0.0	05 保 険 給 付 費	32,807,431	73.6
05 使 用 料 及 び 手 数 料	200	0.0	08 国民健康保険事業費納付金	10,736,643	24.1
10 国 庫 支 出 金	576	0.0	10 保 健 事 業 費	318,117	0.7
20 県 支 出 金	33,071,675	74.1	15 諸 支 出 金	138,550	0.3
27 財 産 収 入	3,686	0.0	20 予 備 費	500	0.0
30 繰 入 金	3,980,475	9.0			
35 繰 越 金	100,000	0.2			
40 諸 収 入	176,850	0.4			

(3) 一般会計からの繰入金

(単位：千円)

区分 \ 年度	R4 (決 算)	R5 (決算見込)	R6 (当初予算)
歳 入	45,473,622	43,755,762	44,602,146
歳 出	45,231,859	43,708,152	44,602,146
差 引 残 高	241,763	47,610	0
繰 入 額	3,721,412	3,650,275	3,980,475

(4) 被保険者の現況

① 加入割合

(R6. 3. 31現在)

人 口			国 保 加 入			加 入 率	
人 口	世 帯	1世帯当たり 人 員	被保険者	世 帯	1世帯当たり 人 員	被保険者	世 帯
474,330人	220,070世帯	2.16人	78,577人	53,450世帯	1.47人	16.57%	24.29%

② 加入者の推移（年間平均）

区分 \ 年度	R4	R5	R6 (見込)
加 入 世 帯	57,238	54,903	53,705
加 入 者	86,009	81,164	79,427
加 入 率 (%)	18.0	17.05	-

③ 被保険者異動状況（令和5年度）

国 保 資 格 取 得				国 保 資 格 喪 失			
転 入	社保離脱	後期離脱	その他	転 出	社保加入	後期加入	その他
2,193	11,788	4	2,892	2,460	9,462	6,169	3,075

(5) 保険料

① 賦課方法等

料・税の別		料
賦課方法	医療分	3方式 (所得割・均等割・平等割)
	後期高齢者支援金分	
	介護分	
所得割算定基礎	医療分	旧ただし書方式 (基礎控除後の総所得金額等)
	後期高齢者支援金分	
	介護分	
賦課期日		4月1日
納期		10回(6月～3月)
納期限		毎月末(12月は25日)

② 保険料率

(単位：%, 円)

区分 年度	医療分				後期高齢者支援金分				介護分			
	所得割	均等割	平等割	賦課 限度額	所得割	均等割	平等割	賦課 限度額	所得割	均等割	平等割	賦課 限度額
R4	7.2%	26,040	21,240	650,000	2.6%	9,240	6,720	200,000	2.2%	9,240	5,280	170,000
R5	7.2%	26,040	21,240	650,000	2.6%	9,240	6,720	220,000	2.2%	9,240	5,280	170,000
R6	7.2%	26,040	21,240	650,000	2.6%	9,240	6,720	240,000	2.2%	9,240	5,280	170,000

③ 収納状況

(単位：千円)

年度	区分	調定額	収納額	還付未済額	収入済額	不納欠損額	収納率 (%)
R3	現年分	8,303,095	7,894,584	9,907	7,904,491	0	95.1
	滞納繰越分	1,010,822	423,169	765	423,934	144,469	41.8
R4	現年分	7,889,309	7,502,890	12,931	7,515,822	0	95.1
	滞納繰越分	837,492	332,509	858	333,367	113,192	39.7
R5	現年分	7,560,368	7,143,104	10,526	7,153,630	0	94.5
	滞納繰越分	762,690	269,513	446	269,959	96,277	35.3

④ 被保険者保険料負担状況(現年分調定額)

(単位：円)

区分	年度	R3	R4	R5
1 人 当 た り		92,199	91,727	93,149
1 世 帯 当 た り		141,058	137,833	137,704

(6) 給付

① 保険給付割合及びその他の給付

- 療養の給付 療養費 7割(70歳以上75歳未満8割、または7割、義務教育(小学校)就学前8割)
- 高額療養費
- その他給付
 - 出産育児一時金 1件につき420,000円
 - 葬祭費 1件につき50,000円
 - 傷病手当金

② 療養諸費率

区分 \ 年度		R3	R4	R5
療養の給付	件数 (件)	1,416,650	1,379,645	1,333,098
	費用額 (千円)	38,863,467	37,586,461	36,130,202
	1件当たり費用額 (円)	27,433	27,244	27,102
	1人当たり費用額 (円)	430,377	434,893	443,207
	受診率 (%)	1,568.8	1596.3	1635.3
療養費	件数 (件)	24,431	23,692	22,308
	費用額 (千円)	189,435	185,060	171,115
	1件当たり費用額 (円)	7,754	7,811	7,671
	1人当たり費用額 (円)	2,098	2,141	2,099
	受診率 (%)	27.1	27.4	27.4
合計	件数 (件)	1,441,081	1,403,337	1,355,406
	費用額 (千円)	39,052,902	37,771,522	36,301,318
	1件当たり費用額 (円)	27,100	26,916	26,783
	1人当たり費用額 (円)	432,475	437,034	445,306
	受診率 (%)	1,595.9	1623.7	1662.6

③ 療養の給付状況

区分 \ 年度		R3	R4	R5
入院	件数 (件)	24,734	23,210	22,591
	費用額 (千円)	14,851,092	14,559,869	14,130,076
	1件当たり費用額 (円)	600,432	627,310	625,474
	1人当たり費用額 (円)	164,462	168,464	173,333
	受診率 (%)	27.4	26.9	27.7
入院外	件数 (件)	801,776	781,147	749,357
	費用額 (千円)	16,122,021	15,351,224	14,623,546
	1件当たり費用額 (円)	20,108	19,652	19,515
	1人当たり費用額 (円)	178,536	177,621	179,386
	受診率 (%)	887.9	903.8	919.2
歯科	件数 (件)	195,656	190,392	182,731
	費用額 (千円)	2,763,916	2,682,626	2,535,635
	1件当たり費用額 (円)	14,126	14,090	13,876
	1人当たり費用額 (円)	30,608	31,039	31,104
	受診率 (%)	216.7	220.3	224.2
合計	件数 (件)	1,022,166	994,749	954,679
	費用額 (千円)	33,737,029	32,593,721	31,289,258
	1件当たり費用額 (円)	33,005	32,766	32,775
	1人当たり費用額 (円)	373,606	377,124	383,823
	受診率 (%)	1,132.0	1,151.0	1,171.1

④ 高額療養費 (昭和49年7月1日実施)

区分 \ 年度		R3	R4	R5
件数 (件)		82,144	74,555	70,276
支給額 (千円)		4,496,457	4,327,095	4,188,902
1件当たり支給額 (円)		54,739	58,039	59,606
1人当たり支給額 (円)		49,794	50,066	51,385

⑤ その他の給付

(単位：件、千円)

区分 年度	出産育児一時金		葬 祭 費		傷病手当金		計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
R3	270	113,835	610	30,500	52	3,743	932	148,078
R4	228	95,760	514	25,700	214	7,232	956	128,692
R5	221	108,392	533	26,650	9	155	763	135,197

市 民 病 院

内 容			
沿			革
建	築	概	要
診 療	科 目	別 医 師	数
利	用	状	況
入院・外来別収益状況調べ			
財	政	状	況
職			員

1. 沿革

- ・昭和25年5月 児島味野1609番地の既存建物を利用、20病床で開設、逐次増築50病床
- ・昭和33年12月 児島小川5丁目7番13号へ新築移転、103床（内伝染病床30床）で開業
- ・昭和37年6月 病棟324㎡を増築、44病床を増設
- ・昭和41年7月 中央検査室43.58㎡を増設
- ・昭和42年2月1日 合併により児島市立児島市民病院から倉敷市立児島市民病院と改称
- ・昭和48年10月1日 倉敷市児島味野4006番地1（現在地）へ新築移転、一般病床162床、結核病床38床、計200床で開業
- ・昭和49年5月1日 救急病院等を定める省令第1条に規定する救急病院となる。
- ・昭和52年10月1日 結核病床38床を廃止し、一般病床200床となる。
- ・平成7年3月31日 第2診療棟（鉄骨2階建、延床面積1,191.32㎡）を増築
- ・平成7年4月11日 眼科・耳鼻咽喉科及び健診センターを開設
- ・平成10年4月1日 リウマチ科、リハビリテーション科、麻酔科を新設
- ・平成11年6月1日 療養型病床群を導入
- ・平成12年1月1日 指定居宅介護支援事業者となる。
- ・平成12年4月1日 介護療養型医療施設の認定業者となる。
- ・平成12年4月1日 介護療養型医療施設15床となる。（療養型病床33床の内）
- ・平成12年6月1日 院外処方の実施
- ・平成13年4月1日 病床数198床に変更
- ・平成14年4月1日 小児科の夜間救急診療開始
- ・平成15年4月1日 地域医療連携室開設
- ・平成15年10月30日 臨床研修病院に指定される。
- ・平成16年3月15日 (財)日本医療機能評価機構による「病院機能評価」認定
- ・平成18年10月1日 神経内科を新設
- ・平成20年7月1日 亜急性期病棟を導入
- ・平成20年10月1日 分娩の受入中止
- ・平成20年12月1日 オーダリングシステム導入
- ・平成21年12月17日 倉敷市立児島市民病院の経営健全化方策等について（諮問）
- ・平成22年3月1日 アレルギー科の新設
- ・平成22年3月31日 倉敷市立児島市民病院の経営健全化方策等について（答申）
- ・平成22年4月1日 呼吸器内科、消化器内科の新設。電子カルテシステムの導入
- ・平成22年10月1日 介護療養型医療施設7床に変更（療養型病床33床の内）
- ・平成23年3月31日 居宅介護支援事業の廃止
- ・平成23年4月1日 形成外科、脳神経外科の新設、医療安全管理室の設置
- ・平成23年5月1日 亜急性期病床を35床に変更
- ・平成23年11月1日 脳卒中の専門医による診察を開始
- ・平成23年11月1日 亜急性期病床を42床に変更
- ・平成24年2月1日 介護療養病床を7床から4床に変更、医療療養病床29床
- ・平成24年4月1日 栄養管理科の新設
- ・平成25年2月1日 院内保育所の開設
- ・平成25年3月31日 介護療養病床を廃止
- ・平成25年4月1日 医療療養病床33床、看護師等修学資金貸与制度創設
- ・平成25年7月1日 循環器内科の新設
- ・平成26年7月1日 精神科の新設
- ・平成26年9月30日 脳卒中の専門医による診察を終了、亜急性期病床の廃止
- ・平成26年10月1日 地域包括ケア病棟の新設
- ・平成27年7月1日 日帰り産後ケア開始
- ・平成28年4月1日 地方公営企業法の全部適用

- ・平成28年10月1日 緩和ケア内科の新設
- ・平成28年10月1日 分娩の受入再開
- ・平成28年12月1日 倉敷市立児島市民病院の経営健全化方策等について（諮問）
- ・平成29年3月16日 倉敷市立児島市民病院の経営健全化方策等について（答申）
- ・平成30年1月31日 新病院竣工
- ・平成30年3月31日 医療療養病床廃止
- ・平成30年4月1日 倉敷市立児島市民病院から倉敷市立市民病院と改称し、一般病床198床を持つ新病棟で開院
- ・平成30年4月1日 歯科口腔外科の新設

2. 建築概要

- ・位 置 倉敷市児島駅前 2 丁目39番地（TEL472－8111・FAX472－8116）
- ・敷 地 面 積 16,762.58㎡（約5,080坪）
- ・建 築 面 積 3,515.2㎡（病院棟）
- ・延 床 面 積 14,116.7㎡（病院棟）
- ・構 造 P C造（基礎免震構造）、地上6階建
- ・建物の高さ 約26m

3. 診療科目別医師数

（R6.3.31現在）

科 目	内科	外科	整形外科	産婦人科	小児科	泌尿器科	耳鼻咽喉科	放射線科	形成外科
医師数	7	4	2	2	3	1	1	1	2

科 目	麻酔科	歯科口腔外科
医師数	1	1

4. 利用状況

令和5年度科別利用状況

（単位：人）

	外 来		入 院	
	患 者 数	1日当たり平均	患 者 数	1日当たり平均
内 科	30,869	127.0	20,025	54.7
外 科	9,048	37.2	6,512	17.8
整 形 外 科	17,847	73.4	10,827	29.6
産 婦 人 科	5,141	21.2	1,246	3.4
小 児 科	14,876	61.2	1,173	3.2
泌 尿 器 科	7,372	30.3	1,408	3.8
眼 科	2,526	10.4	139	0.4
耳 鼻 咽 喉 科	7,960	32.8	301	0.8
放 射 線 科	436	1.8	0	0.0
形 成 外 科	6,393	26.3	2,187	6.0
麻 酔 科	97	0.4	0	0.0
歯 科 口 腔 外 科	3,975	16.4	0	0.0
合 計	106,540	438.4	43,818	119.7

5. 入院・外来別収益状況調べ（税抜）

区分 年度別	入 院		外 来		計	
	患者数（人）	収 益（円）	患者数（人）	収 益（円）	患者数（人）	収 益（円）
R 3	47,943	2,147,148,193	102,031	900,289,480	149,974	3,047,437,673
R 4	44,878	2,092,242,218	106,893	985,094,789	151,771	3,077,337,007
R 5	43,818	1,929,360,384	106,540	972,859,075	150,358	2,902,219,459

6. 財政状況

(1) 収益の収支（決算は税抜、予算は税込）

（単位：千円）

区 分		R 4年度（決算）	R 5年度（決算見込）	R 6年度（当初予算）
収 入	医 業 収 益	3,399,080	3,210,954	3,522,202
	医 業 外 収 益	906,311	531,784	356,011
	特 別 利 益	10	267	200
	計	4,305,401	3,743,005	3,878,413
支 出	医 業 費 用	3,515,845	3,532,425	3,977,938
	医 業 外 費 用	135,294	186,689	42,813
	特 別 損 失	1,517	32	1,000
	予 備 費	0	0	0
	計	3,652,656	3,719,146	4,021,751

(2) 資本的収支（決算は税抜、予算は税込）

（単位：千円）

区 分		R 4年度（決算）	R 5年度（決算見込）	R 6年度（当初予算）
収 入	企 業 債	79,200	709,400	50,000
	他 会 計 繰 入 金	38,627	106,148	106,632
	他 会 計 借 入 金	0	0	0
	固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0
	補 助 金	8,252	0	0
	投 資 回 収 金	450	0	0
	計	126,529	815,548	156,632
支 出	企 業 債 償 還 金	277,890	297,063	316,199
	他 会 計 長 期 借 入 金 償 還 金	27,875	27,886	27,896
	建 設 改 良 費	79,684	649,806	60,000
	投 資	0	0	0
	計	385,449	974,755	404,095

7. 職 員

（R6.3.31現在）

職 種	人 員	職 種	人 員	職 種	人 員
医 師	24	臨 床 検 査 技 師	5	栄 養 士	3
歯 科 医 師	1	理 学 療 法 士	8	事 務 職 員	16
看 護 師	106	作 業 療 法 士	5		
薬 剤 師	5	言 語 聴 覚 士	2	このほか会計年度任用職員	64
放 射 線 技 師	6	臨 床 工 学 技 士	1	合 計	246